

横浜市都市計画マスタープラン中区プラン
「中区まちづくり方針」
改定原案

令和元年6月

中区役所 区政推進課

都市整備局 地域まちづくり課

目次

序	2
序-1 中区プランの位置付けと役割	2
序-2 中区プランの構成	4
序-3 改定の背景と経緯	5
第1章 まちづくりの現状と今後の目標	6
1-1 中区の成り立ちと現況	6
1-2 まちづくりの課題	46
1-3 まちづくりの目標	50
第2章 分野別方針	54
2-1 土地利用に関する方針	54
2-2 生活環境に関する方針	57
2-3 コミュニティに関する方針	63
2-4 都市防災に関する方針	67
2-5 都市交通に関する方針	76
2-6 都市の魅力・活力に関する方針	80
2-7 都市環境に関する方針	85
第3章 エリア別方針	89
3-1 エリアの区分	89
3-2 エリア別方針	90
(1) 関内・関外エリアのまちづくり	90
(2) 新山下エリアのまちづくり	99
(3) 山手エリアのまちづくり	102
(4) 本牧・根岸エリアのまちづくり	105
(5) 港湾・臨海エリアのまちづくり	110
第4章 まちづくりの推進	112
4-1 まちづくりの推進に向けた区民、事業者、行政の取組	112
4-2 中区プランの充実	113
用語集	114

序

序-1 中区プランの位置付けと役割

「横浜市都市計画マスタープラン」は、横浜市の都市計画に関する長期的な基本方針であり、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられ、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などに則して定められます。また、「横浜市都市計画マスタープラン」は「全体構想」と「地域別構想」とで構成されています。

「全体構想」は横浜市全体の計画であり、平成 12（2000）年 1 月に初めて策定され、その後、社会経済情勢の変化などを受けて、平成 25（2013）年 3 月に改定が行われました。

「地域別構想」は、市民に近い行政単位である区の将来像等を示し、市民と協働でまちづくりを進めていく上での基本方針を示しています。中区では、平成 17（2005）年 7 月に、「横浜市都市計画マスタープラン・中区プラン『中区まちづくり方針』（以下「中区プラン」という。）」を策定しました。この度、全体構想の改定を受けて、「中区プラン」の改定を行うことになりました。

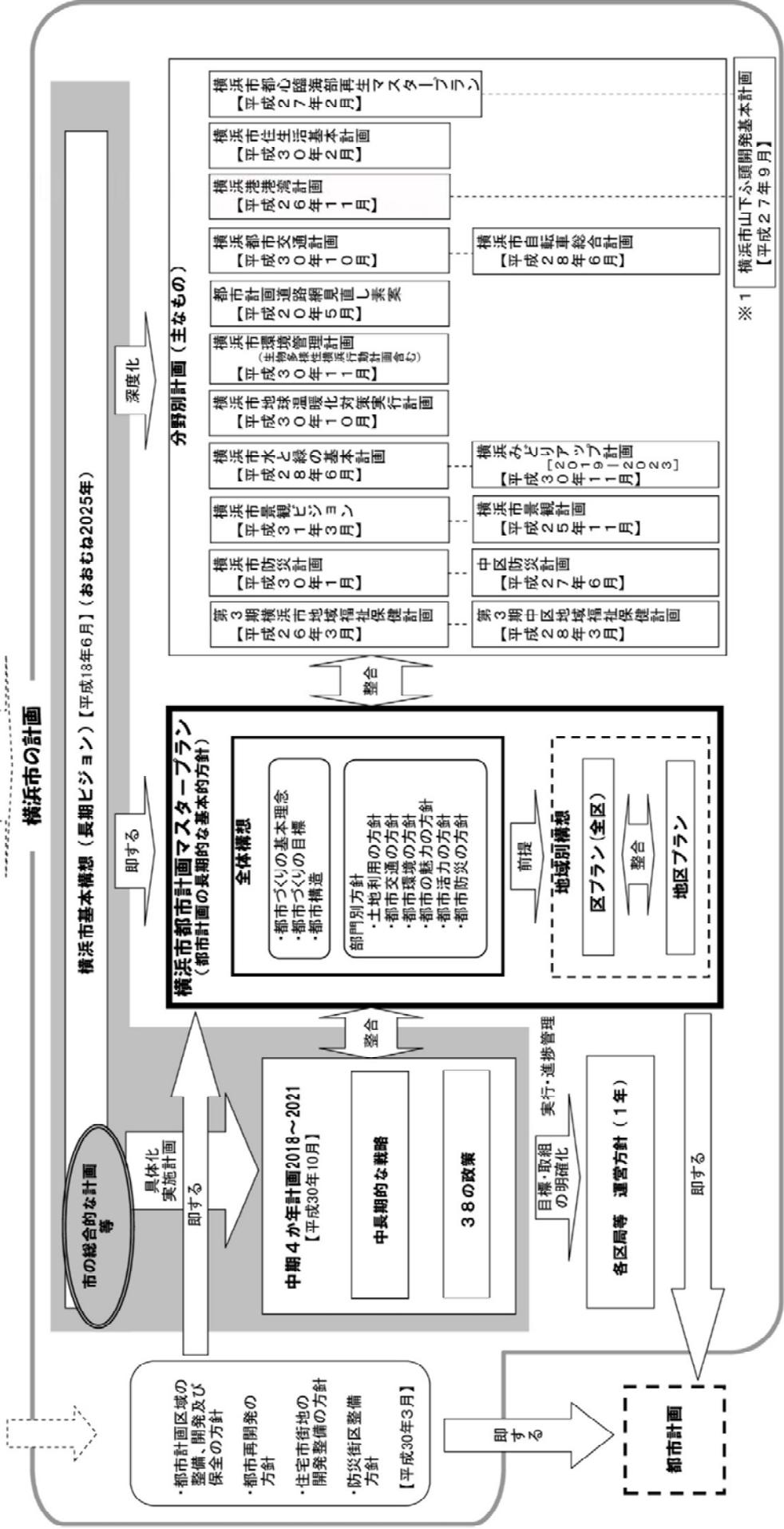
「中区プラン」は、おおむね 20 年後の中区の将来像を示すとともに、市民との協働でまちづくりを進めていく上での基本方針を示すものです。

「全体構想」で明記している都市計画マスタープランの役割は次のとおりです。

- ①都市づくりの基本理念や目標等を定めることにより、都市計画を定める際の指針とします。
- ②土地利用や都市施設整備など都市計画に関する方針や情報等をまとめ、市民にお知らせします。
- ③都市づくりの目標等を市民と共有することにより、まちづくりに多様な主体が参画する機会を促します。

横浜市都市計画マスタープランと関連計画との関係

国土形成計画（全国計画【平成27年】・首都圏広域地方計画【平成28年】）



※1 「横浜市山下ふ頭開発基本計画」については、分野別計画ではありませんが、区内の重要な地区の計画として掲載しています。

序-2 中区プランの構成

中区プランは、以下の内容で構成します。

第1章 まちづくりの現状と今後の目標

中区の成り立ちと現況、まちづくりの課題を明らかにした上で、まちづくりの目標を定め、区の将来都市構造を示します。

- 1-1 中区の成り立ちと現況
- 1-2 まちづくりの課題
- 1-3 まちづくりの目標

第2章 分野別方針

まちづくりの目標を達成する上で、基本となる7つの分野別にまちづくりの方針を定めます。

- 2-1 土地利用に関する方針
- 2-2 生活環境に関する方針
- 2-3 コミュニティに関する方針
- 2-4 都市防災に関する方針
- 2-5 都市交通に関する方針
- 2-6 都市の魅力・活力に関する方針
- 2-7 都市環境に関する方針

第3章 エリア別方針

中区内を5つのエリアに区分し、各エリアの特性や課題などを踏まえて、まちづくりの目標と方針を定めます。

- 3-1 エリアの区分
- 3-2 エリア別方針
 - (1) 関内・関外エリアのまちづくり
 - (2) 新山下エリアのまちづくり
 - (3) 山手エリアのまちづくり
 - (4) 本牧・根岸エリアのまちづくり
 - (5) 港湾・臨海エリアのまちづくり

第4章 まちづくりの推進

まちづくりを具体的に推進していく主体と役割分担などについて示します。

- 4-1 まちづくりの推進に向けた区民、事業者、行政の取組
- 4-2 中区プランの充実

序-3 改定の背景と経緯

(1) 改定の背景

中区プランが策定されてから、14年が経過しました。この間、横浜市基本構想（長期ビジョン）が策定され、横浜市都市計画マスタープラン全体構想（以下、「全体構想」という）の改定や様々な分野別計画の改定も進んでいます。

全国的な少子高齢化及び人口減少の動向、住宅の老朽化や空き家の増加、東日本大震災後の防災意識の高まり、地球温暖化に伴う環境・エネルギー問題の進行、都市間競争の激化、グローバル化の進展などの社会経済情勢を受けて、子育て世代を含む多世代が住みやすいまち、防災機能の強化、環境問題への対応、国際競争力の一端を担う地域としての魅力づくりや活性化など、中区のまちづくりに関する新たな課題が生じています。

中区では、新山下で横浜市立みなと赤十字病院や商業施設が立地するなど、土地利用転換が進んだほか、象の鼻パークなどが整備され、今後も新市庁舎などが整備される予定です。市庁舎の移転に伴う跡地の整備等を契機とした区内・関外の更なる活性化や、増加する観光客等に対応した受入れ機能などの強化を図るとともに、ハーバーリゾートの形成を目指す山下ふ頭の再開発など、都心臨海部における更なるにぎわい創出に向けたまちづくりを進める必要があります。

これらの背景を踏まえて、区の将来像やまちづくりの方針を柔軟に見直す必要があり、変化に対応した改定を行うため、おおむね20年後の令和22（2040）年を目標とする中区プランを示します。

(2) 改定のポイント

- ① 高齢化の進行、子育て環境に対するニーズの高まり、外国人人口の増加などを踏まえ、分野別方針として、全体構想で示す項目のほか、「生活環境に関する方針」及び「コミュニティに関する方針」を追加しました。
- ② 各分野別計画の内容と適合させ、都市計画の内容を中心としつつも、地域福祉保健計画など福祉要素を考慮したまちづくりを重視し、ソフト的な要素も含めた指針として整理を行いました。
- ③ 東日本大震災後の人々の防災意識の高まりを考慮し、誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちを目指した方針を記載しました。

(3) 改定の流れ

中区プランの改定にあたっては、多くの市民の意見や提案を早期から反映しようと考えました。

中区制90周年を迎えた平成29（2017）年には、中区制100周年に向けたまちの将来像について意見募集を実施したほか、エリア別意見交換会を開催し、いただいた意見を改定素案の作成の参考としました。

さらに、平成30（2018）年には、改定素案の概要版の配布、ホームページによる周知を行い、市民を対象とした説明会（計3回）を実施しました。それらに伴って郵送、電子メールなどによりいただいた意見や提案を反映させ、改定原案を作成した後、横浜市都市計画審議会の審議を経て、令和2（2020）年に改定版を策定しました。（※）

※今後の予定を示しています。

第1章 まちづくりの現状と今後の目標

1-1 中区の成り立ちと現況

(1) 区の成り立ち

①開港以前～明治・大正

現在の大岡川、中村川及び堀川の内側の吊鐘状の部分は、約360年前の江戸時代初期に埋立て工事が開始されるまで、浅瀬の入海でした。また、元町あたりから北へ伸びた砂洲（横浜村）がありました。

約350年前には、現在の関外の埋立てが完成し（吉田新田）、その後現在の関内が埋め立てられました（横浜新田・太田屋新田）。江戸時代の新田開発が、近代横浜の基盤を創り上げたと言われていいます。

吉田新田の周辺には、野毛浦、戸部村、太田村、蒔田村、堀ノ内村及び中村の各村がありました。

また、山手の丘陵地の南側には、本牧本郷村、根岸村及び北方村の各村がありました。

安政6（1859）年の開港によって、横浜の大都市への歩みが始まります。開港後は、現在の関内にあたる地域が外国人居留地及び日本人居住地からなる開港場として整備が進み、現在の骨格が形成されました。

貿易が盛んになるにつれて日本人居住地も発展しました。商家の増加や流入人口の増加に伴う日本人居住地の拡大のため、次々と埋立てが行われました。拡大した居住地の中には芝居小屋、角力場、寄席等の娯楽施設もでき、特に本町通りには、三井等の大店が建ち並び、日本人居住地と外国人居留地とを結ぶメインストリートとして大変なにぎわいを見せたと言われていいます。

慶応2（1866）年、大火により当時の関内の3分の2に近い地域が焼き払われたことを契機に、まちの防火を目的とした計画的な道路整備や、公園・下水道整備が行われました。

明治政府は富国強兵に基づく殖産興業の旗印のもと、欧米の技術導入を図り、主要貿易港で外国との窓口である横浜が文明開化の中心となり、日本初のガス灯、近代街路樹や鉄橋が整備されました。

明治22（1889）年の市町村制施行に伴い横浜市が誕生し、国際貿易港であった横浜港の拡張整備が進められました。横浜の人口増加は急速に進み、貿易だけでなく工業化も進みました。横浜は関内だけでなく周辺地域も含めて次第に発展し、港湾整備や工場誘致などが進められ、新港ふ頭などの埋立ても行われました。

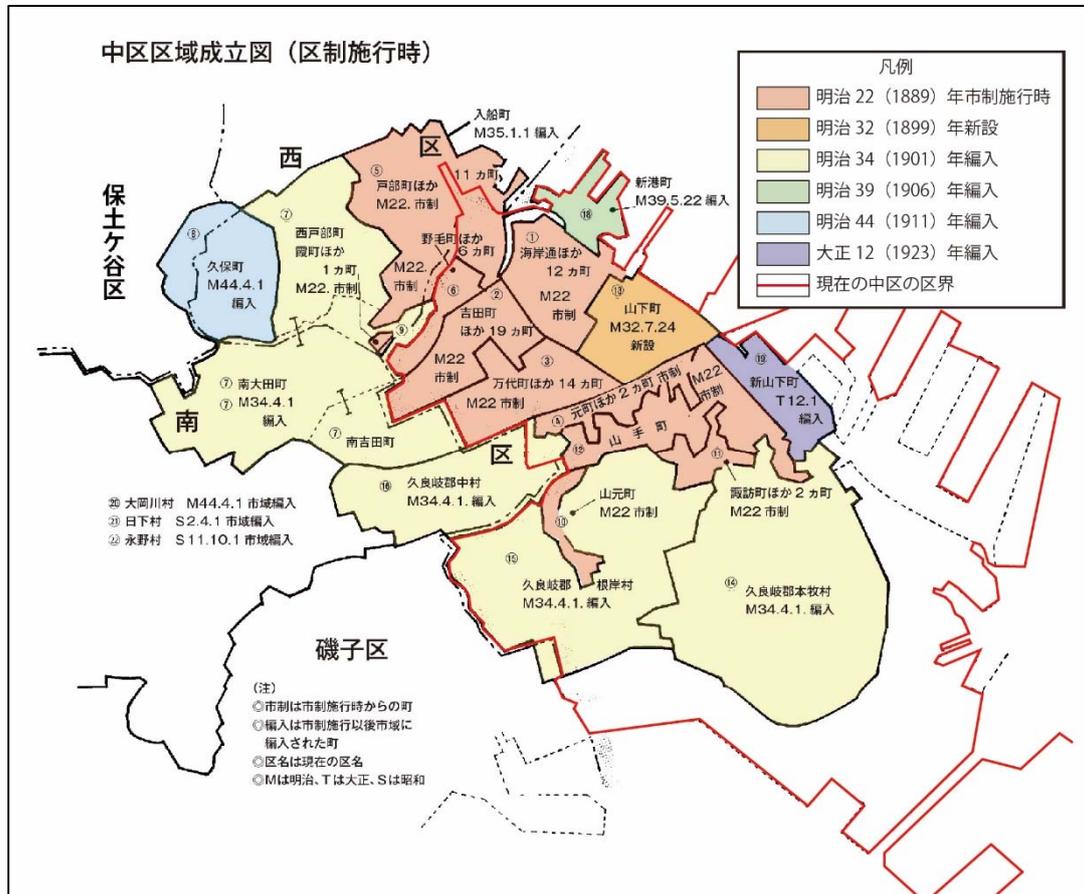
②大正～戦後

大正12（1923）年、関東大震災に見舞われた横浜は多くの被害を受けました。関東大震災後は、震災復興区画整理事業や港湾整備事業が行われ、都市機能の整備が行われたほか、倒壊した建物等のがれきの処分を兼ねて、山下公園が整備されました。復興途上の中、昭和2（1927）年の区制施行により中区は誕生しました。その後、昭和18（1943）年に南区、昭和19（1944）年に西区が新設されたことにより分区され、中区は現在の104箇町となりました。

昭和16（1941）年、日本は太平洋戦争に突入し、昭和20（1945）年の横浜大空襲で中区は広範囲にわたり被害を受けました。

そして、終戦後は連合軍の占領によって横浜の接收が始まりました。中区は横浜市の中心市街地であったため、区域面積の74パーセントが接收されました。昭和27(1952)年から行われた接收解除により、都心部においても、昭和21(1946)年に作成された横浜市復興計画に基づいて復興事業が進められました。

図1-1 中区区域成立図(昭和2(1927)年区制施行時)



出典：『横浜中区史』を基に作成

③戦後～昭和末期

昭和35(1960)年に政府の所得倍増計画が策定され、東京への人口・産業の集中が急速に進み、周辺都市のベッドタウン化が進みました。横浜においても急激な人口増加や産業活動が増大し、市街地が無秩序に周辺に広がることによる土地利用の混乱や、公共・公益施設の整備不足などの都市問題が発生しました。

昭和40(1965)年、「横浜の都市づくり将来計画の構想」では、これまでの歴史的経緯を踏まえた港湾都市、工業都市、住宅都市に加えて、国際文化管理都市の形成を都市づくりの目標としました。このような機能をもつ都市づくりを進めるにあたり、①都心部強化事業、②金沢地先埋立事業、③港北ニュータウン建設事業、④高速鉄道建設事業、⑤高速道路網建設事業、⑥横浜港ベイブリッジ建設事業の6大事業を掲げ、推進してきました。また、横浜市では、昭和40年代後半より都市デザインの手法を取り入れ、歴史を生かしたまちづくりや公共空間のデザインなど、特徴と魅力ある都市空間の形成に取り組み、現在に至っています。

明治初期に運行を開始した横浜市電(以下「市電」という。)は、都心部の開発が進み自動車交通が増加する中で市街地の交通混雑が激しくなり、市街地内を走る市電は定時運行が困難になりまし

た。市電は昭和 41（1966）年以降次々と廃止され、昭和 47（1972）年に全廃となりました。一方、昭和 47（1972）年に市営地下鉄ブルーラインの伊勢佐木長者町駅から上大岡駅までの区間が開業し、昭和 48（1973）年までに現在の J R 根岸線の全線が開通するなど、鉄道の整備が進みました。郊外では宅地開発が進められ、昼間人口が夜間人口を下回るベッドタウン化が進むのに対し、中区では昼間人口が増加し、都心部は業務・商業地区として成長を遂げました。

④昭和末期～現在

昭和 59（1984）年に首都高速横浜羽田空港線、平成元（1989）年に横浜ベイブリッジが開通し、広域的な道路網の整備が進められ、現在も横浜港の物流機能を支えるための道路整備が進んでいます。

また、平成 16（2004）年には、横浜高速鉄道みなとみらい線が開業し、東急東横線と相互直通運転（東急東横線の横浜駅―桜木町駅間は廃止）が行われ、平成 25（2013）年には東京メトロ副都心線等との相互直通運転が開始され、首都圏の広域的な鉄道ネットワークが整備されました。

臨海部では、平成 14（2002）年に赤レンガパーク、平成 21（2009）年に象の鼻パークが整備されるなど、地区の歴史や象徴を生かしたにぎわいの場の整備が進められています。

また、他都市に先駆けて、文化芸術の創造性を生かし、「文化芸術振興」や「経済振興」といったソフト施策と「まちづくり」などのハード施策に一体的に取り組む「文化芸術創造都市＝クリエイティブシティ」として、歴史的建築物や公共空間の有効活用などによる創造界隈の形成などの取組が進められています。
（出典：『港町横浜の都市形成史』）

（２）中区の地勢

中区は横浜市の臨海部の中央に位置し、北側、東側、南側が海に面し、西側は西区、南区及び磯子区と接しています。面積は 20.93 平方キロメートルで、横浜市域（435.29 平方キロメートル）の約 4.8 パーセントです。

中区の地形は大きく分けると、低地、台地状の丘陵地と河川（大岡川、中村川、堀川及び千代崎川）で構成されています。

低地は、開港当時の横浜村であった一帯、大岡川流域の日ノ出町・野毛町方面、千代崎川流域の本牧町方面及び海岸線の本牧元町・間門町^{まかど}方面の一帯に分布しています。中区ではこれらの低地に加えて、関内・関外及び臨海部の埋立てによる低地が広がっているのが大きな特徴です。これらの埋立地は、江戸時代の新田開発によるもの、開港に伴うもの、戦後の港湾用地、産業関連用地、工業用地など、それぞれの時代の施策によるものでした。

中区の台地状の丘陵地は大別して三つに分けられます。

一つ目は、日ノ出町・野毛町方面の低地を取り巻く野毛山及び伊勢山です。二つ目は、山手台地で、北に向かって浅い谷戸をいくつも作りながら、折れ曲がって東西に広がり、南区の中村橋方面

図 1-2 中区の位置

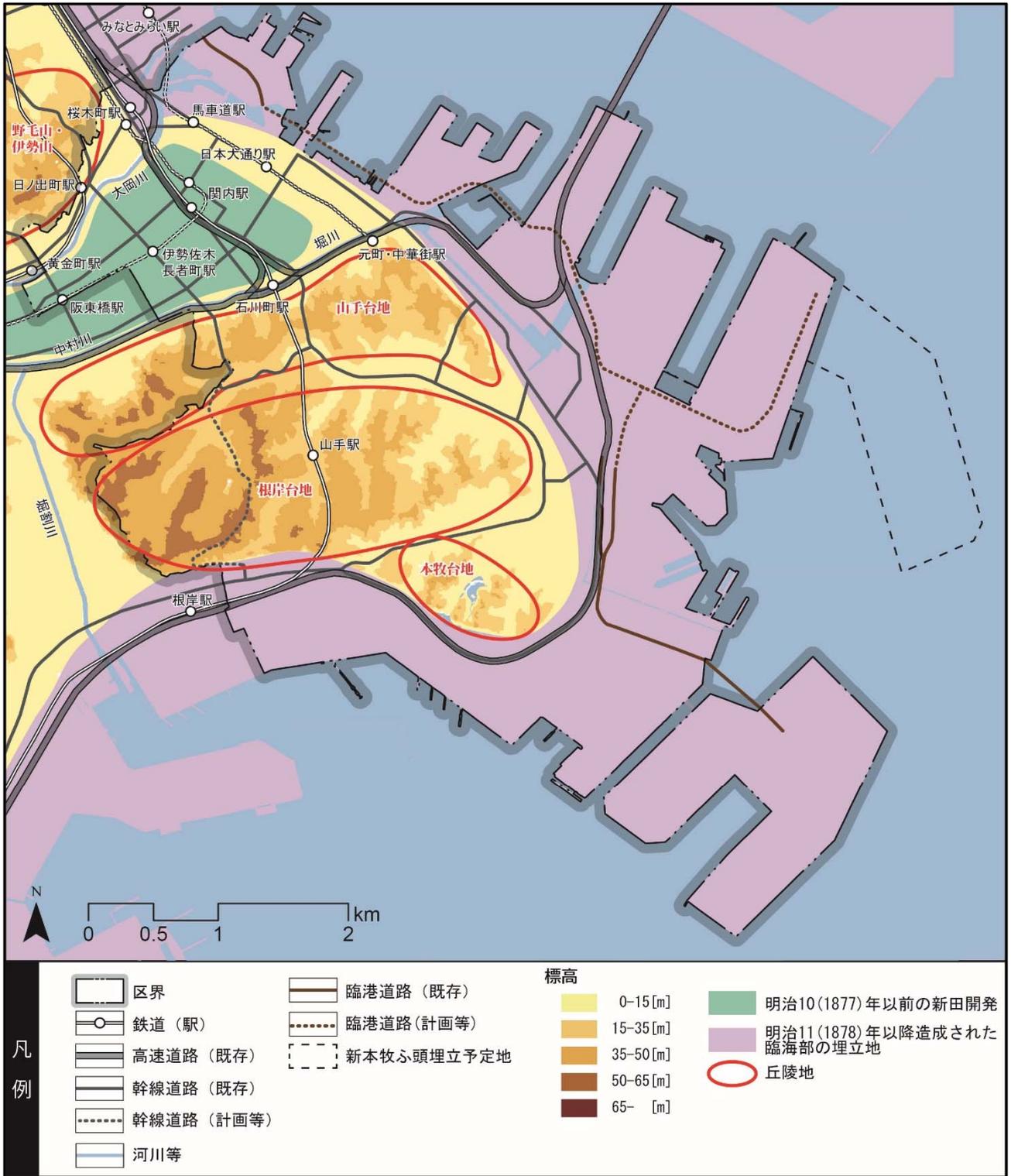


へ伸びています。台地の北端の急斜面には樹木が多く、特に新山下側は切り立った崖となっています。三つ目は、山手台地の南側にある根岸台地です。根岸台地の南側は急な^{かいがい}海崖になっています。間門から東に向かっては広い谷があり、その南側には本牧の台地が続いています。

区内には、大岡川、中村川、堀川及び千代崎川の四つの河川が流れています。大岡川は南区を北東に向かって縦断するように流れ、南区の日枝神社裏で分流し、北側の大岡川の本流は野毛山の裾下を流れて新港ふ頭の西側から横浜港内に入ります。南側に分かれた支流は、中村川として山手の丘陵地の裾を流れています。西之橋から下流は堀川と呼ばれ、山下橋を経て港内に流れ込みます。また、以前は西之橋付近から桜木町方面に向かって流れていた派大岡川^{は おおおかがわ}が埋め立てられ、首都高速神奈川1号横羽線になっています。千代崎川は山手の丘陵地を水源として本牧通り沿いを流れ、小港橋から横浜港に注ぐ河川です。現在はすべて暗きよとなり、川面が見られるのは河口付近のみとなっています。

(出典：『横浜中区史』)

図 1-3 中区の地勢



出典：『横浜港史 各論編』を基に作成

(3) 人口・世帯

①増加傾向にある人口・世帯数

中区における人口の推移を見ると一貫して増加傾向にあり、20年間で約31,000人増加して平成27(2015)年には約148,000人となっています。平成7(1995)年の人口と比べ、平成27(2015)年は、市全体では12.6パーセントの増加であるのに対して中区では26.8パーセントの増加であり、市全体に比べて増加率は高いといえますが、近年はその伸びが鈍化しています。

中区における世帯数の推移も増加傾向が継続しており、20年間で約24,000世帯増加して平成27(2015)年には約79,000世帯となっています。平成7(1995)年の世帯数と比べ、平成27(2015)年は、市全体では30.5パーセントの増加であるのに対して中区では45.2パーセントの増加であり、人口と同様、市全体に比べて増加率が高くなっています。

②増加が顕著な老年人口

中区における年齢3区分別人口の推移を見ると、平成7(1995)年から一貫して、年少人口(15歳未満)の割合が老年人口(65歳以上)の割合を下回り、平成27(2015)年には11パーセントを切りました。一方、老年人口の割合は増加傾向が顕著で、平成27(2015)年には23.2パーセントに達しており、横浜市平均の23.4パーセントと同程度の割合となっています。

図1-4 総人口(中区)及び人口増加率の推移
(中区・横浜市)(平成7(1995)年～平成27(2015)年)

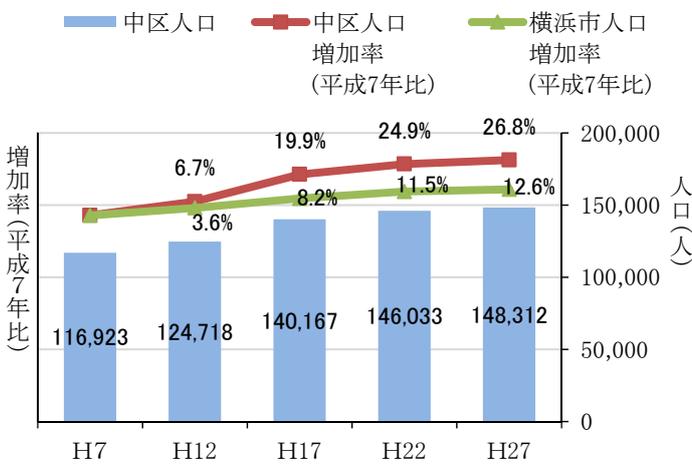


図1-5 総世帯数(中区)及び世帯数増加率の推移
(中区・横浜市)(平成7(1995)年～平成27(2015)年)

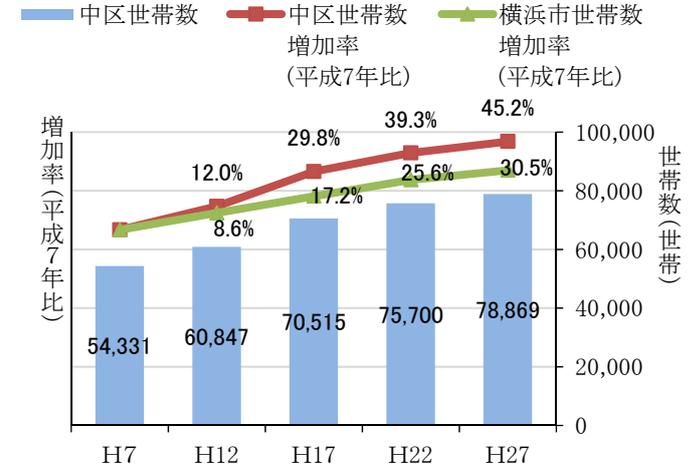
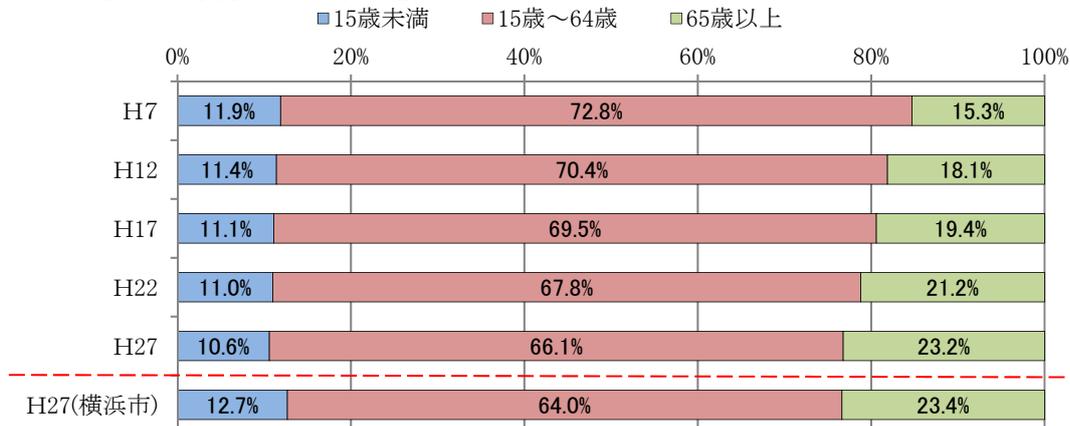


図1-6 年齢3区分別人口割合の推移(中区)(平成7(1995)年～平成27(2015)年)

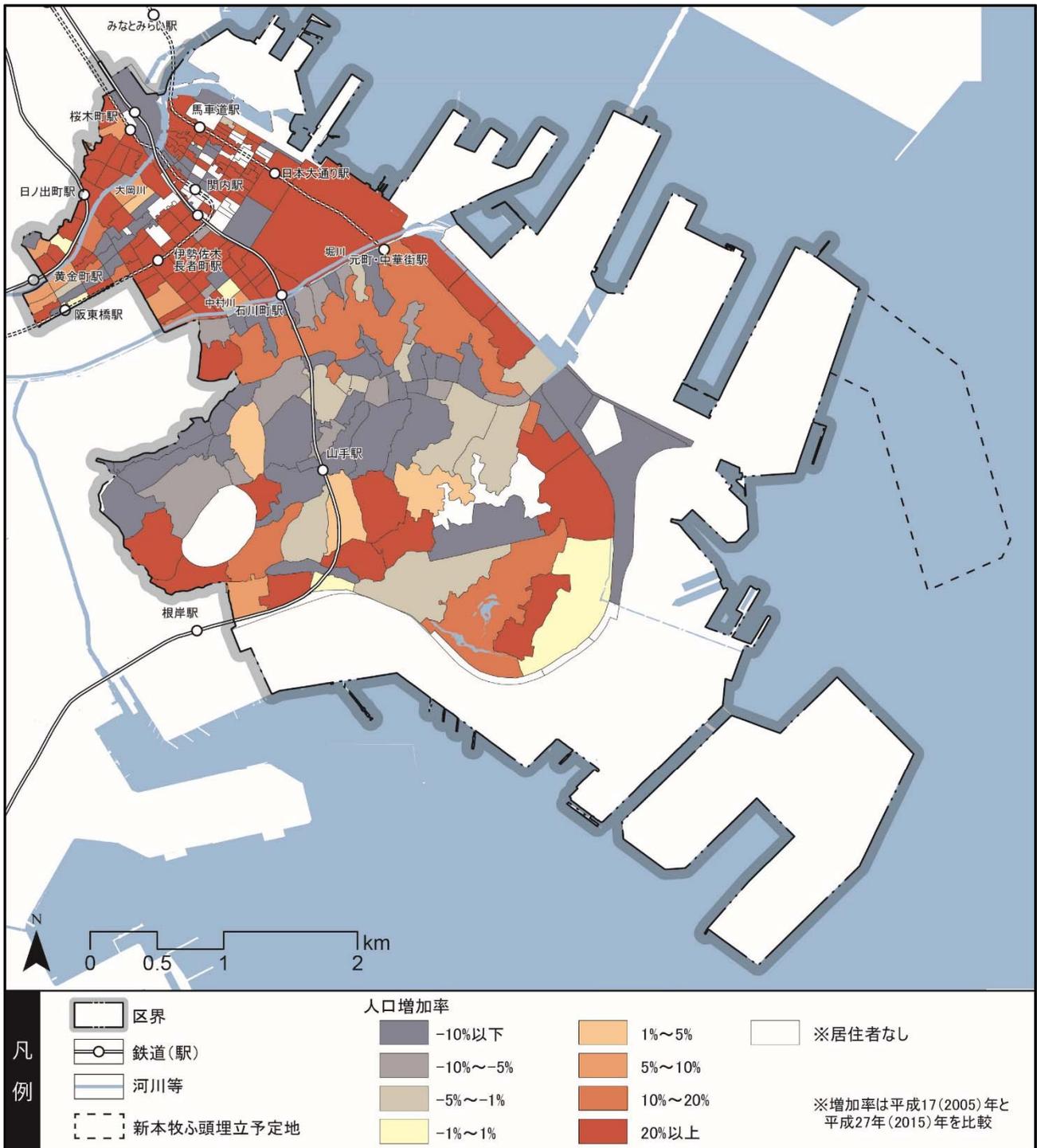


出典：(図1-4・図1-5・図1-6)平成7(1995)年～平成27(2015)年国勢調査を基に作成

③人口減少と高齢化

平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年の町丁目別の人口増加率を見ると、関内・関外のほか、新山下、本牧や根岸の一部でも比較的高い地域があります。後述の土地利用現況図 (図 1-24) と照らし合わせると、人口増加率が高い地域と集合住宅が多く立地する地域が重なる部分が多く見受けられます。一方、比較的人口増加率が低い地域は、関内・関外の一部、中村川及び堀川の南側、山手駅周辺の一部などに広がっています。

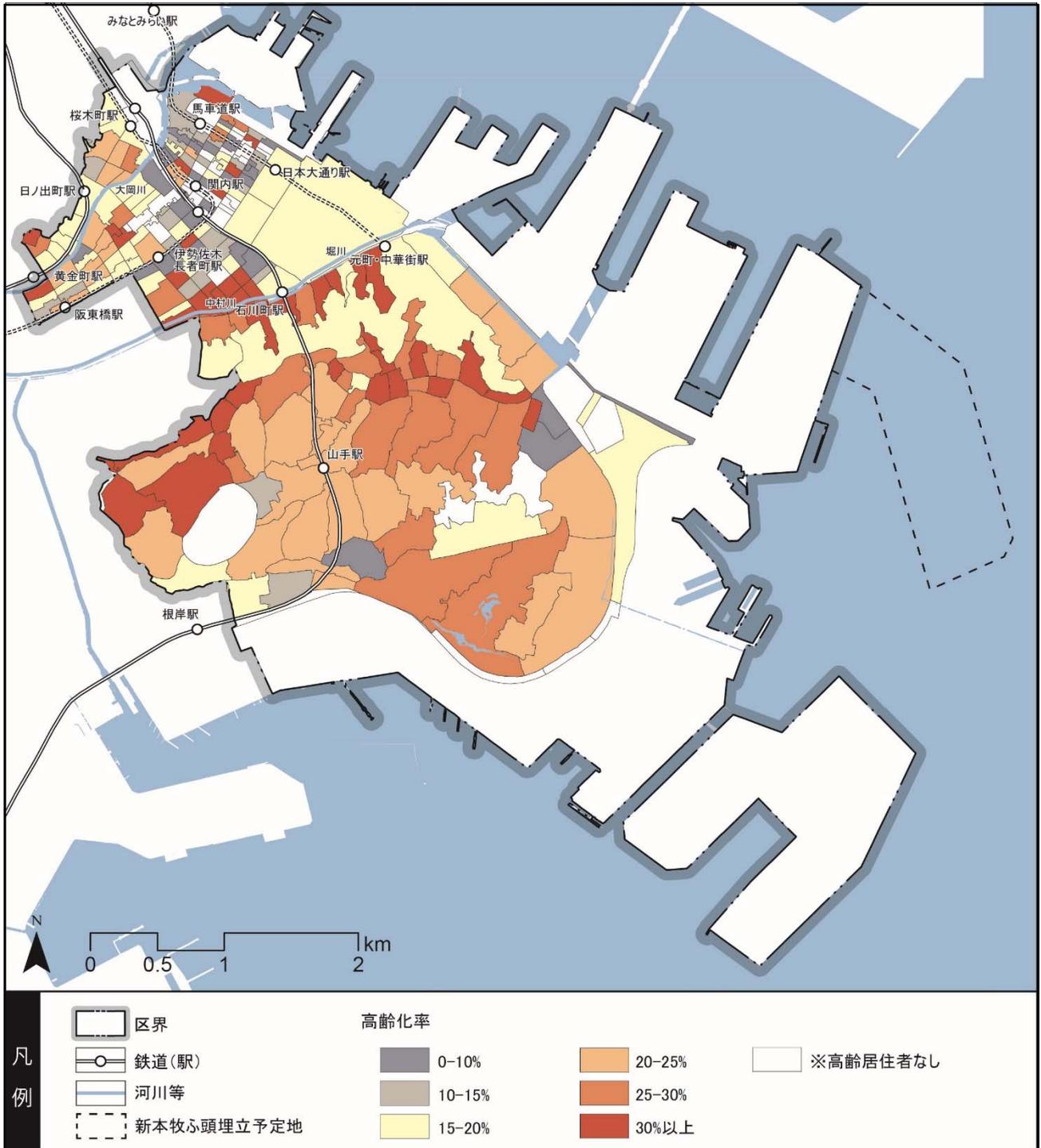
図 1-7 人口増加率 (平成 17 (2005) 年～平成 27 (2015) 年) (中区・町丁目別の状況)



出典：平成 17 (2005) 年と平成 27 (2015) 年国勢調査を基に作成
 ※母数が非常に少ない町丁目については、人口増加率が極端な数値となる場合があります。

町丁目別の高齢化率を見ると、寿地区周辺、中村川及び堀川の南側、本牧や根岸の一部などで、高齢化率が比較的高くなっています。その中には、高齢化率が高い地域と人口増加率が低い地域が重なる部分もあります。

図 1-8 平成 27 (2015) 年の高齢化率 (中区・町丁目別の状況)



出典：平成 27 (2015) 年国勢調査を基に作成
 ※母数が非常に少ない町丁目については、高齢化率が極端な数値となる場合があります。

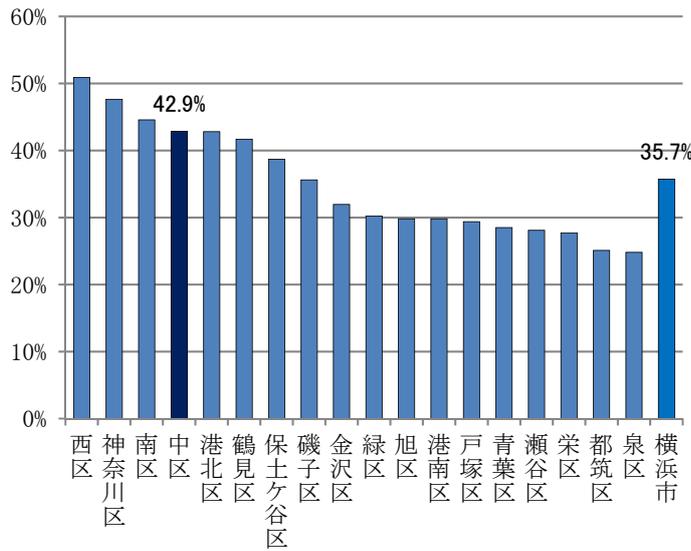
④増加傾向にある高齢単独世帯

中区の総世帯数に占める単独世帯の割合は42.9パーセントで、市内18区中で4番目に高い割合となっています。

単独世帯の年齢構成の推移のとおり、30歳未満の単独世帯の割合は年々低下しています。一方で、75歳以上の単独世帯の割合は年々高くなり、平成7(1995)年の6.5パーセントに対して平成27(2015)年が13.0パーセントとなっています。

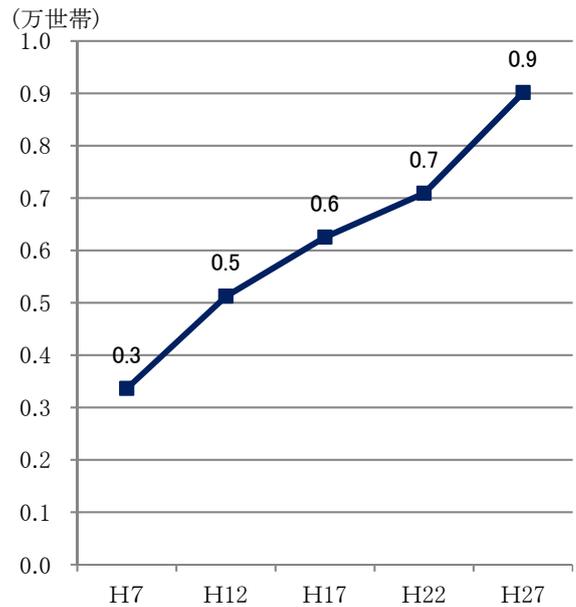
また、高齢単独世帯数は平成7(1995)年からの20年間で約3倍に増加し、平成27(2015)年には約9,000世帯となっています。

図1-9 総世帯数に占める単独世帯の割合(区別)



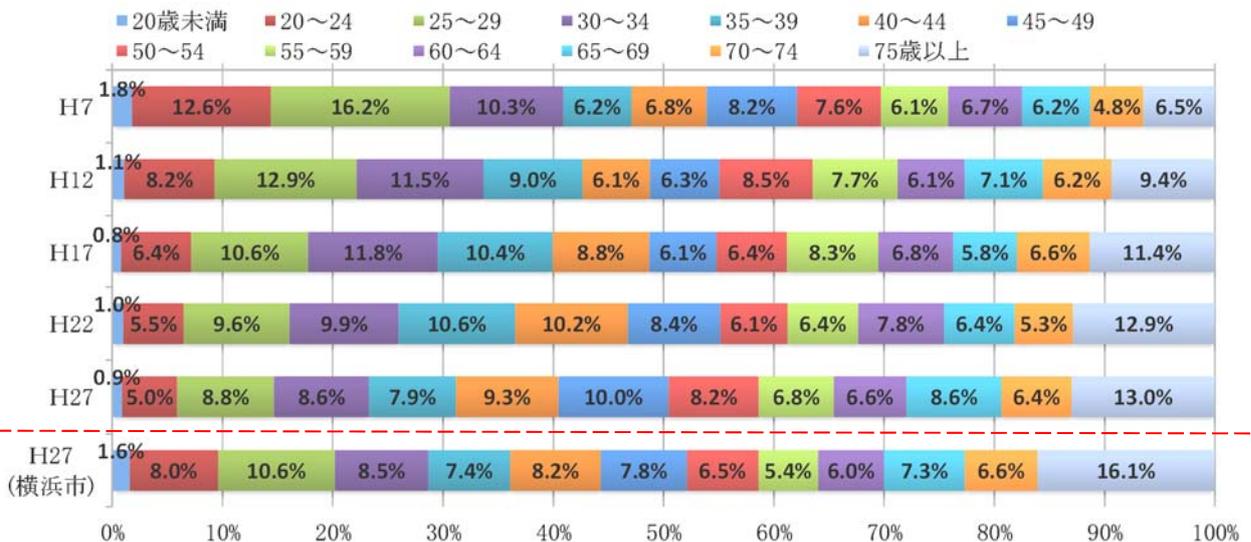
出典：平成27(2015)年国勢調査を基に作成

図1-10 高齢単独世帯数の推移(中区)



出典：各年国勢調査を基に作成

図1-11 単独世帯の年齢構成の推移(中区)



出典：各年国勢調査を基に作成

⑤年齢構成と将来人口

平成 27 (2015) 年における中区の 5 歳階級別男女別人口を見ると、35～54 歳及び 65～69 歳の人口が多くなっています。

将来人口については、横浜市全体では令和元 (2019) 年にピークを迎えることが見込まれていますが、中区では令和 2 (2020) 年以降横ばいに転じて、ピークは令和 12 (2030) 年になると見込まれています。

年齢別将来人口の推移を見ると、年少人口 (15 歳未満) の減少が予想されている一方で、老年人口 (65 歳以上) の増加が予想されています。65 歳以上の人口は、令和 17 (2035) 年には約 46,000 人となり、区の総人口 (約 156,000 人) の 29.6 パーセントに達するとともに、平成 27 (2015) 年 (約 34,000 人) の約 1.3 倍となる見込みです。

図 1-12 平成 27 (2015) 年人口ピラミッド (中区) (5 歳階級別男女別人口)

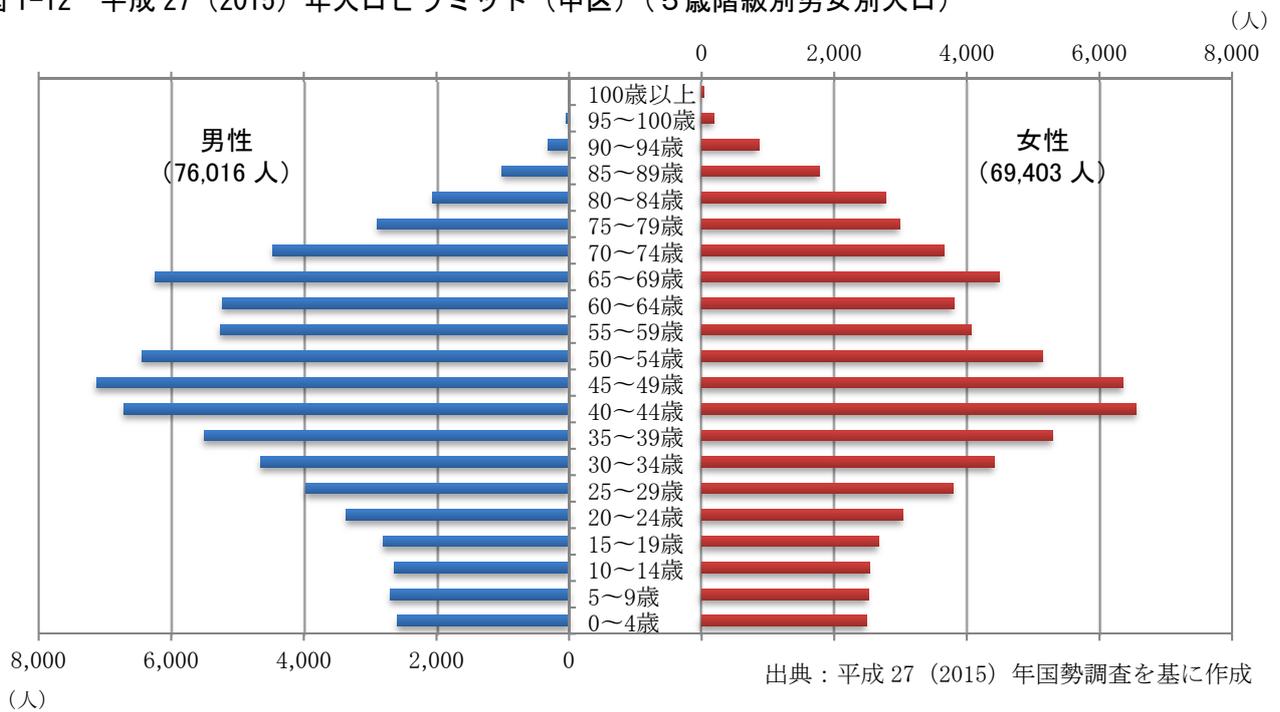
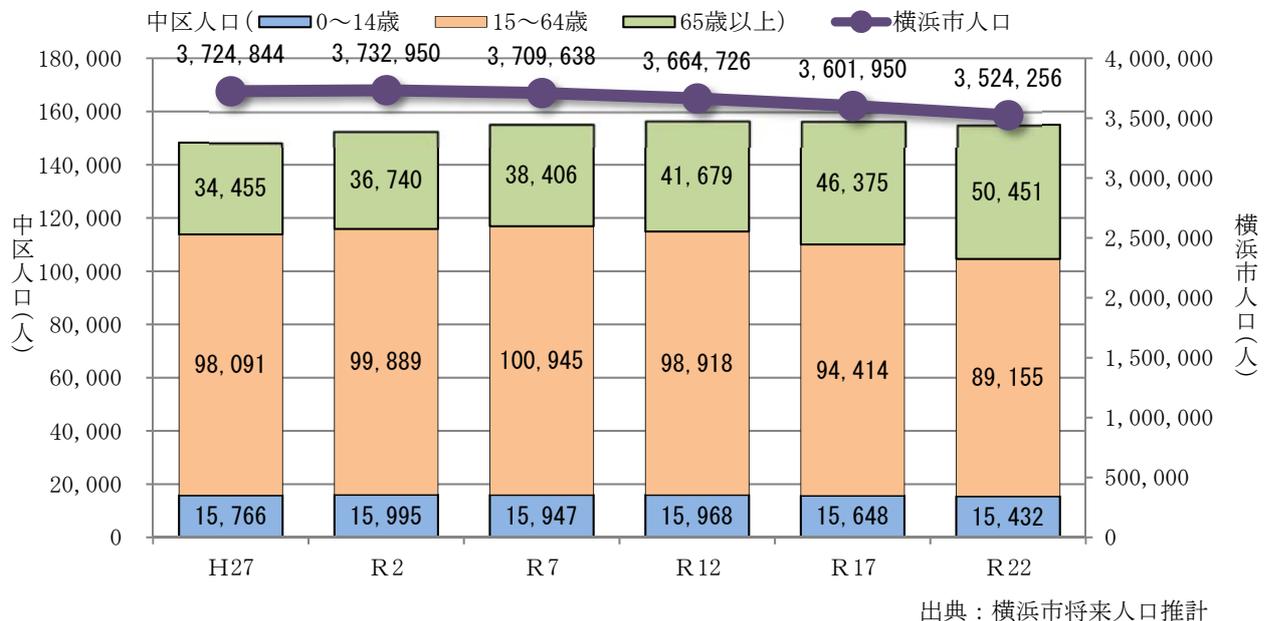


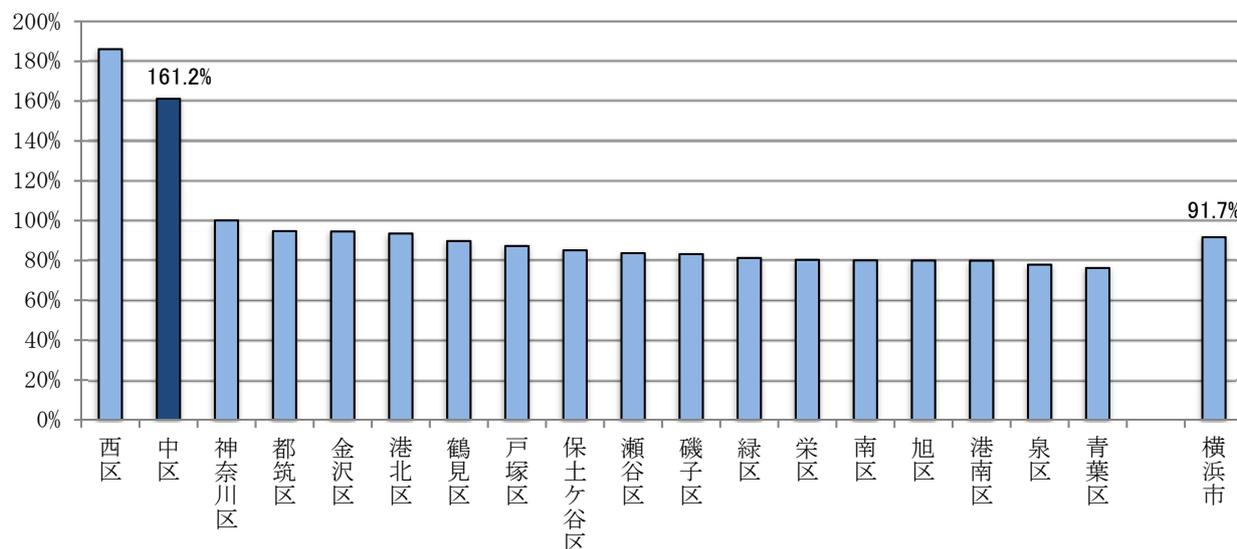
図 1-13 年齢別将来人口の推移 (中区) と将来人口の推移 (横浜市)



⑥高い昼夜間人口比率

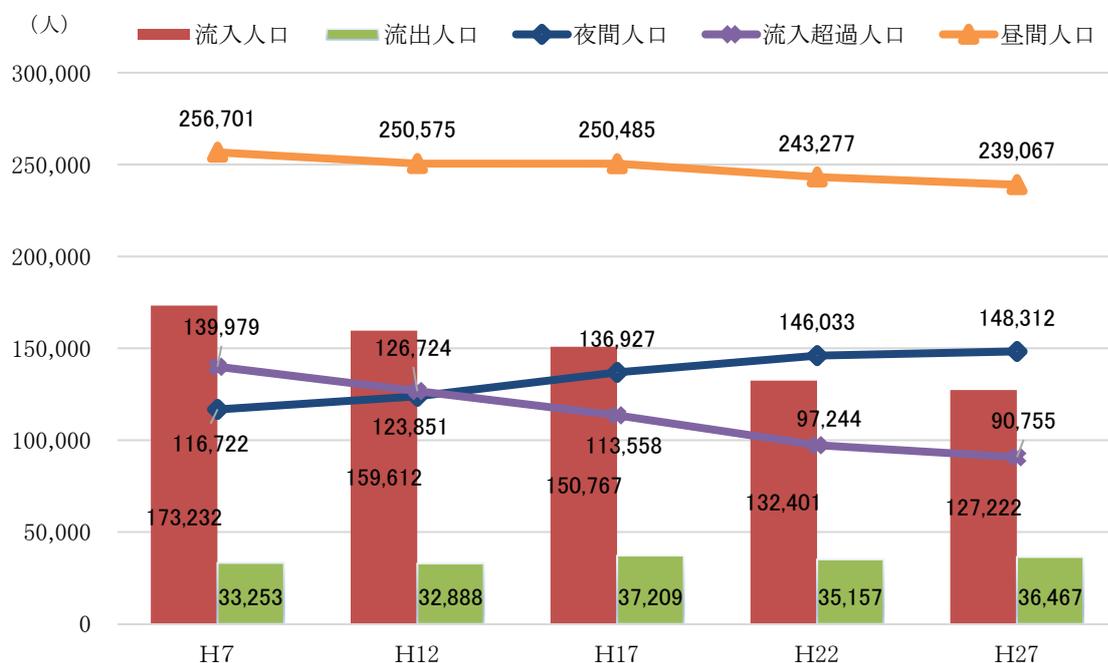
中区の昼夜間人口比率は約 160 パーセントで西区に次いで高く、横浜市の中では、区外からの通勤通学者が多い区となっています。平成 7（1995）年からの推移を見ると、流出人口は微増であるのに対して、流入人口が減少しているため、流入超過人口は減少傾向にあります。

図 1-14 昼夜間人口比率（区別）（平成 27（2015）年）



出典：平成 27（2015）年国勢調査を基に作成

図 1-15 昼夜間人口、流入・流出人口の推移（中区）（平成 27（2015）年）



出典：平成 27（2015）年国勢調査を基に作成

⑦総人口に対して高い外国人人口の割合

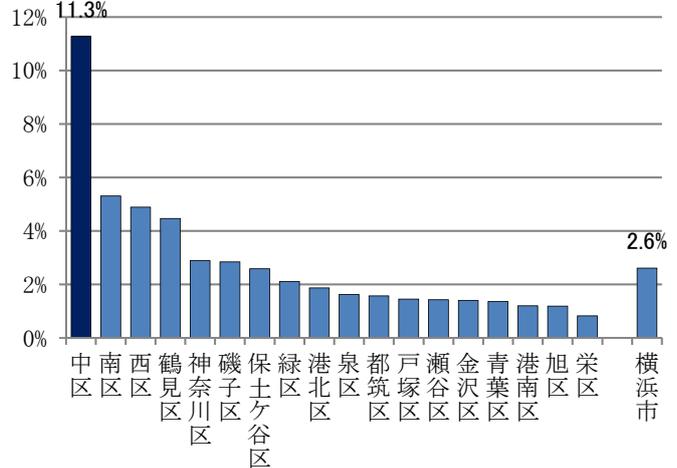
平成 30（2018）年 6 月の法務省の在留外国人統計では、中区は 16,867 人で区の総人口に対する割合が 11 パーセントを超え、全国的に比率が高い自治体であり、平成 30（2018）年 12 月末の区別外国人人口の割合を見ると、市内では突出して高くなっています。

表 1-1 外国人比率の高い自治体
(平成 30(2018)年 6 月)

順位	市区町村	在留外国人 総数	総人口	外国人 比率
1	大阪市生野区	28,067	127,575	22.0%
2	兵庫県大泉町	7,916	41,818	18.9%
3	新宿区	44,652	345,347	12.9%
4	大阪市浪速区	8,574	67,144	12.8%
5	横浜市中区	16,867	148,956	11.3%
6	名古屋市中区	9,782	88,574	11.0%
7	東京都豊島区	30,672	289,536	10.6%
8	神戸市中央区	13,182	140,849	9.4%
9	東京都荒川区	19,310	215,486	9.0%
10	大阪市東成区	7,336	83,100	8.8%

出典：法務省の在留外国人統計（平成 30（2018）年 6 月）（別表）在留外国人総数上位 100 自治体を基に作成。総人口は各自治体住民基本台帳（平成 30（2018）年 6 月末。6 月末のデータが公表されていない自治体は 7 月 1 日時点。）

図 1-16 外国人人口の割合（区別）（平成 30（2018）年 12 月末）

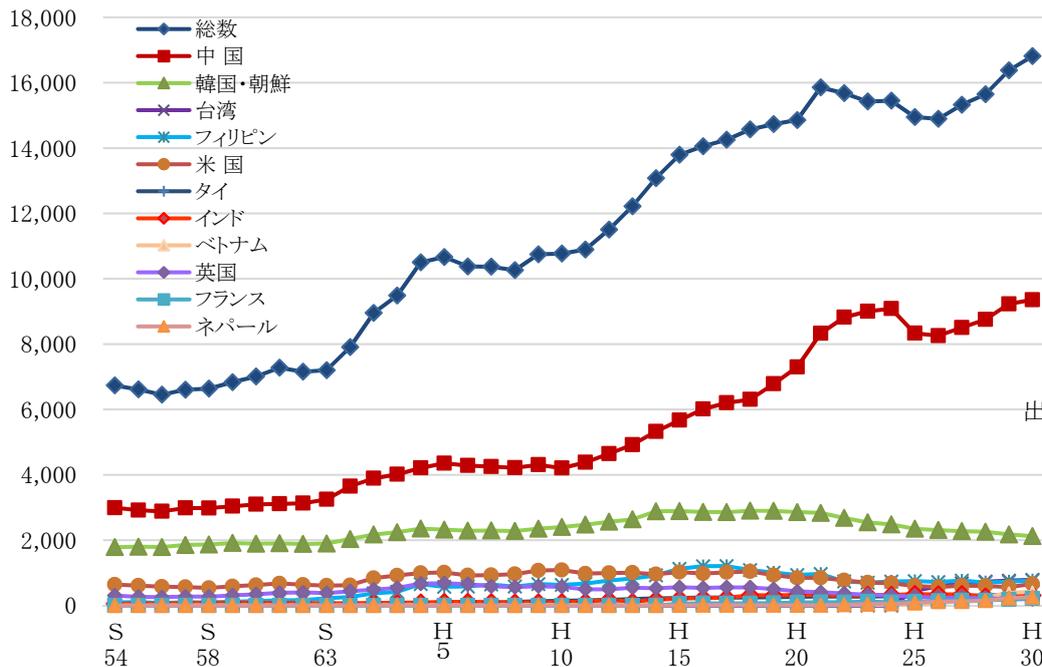


出典：横浜市統計 横浜市区別外国人人口（平成 30（2018）年 12 月末）を基に作成

⑧増加傾向にある中区の外国人の総数

中区の外国人の出身地は 93 の国と地域に及び、外国人数は近年増加しています。

図 1-17 国・地域別外国人数の動向（中区）

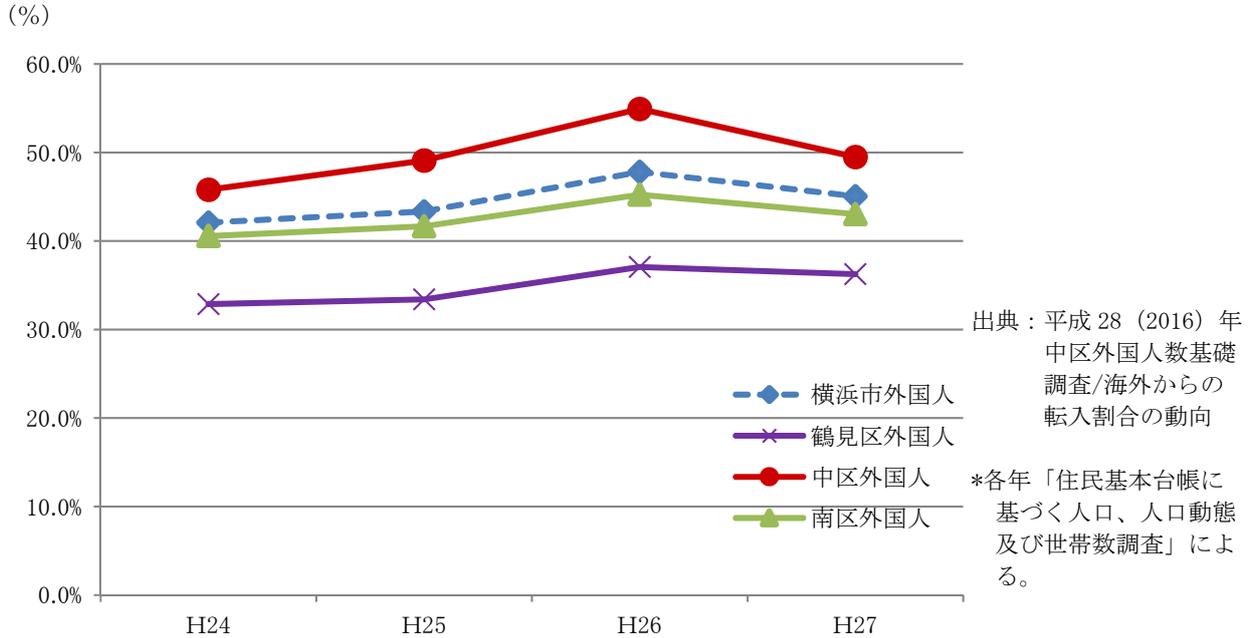


出典：平成 28（2016）年中区外国人数基礎調査/国・地域別外国人数の動向及び平成 29(2017)～平成 30(2018)年横浜市区別外国人人口を基に作成

⑨海外からの転入割合が高い中区の外国人

中区の外国人は海外からの転入割合が 50 パーセント前後と、横浜市全体の傾向より 5 パーセントほど高く、初めて住む日本のまちが中区という外国人も多いと考えられます。

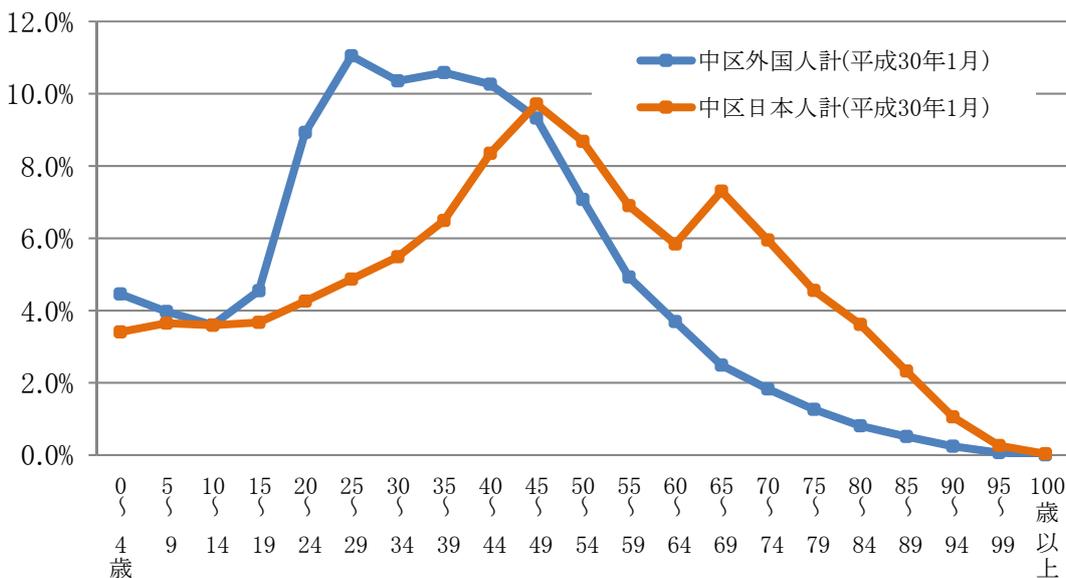
図 1-18 海外からの転入割合の動向（中区）



⑩中区の外国人の年齢構成

中区の外国人の年齢構成の特徴として、20～40 歳代が多く、60 歳以上の高齢者は少ないという特徴があります。また、19 歳以下の外国人の子どもの比率についても日本人よりやや多くなっています。

図 1-19 外国人と日本人の年齢構成比較（中区）

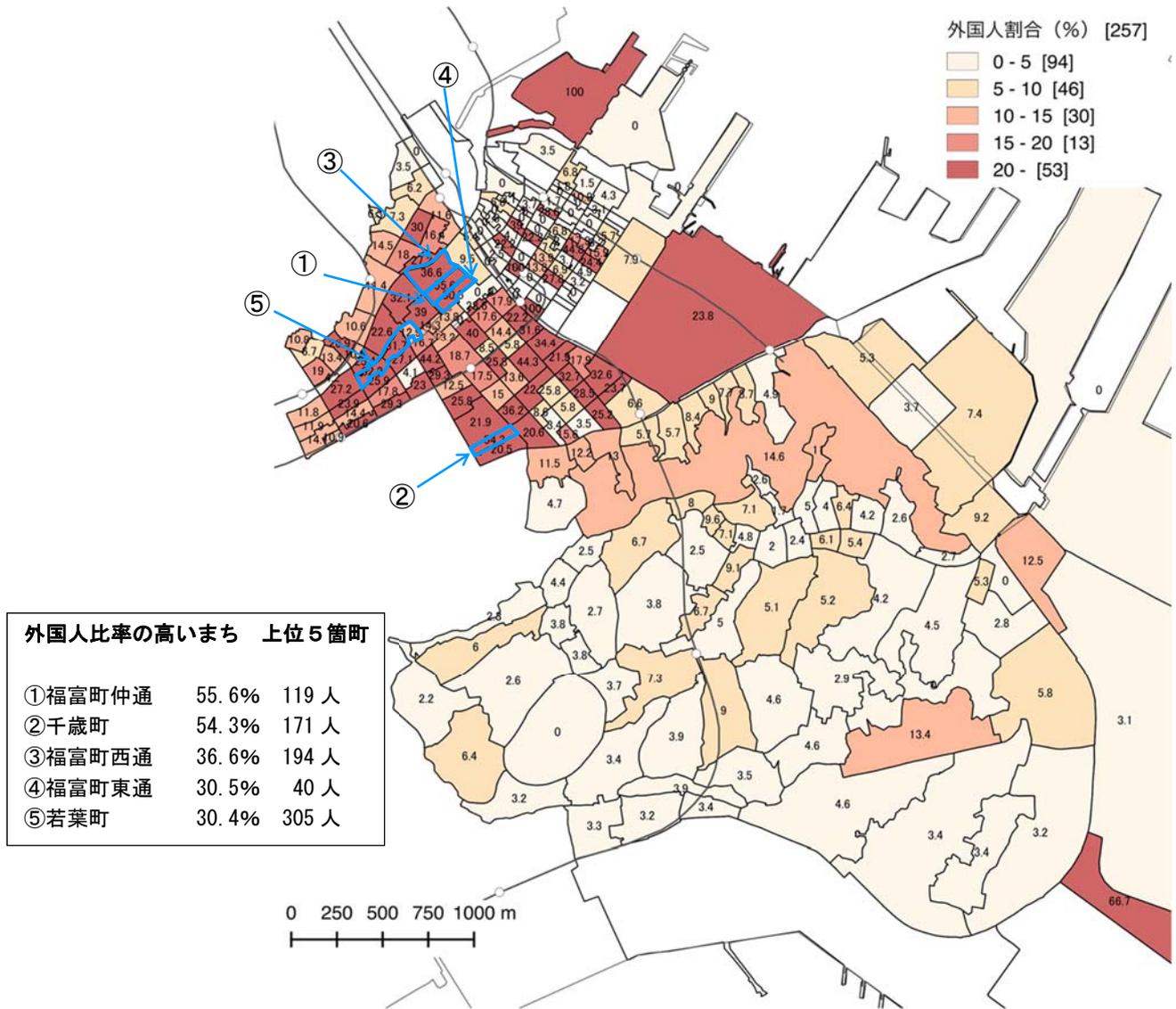


出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」による（平成 30 年 1 月時点）。

⑪外国人比率が高い関外エリア

人口に占める外国人の割合を町丁目ごとに示すと、関外（福富町、千歳町、若葉町など）の外国人比率が高いことがわかります。最も多い場所では人口の半数以上にあたる 55.6 パーセントが外国人であるまちもあります。

図 1-20 外国人の割合（居住人口総数に対する外国人の割合）（中区）



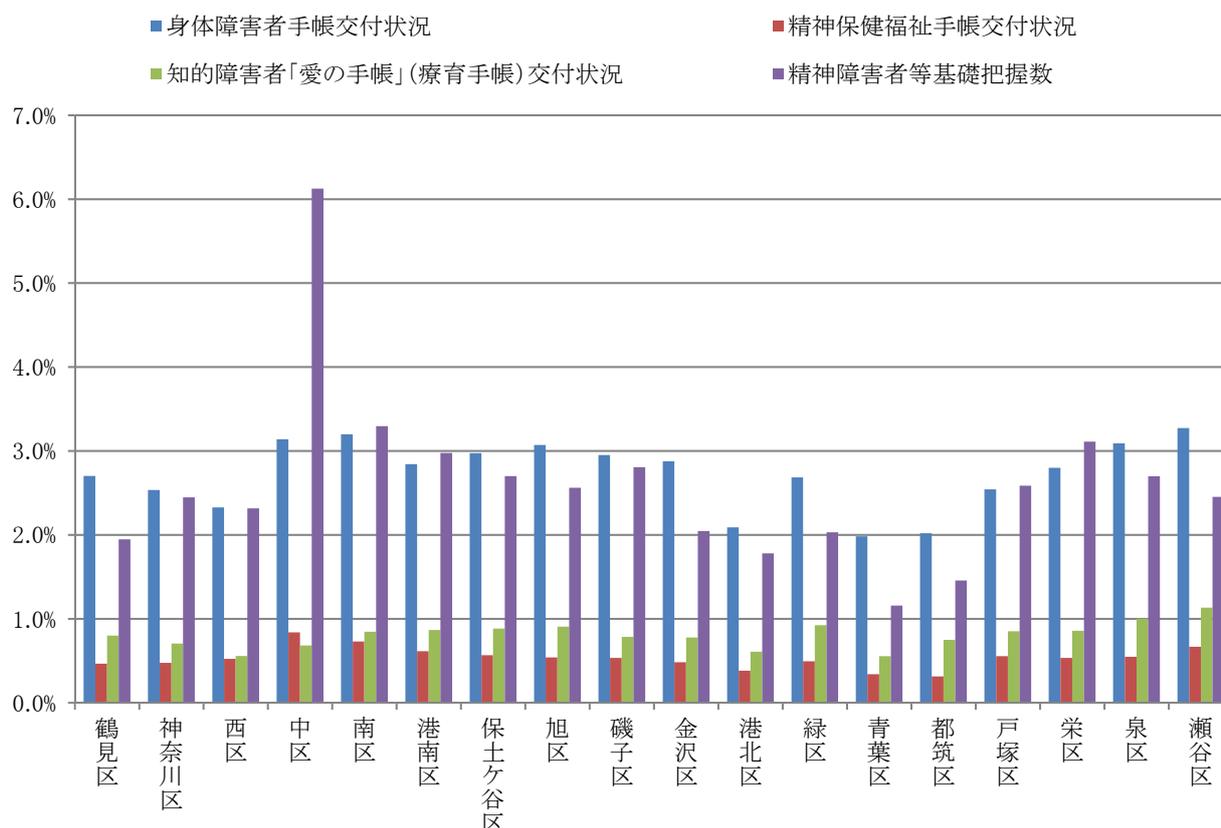
出典：平成 28（2016）年中区外国人数基礎調査/外国人の割合（居住人口総数に対する外国人の割合） *住民基本台帳の集計結果。平成 28（2016）年 4 月時点。
 ※国勢調査のデータに基づき作成された図ですが、臨港地区に指定されている臨海部の一部では、住宅規制があるため居住者は存在しません。

⑫総人口に対する障害者の割合

平成 29（2017）年度の各区の障害者手帳（身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、知的障害者「愛の手帳」）の交付状況等の総人口に対する割合を見ると、中区では、精神保健福祉手帳所持者数の割合が 0.8 パーセントで 18 区中最も高くなっています。

また、各区の福祉保健センターが相談等により把握している精神障害者等基礎把握数の統計では、総人口に対する割合が中区は 6.1 パーセントであり、他区と比較して高くなっています。

図 1-21 障害者等の割合（区別）（平成 29(2017)年度）



出典：横浜市統計書 身体障害者手帳交付状況、精神保健福祉手帳交付状況、知的障害者「愛の手帳」(療育手帳)交付状況、精神障害者等基礎把握数（各平成 29（2017）年度）を基に作成

(4) 土地利用

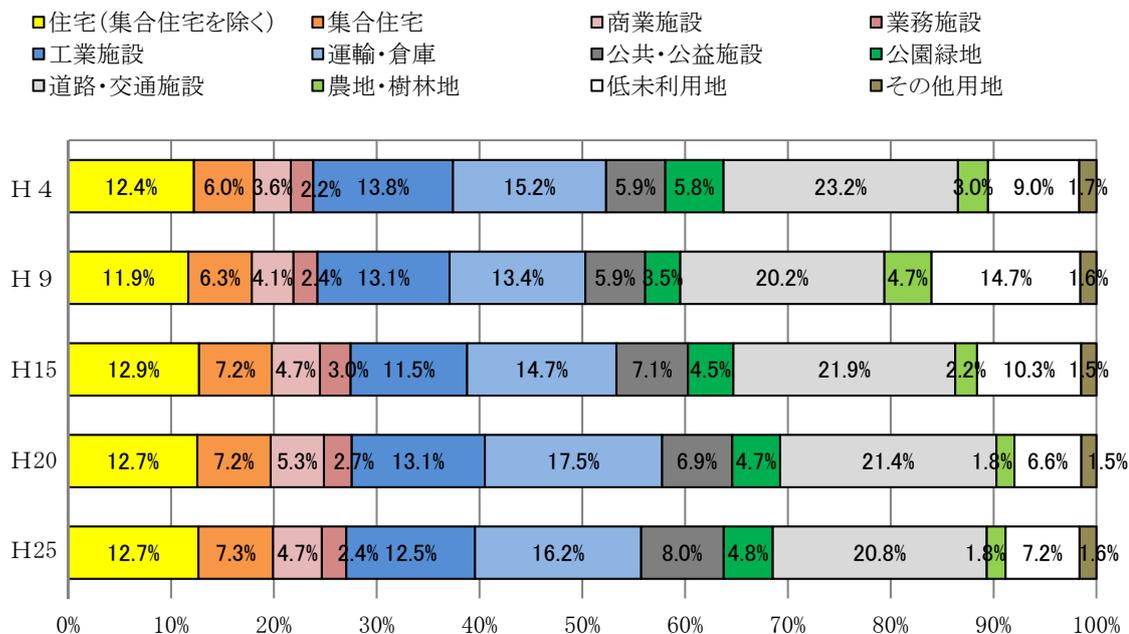
①土地利用の特徴

平成4（1992）年から平成25（2013）年までの土地利用構成比率の推移を見ると、住宅（集合住宅を除く）、集合住宅、商業施設、業務施設、運輸・倉庫及び公共・公益施設が若干増加傾向にあります。

中区の土地利用を横浜市全域と比較すると、住宅や農地・樹林地の割合が少なく、工業施設や運輸・倉庫が多い特徴があります。

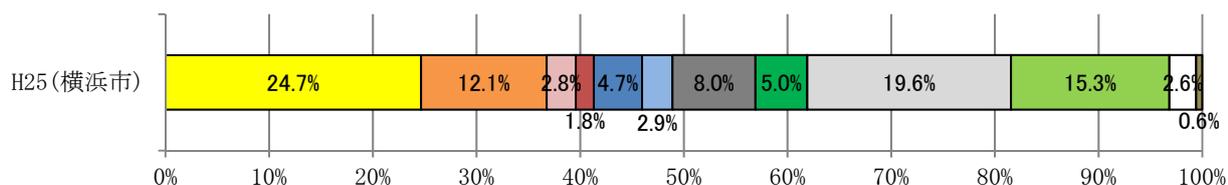
次ページの土地利用現況図（図1-24）で土地利用の分布を見ると、関内・関外では公共・公益施設、商業施設、業務施設、集合住宅などが混在しています。また、山手、本牧、根岸には、住宅（集合住宅を除く）、集合住宅、大規模な公園緑地、公共・公益施設が多く分布しています。臨海部には運輸・倉庫及び工業施設が分布しています。

図1-22 土地利用構成比率の推移（中区）（平成4（1992）年～平成25（2013）年）



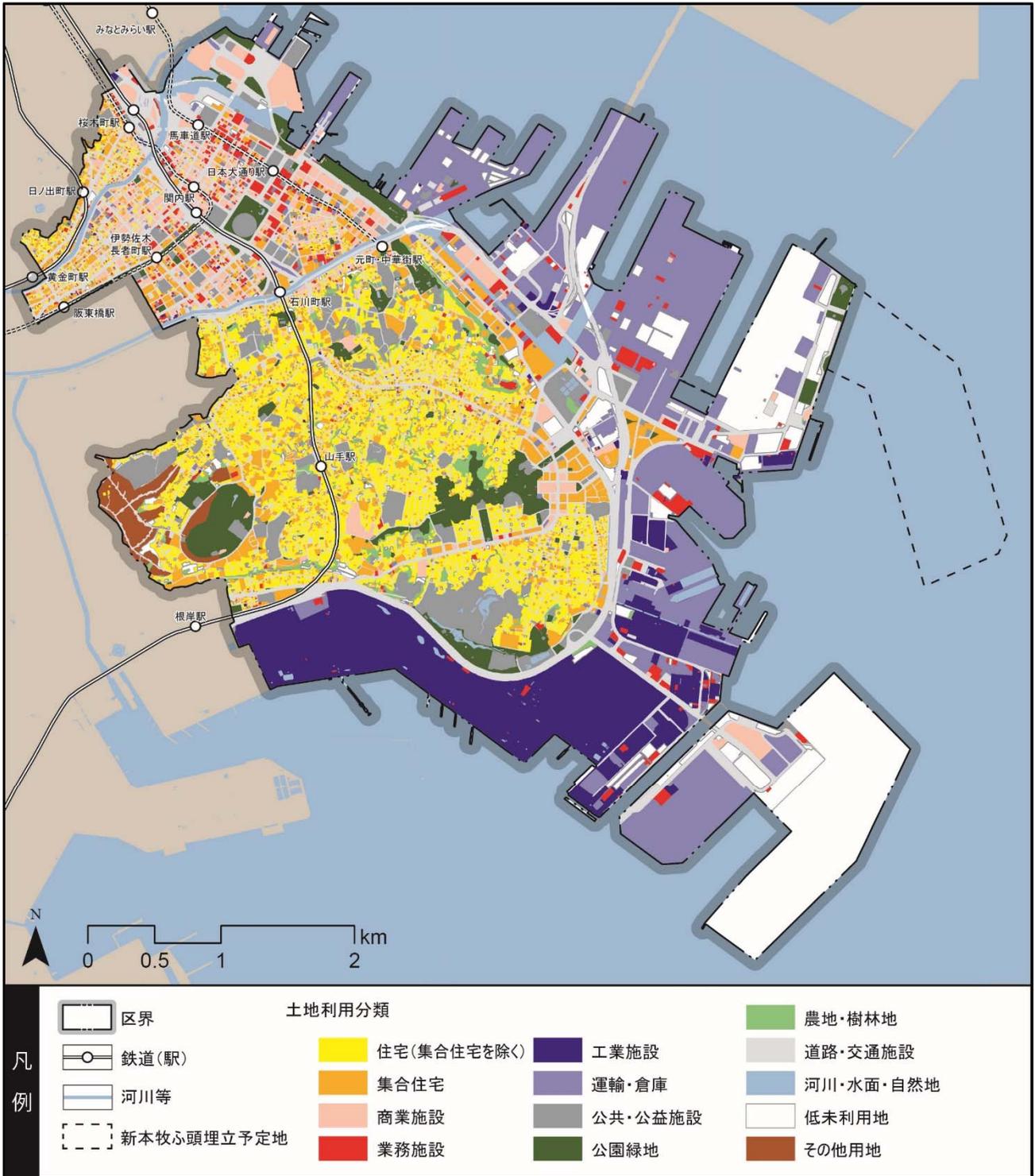
出典：各年度横浜市都市計画基礎調査を基に作成
※年次によって都市計画基礎調査の調査方法が異なります。

図1-23 土地利用構成比率（横浜市）（平成25（2013）年）



出典：平成25（2013）年度横浜市都市計画基礎調査を基に作成

図 1-24 土地利用現況図（平成 25（2013）年）



出典：平成 25（2013）年度横浜市都市計画基礎調査を基に作成

②都心部に増加している集合住宅

中区の全ての集合住宅の棟数のうち、関内・関外に立地する集合住宅の棟数が継続的に増加しています。

また、中区の全ての建物に対する集合住宅の棟数の割合は、関内・関外では平成4（1992）年の4.6パーセントから、平成25（2013）年には9.1パーセントとなっており、中区全体に比べて増加しています。

図 1-25 エリア別集合住宅の棟数の推移

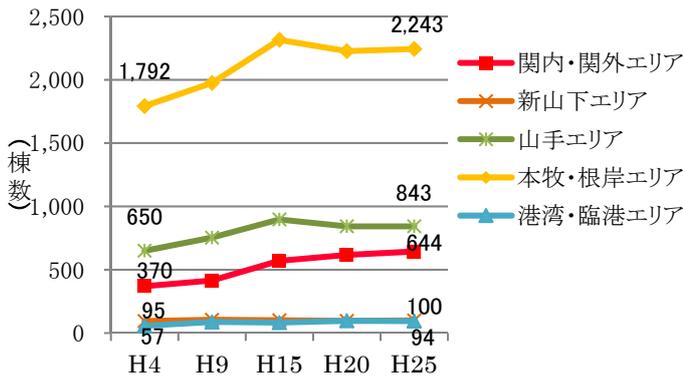
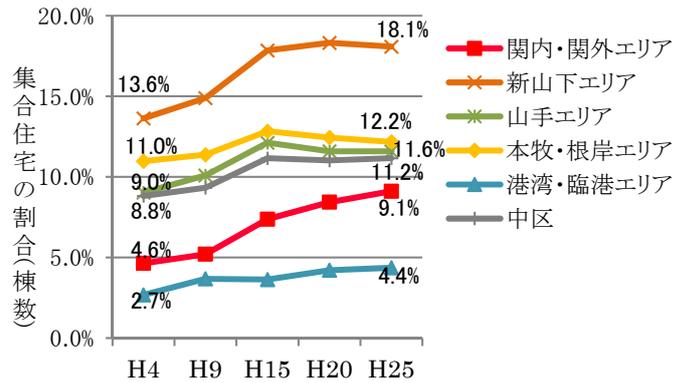


図 1-26 エリア内総棟数に対する集合住宅の棟数の割合の推移



出典：(図 1-25 ・ 図 1-26) 平成 25 (2013) 年度横浜市都市計画基礎調査を基に作成

③増加傾向にある空き家数

中区の空き家（戸建て住宅及び集合住宅等）数は、増加傾向にあります。

また、戸建て住宅の総数に対する空き家（別荘等・賃貸用・売却用を除く）の割合を見ると、中区は他区に比べて高くなっています。

図 1-27 空き家（戸建て住宅及び共同住宅等）数の推移（中区）

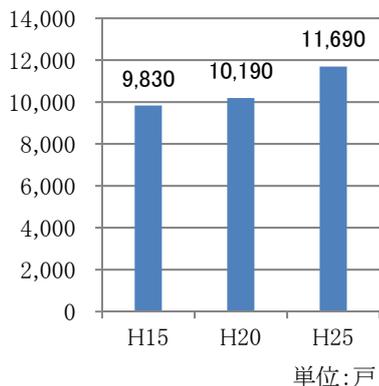
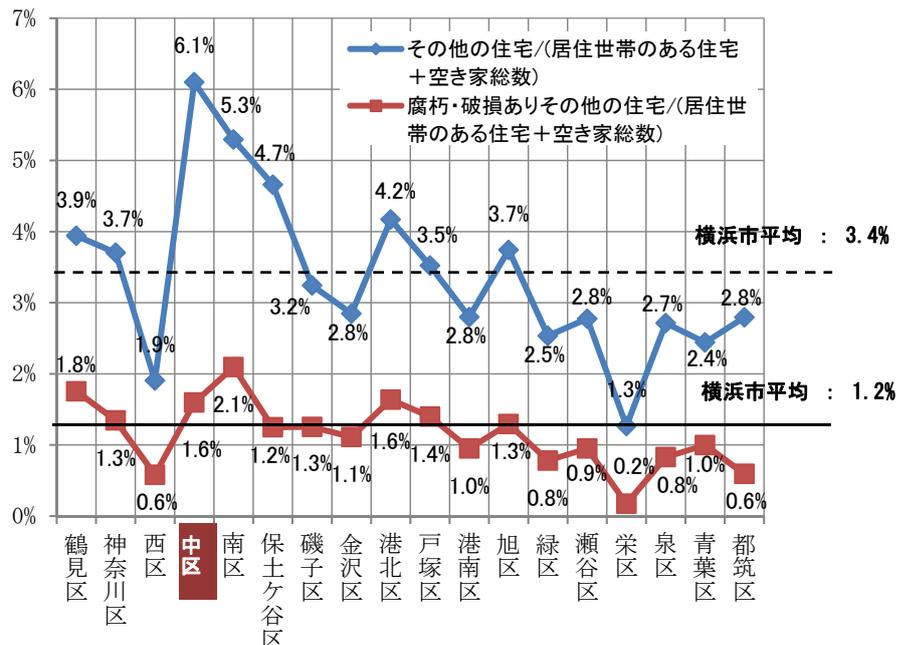


図 1-28 空き家（別荘等・賃貸用・売却用を除く）の割合（区別）（平成 25 (2013) 年）



※ 「その他の住宅」とは、別荘等・賃貸用・売却用を除く空き家を示します。

出典：(図 1-27 ・ 図 1-28) 平成 25 (2013) 年住宅・土地統計調査（総務省）を基に作成

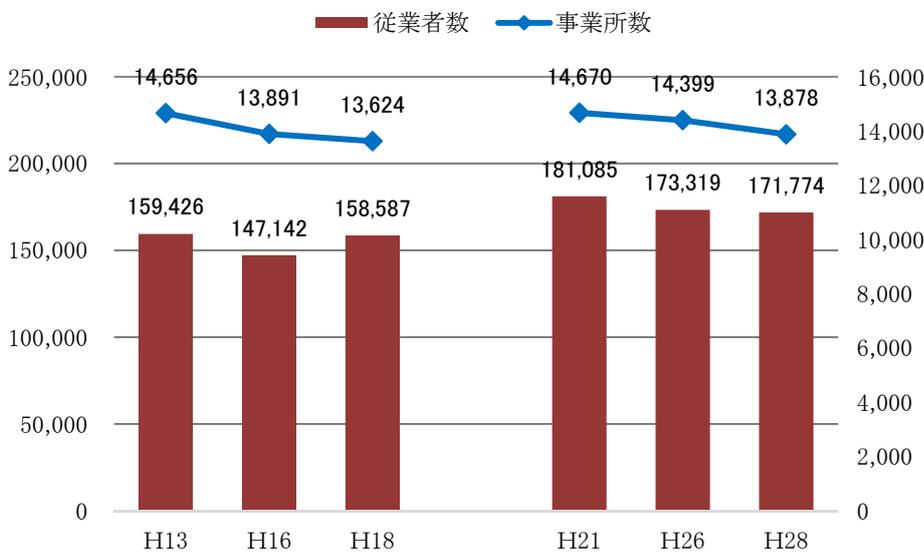
(5) 産業

①事業所数と従業者数

中区の事業所数及び従業者数は、平成 21 (2009) 年以降、減少傾向にあります。平成 28 (2016) 年時点の事業所数は 13,878 事業所で、他区に比べて多くなっています。

産業大分類別従業者数の割合を見ると、「卸売業, 小売業」、「サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」及び「運輸業, 郵便業」が高い割合を占めています。横浜市と比較すると、中区では「サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「運輸業, 郵便業」及び「情報通信業」の割合が高くなっています。

図 1-29 事業所数・従業者数の推移 (中区)

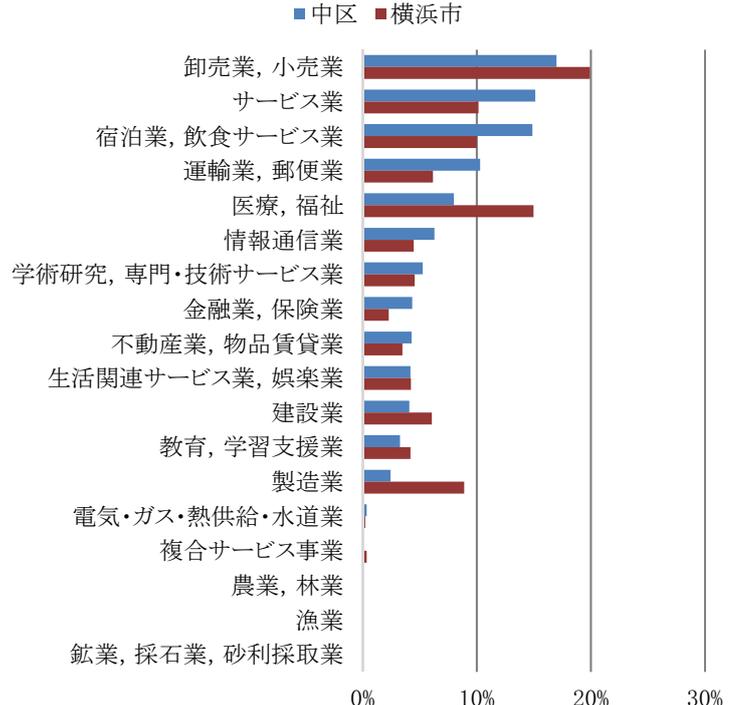


出典：平成 3 (1991) 年から平成 18 (2006) 年は事業所・企業統計調査、平成 21 (2009) 年及び平成 26 (2014) 年は経済センサス基礎調査、平成 28 (2016) 年は経済センサス活動調査を基に作成。平成 18 (2006) 年から平成 21 (2009) 年の間は、事業所・企業統計調査と経済センサス基礎調査の調査手法の違いによる変化が含まれるため、差数が全て増加・減少を示すものではありません。

図 1-30 事業所数 (区別)



図 1-31 産業大分類別従業者数の割合 (中区・横浜市)

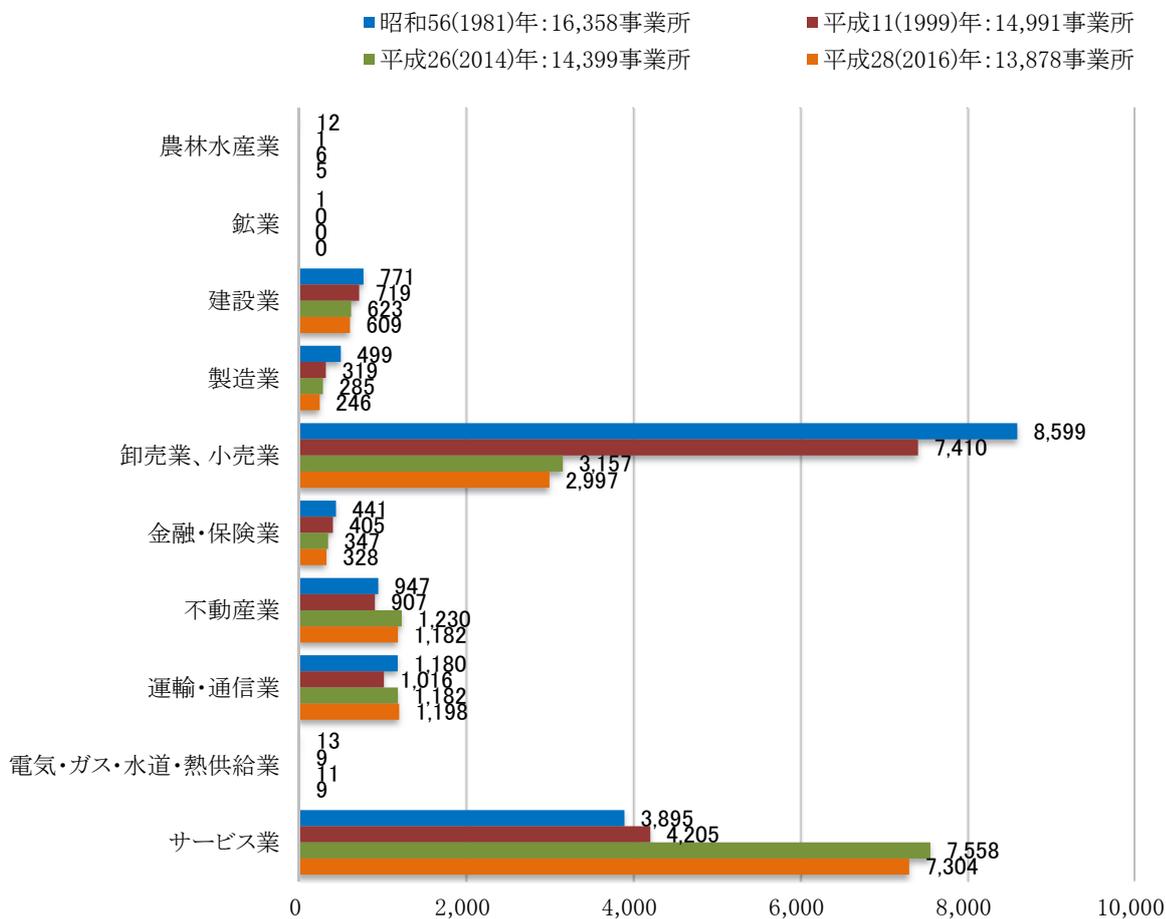


出典：(図 1-30・図 1-31) 平成 28 (2016) 年経済センサス活動調査を基に作成

②主な産業

産業別事業所数は、昭和56(1981)年から平成28(2016)年まで「卸売業、小売業」及び「サービス業」が多く占めています。

図1-32 産業別事業所数の変化(中区)



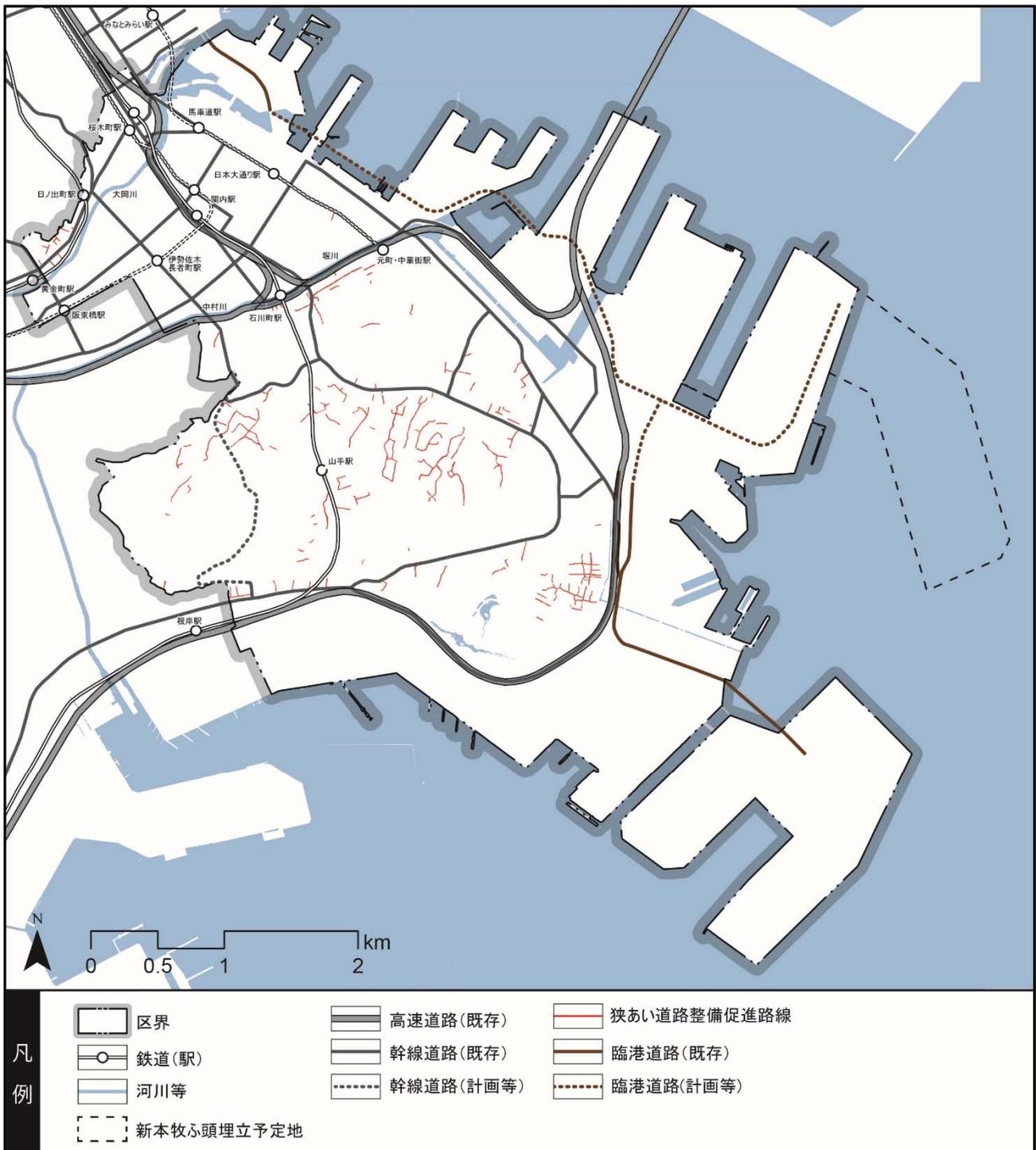
出典：平成25(2013)年度経済センサス基礎調査、(昭和56(1981)年、平成11(1999)年)事業所・企業統計調査
 ※昭和56(1981)年、平成11(1999)年は「卸売業、小売業」に飲食店を含みます。平成26(2014)年、平成28(2016)年は「サービス業」に飲食店を含みます。事務所・企業統計調査と経済センサス基礎調査の違いによる変化が含まれるため、差数が全て増加・減少を示すものではありません。

(6) 道路・交通

①道路

中区内の都市計画道路の総延長は41.15キロメートル、このうち都市計画道路の未整備区間は横浜駅根岸線の一部のみであり、整備率は93.7パーセント（平成30（2018）年3月31日現在）と高い割合になっています。一方、幅員4メートル未満で拡幅整備を促進する必要がある狭あい道路は、丘陵地に多く位置しています。

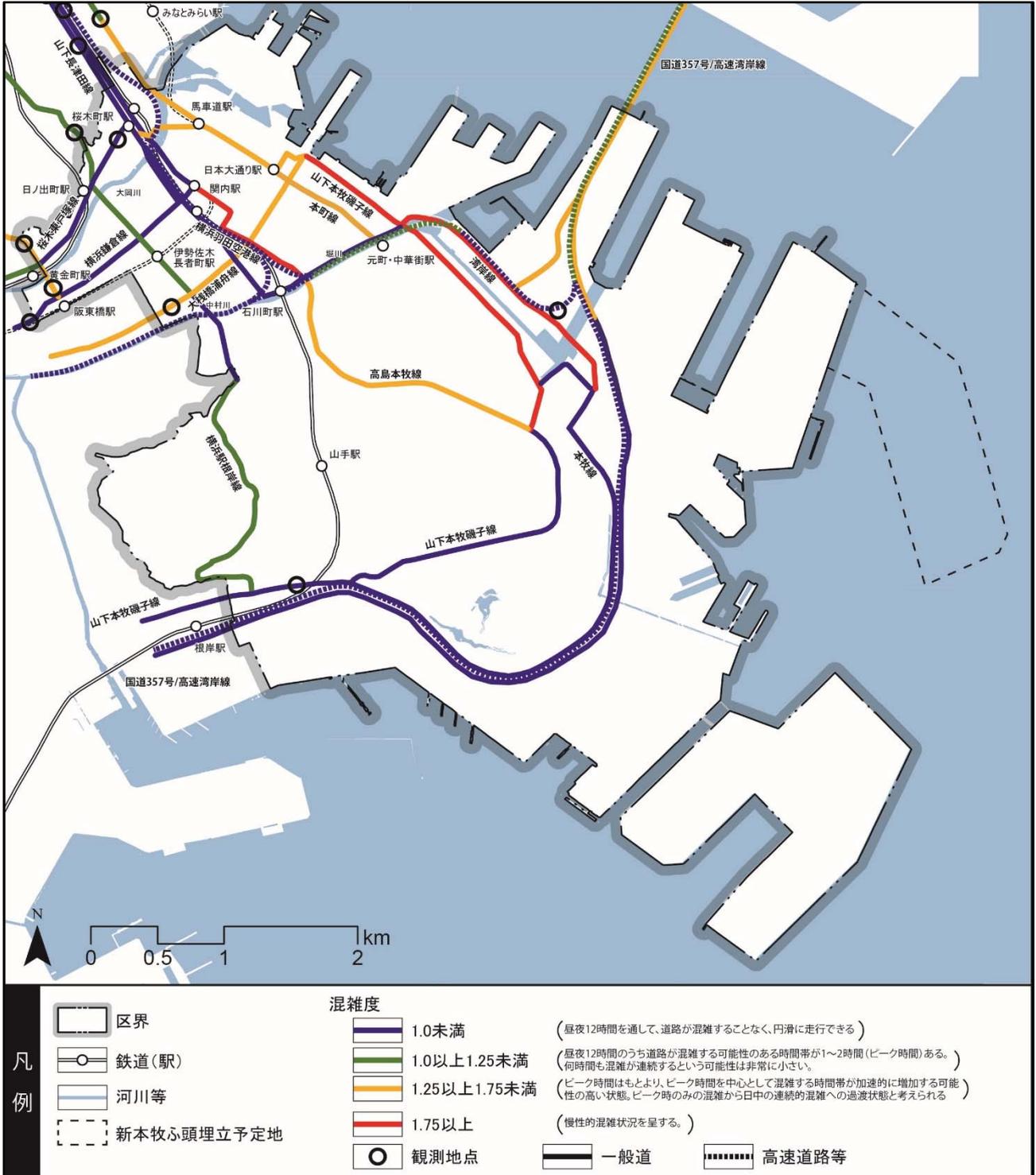
図1-33 主要な幹線道路及び狭あい道路整備促進路線分布図



出典：横浜市道路局資料（都市計画道路の優先整備路線/平成28（2016）年3月）、横浜国際港都建設計画街路網図（平成30（2018）年3月現在）、横浜市建築局資料（狭あい道路整備促進路線/平成29（2017）年3月現在）を基に作成

平成 27 (2015) 年度全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス) によると、中区の道路の混雑度は、山下町から本牧方面へかけての道路の一部等が、1.75 以上と、慢性的に混雑することが推定されます。また、高島本牧線の一部の区間等が 1.25 以上 1.75 未満となっています。そのほかの道路では、円滑な走行またはピーク時のみの混雑となっています。

図 1-34 主な道路の混雑度

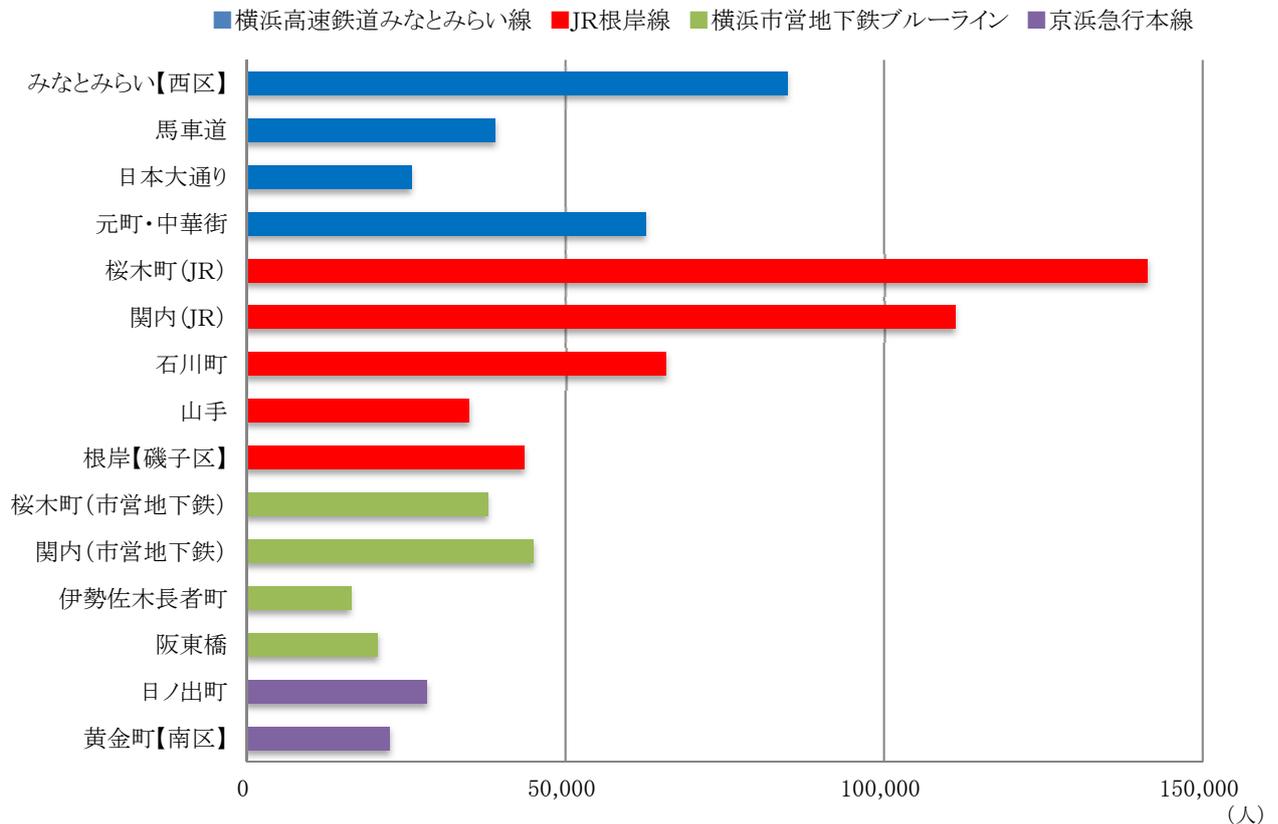


出典：平成 27 (2015) 年度全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス) を基に作成

②鉄道

中区内には、横浜高速鉄道みなとみらい線、JR根岸線、横浜市営地下鉄ブルーライン及び京浜急行本線の4つの鉄道路線が通っており、12の鉄道駅があります。各駅の日平均乗降客数から、業務・商業施設が多く集まる桜木町や関内・関外周辺への鉄道利用者が多いことが分かります。

図 1-35 鉄道駅ごとの一日平均乗降客数（平成 29（2017）年度）

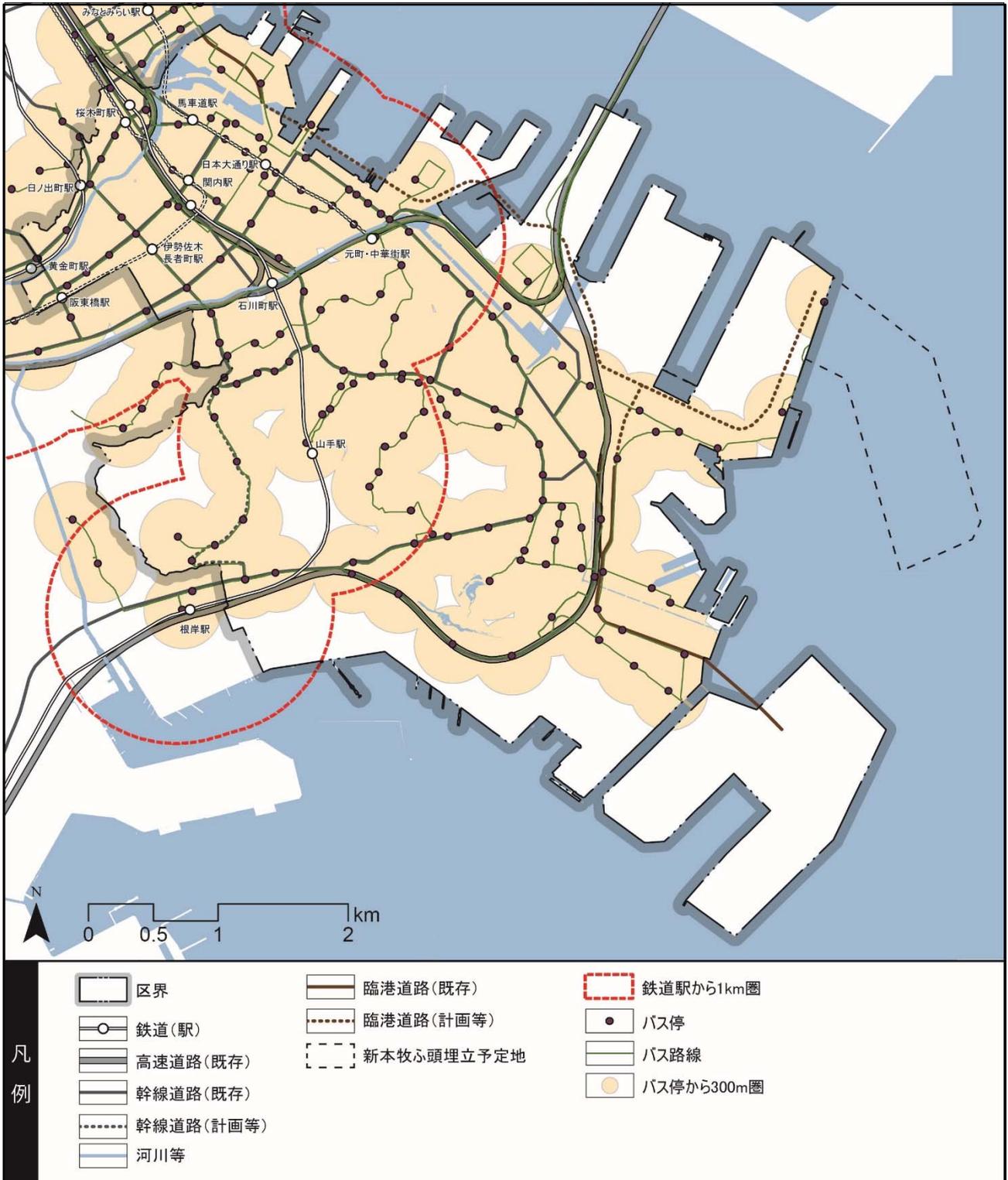


出典：横浜市統計書 市営地下鉄及び鉄道、軌道駅別利用人員（平成 29(2017)年度）

③バス

中区のうち関内・関外などでは、鉄道網だけでなく、バス路線網も充実しています。また、鉄道駅から1キロメートル圏の外にある地域でも、バス路線が広範囲に整備されています。

図 1-36 鉄道駅から1キロメートル圏及びバス停から300メートル圏



出典：国土交通省 国土数値情報（バスルート）第2.0版（平成23（2011）年度）、国土数値情報（バス停留所）第1.0版（平成22（2010）年度）

(7) 都市環境

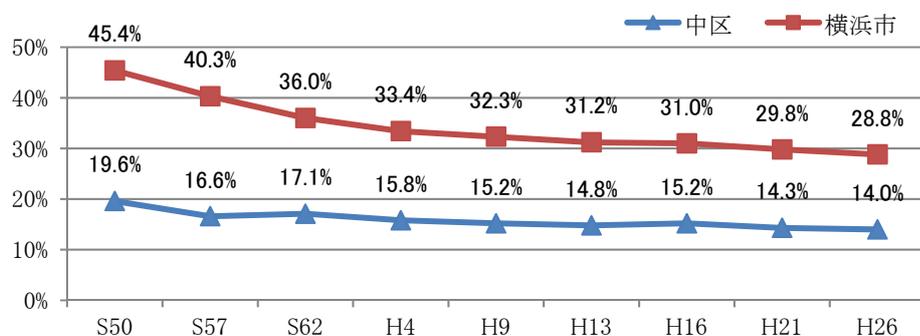
①水辺

大岡川は、大岡川桜栈橋及び横浜日ノ出栈橋の2つの栈橋が整備されており、イベント時などに川に親しむ場として河川が活用されています。内港地区の静穏な水域では、多様な観光船等が行き交っているだけでなく、シーカヤックやSUPなどの海洋性レクリエーションの場としても活用されています。

②緑被率

中区の緑被率は、昭和50(1975)年は19.6パーセントと2割近くありましたが、その後は緩やかに減少を続けており、平成26(2014)年には14.0パーセントとなっています。中区には市街化調整区域がなく全域が人口集中地区であることなどから、横浜市全体の緑被率と比較すると緑被率が非常に低い割合です。

図1-37 緑被率の推移(中区・横浜市)



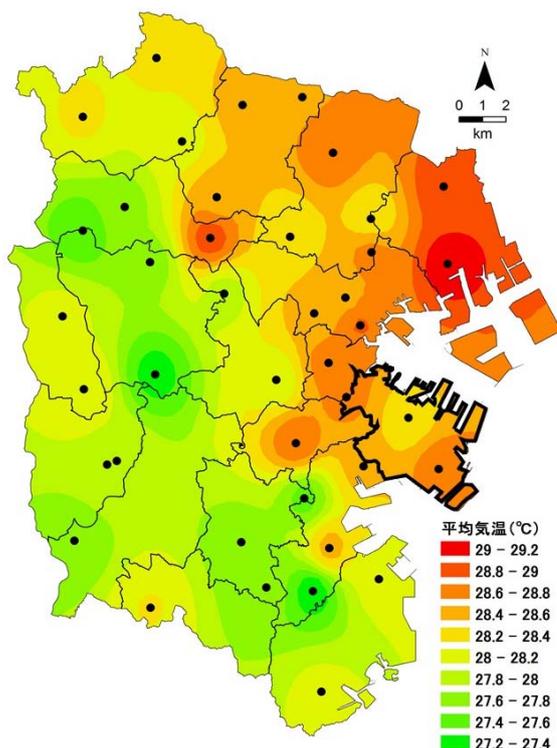
出典：横浜市統計書 行政区別緑被率を基に作成

※緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向を示したものです。

③ヒートアイランド

緑被率の減少や都市化に伴う地表面の人工化などにより、都市部で平均気温が上昇するヒートアイランド現象が起こっています。7、8月の中区の平均気温は市内の西部に比べて高く、熱中症など健康への影響が懸念されています。

図1-38 平成30(2018)年7~8月の平均気温分布

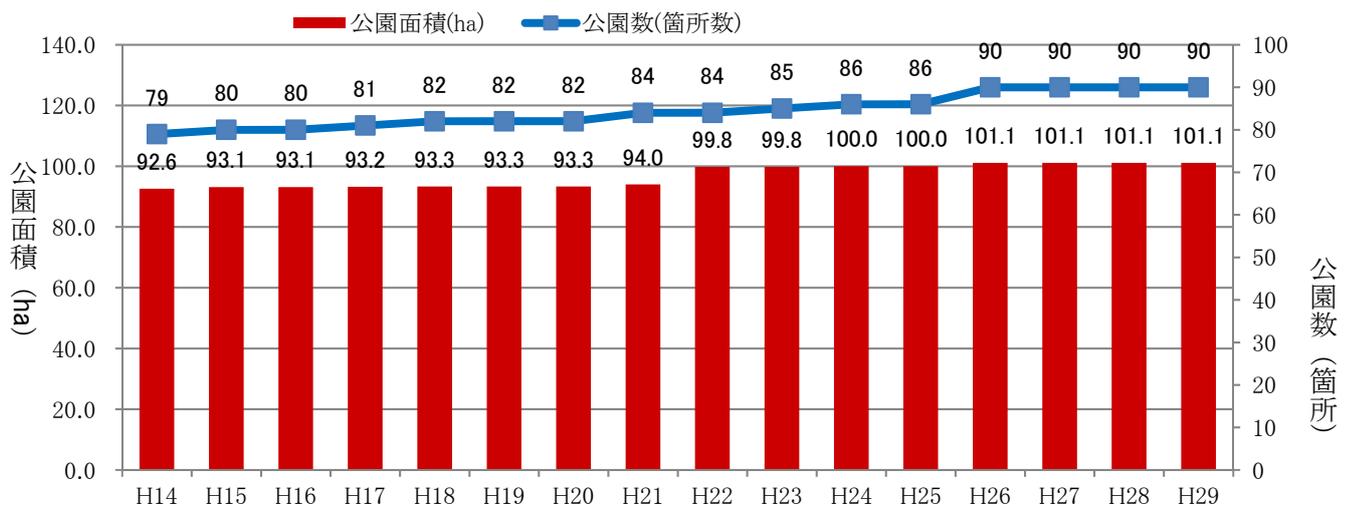


出典：横浜市環境創造局環境科学研究所 気温観測結果資料を基に作成

④公園・緑地

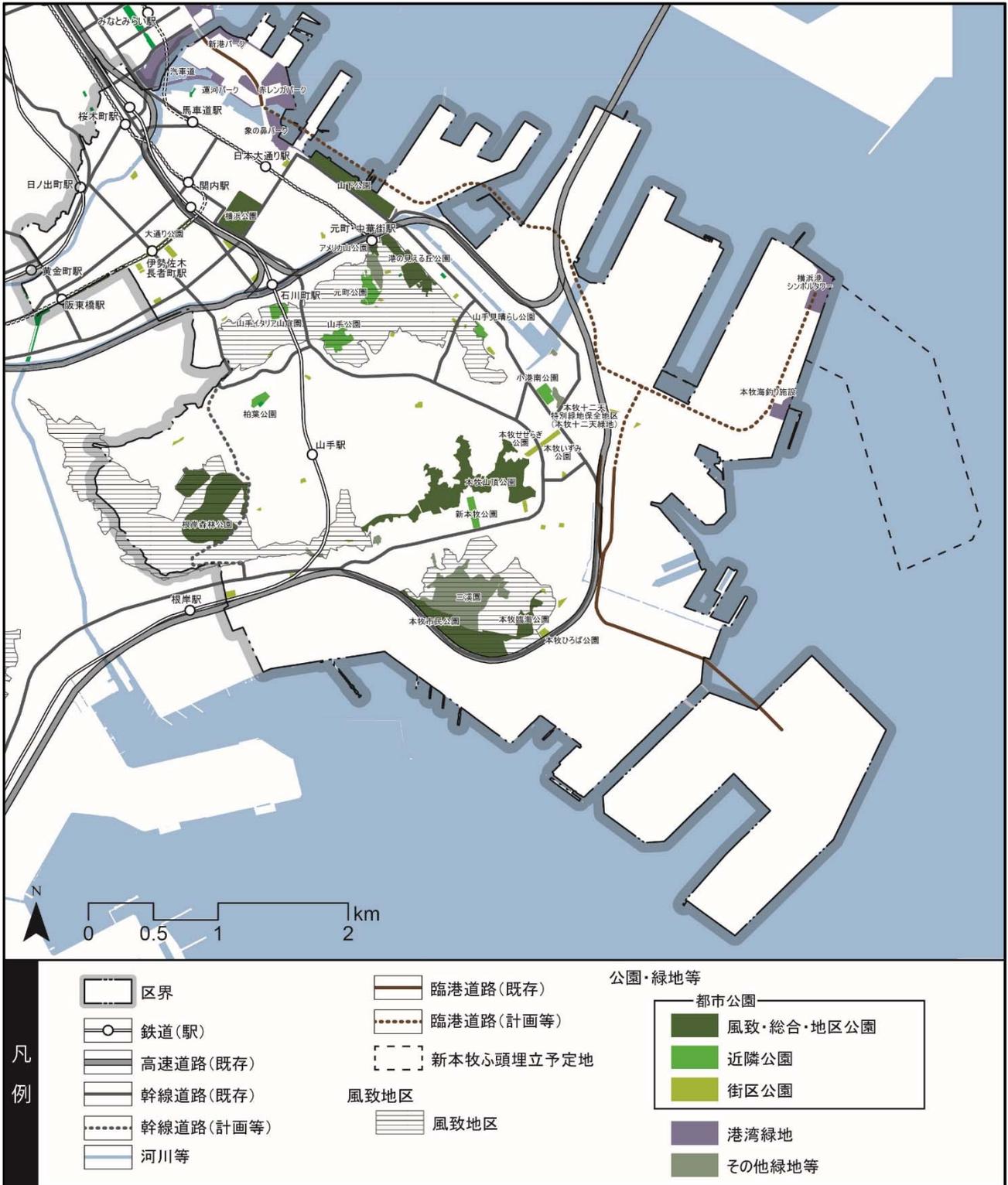
中区の都市公園数は平成 29（2017）年末で 90 箇所、合計面積は 101.1 ヘクタールで、平成 14（2002）年と比較して少しずつ増加を続けていますが、直近の 4 年間は横ばいとなっています。また、中区には横浜公園、山下公園、港の見える丘公園など特徴のある公園、新港パーク、赤レンガパークなどの水際の港湾緑地及び日本大通り、山下公園通りなどの風格のある街路樹が整備され、市内外から多くの人を訪れています。また、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする「街区公園」は 72 箇所、面積が 1,000 平方メートル以上の公園は、52 箇所となっています。

図 1-39 都市公園数、面積の推移（中区）



出典：横浜市統計書 行政区別都市公園数及び面積を基に作成

図 1-40 1,000 平方メートル以上の都市公園及び港湾緑地等の分布（平成 25（2013）年）



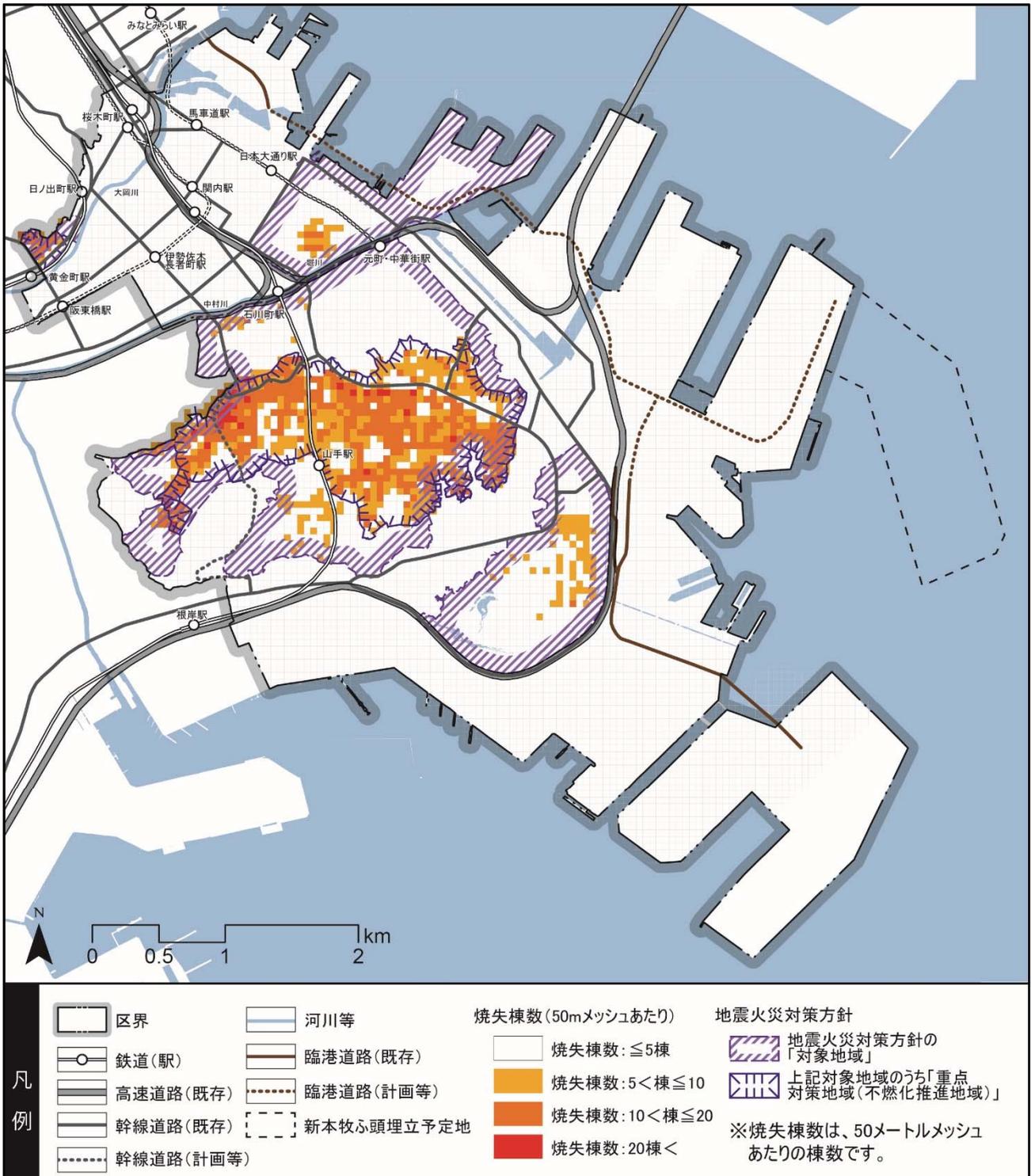
出典：平成 25（2013）年度都市計画基礎調査及び横浜市公園緑地配置図（平成 29（2017）年 7 月 1 日）を基に作成

(8) 防災

① 焼失棟数の想定

最大規模の火災被害を生じる地震として本市が想定（「横浜市地震被害想定」）した元禄型関東地震における焼失棟数の想定は、木造住宅が密集した地域を中心に50メートルメッシュあたり5棟以上の焼失が想定されている地域が広がっており、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」（以下、「地震火災対策方針」という。）における重点対策地域（不燃化推進地域）に指定されています。焼失棟数が多い場所では、50メートルメッシュあたり20棟を超えることが想定されています。

図1-41 焼失棟数の想定（元禄型関東地震）

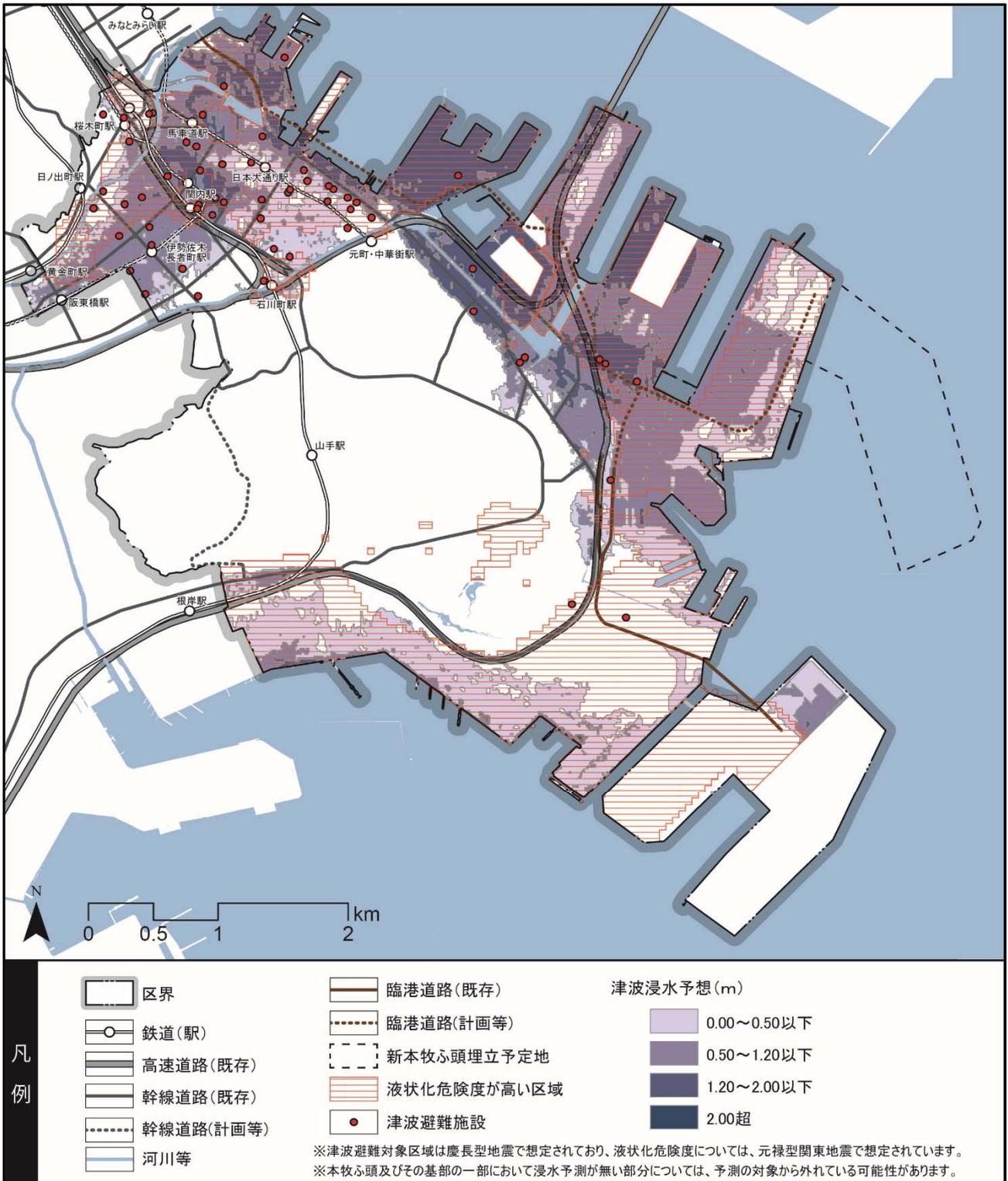


出典：横浜市総務局資料（わいわい防災マップデータ）を基に作成

②津波の想定

最大規模の津波を生じる地震として神奈川県が想定した慶長型地震の津波による浸水予測では、臨海部、本牧、根岸、新山下などの平地部の一部及び関内・関外の大部分の浸水が想定されています。浸水予想区域やその周辺には、公共施設、ホテル、立体駐車場、集合住宅などのうち、横浜市が指定した公共施設の津波避難施設（22箇所（平成30（2018）年12月時点））及び横浜市と協定を締結した民間の津波避難施設（36箇所（平成30（2018）年12月時点））があります。

図1-42 津波浸水予想区域・液状化マップ

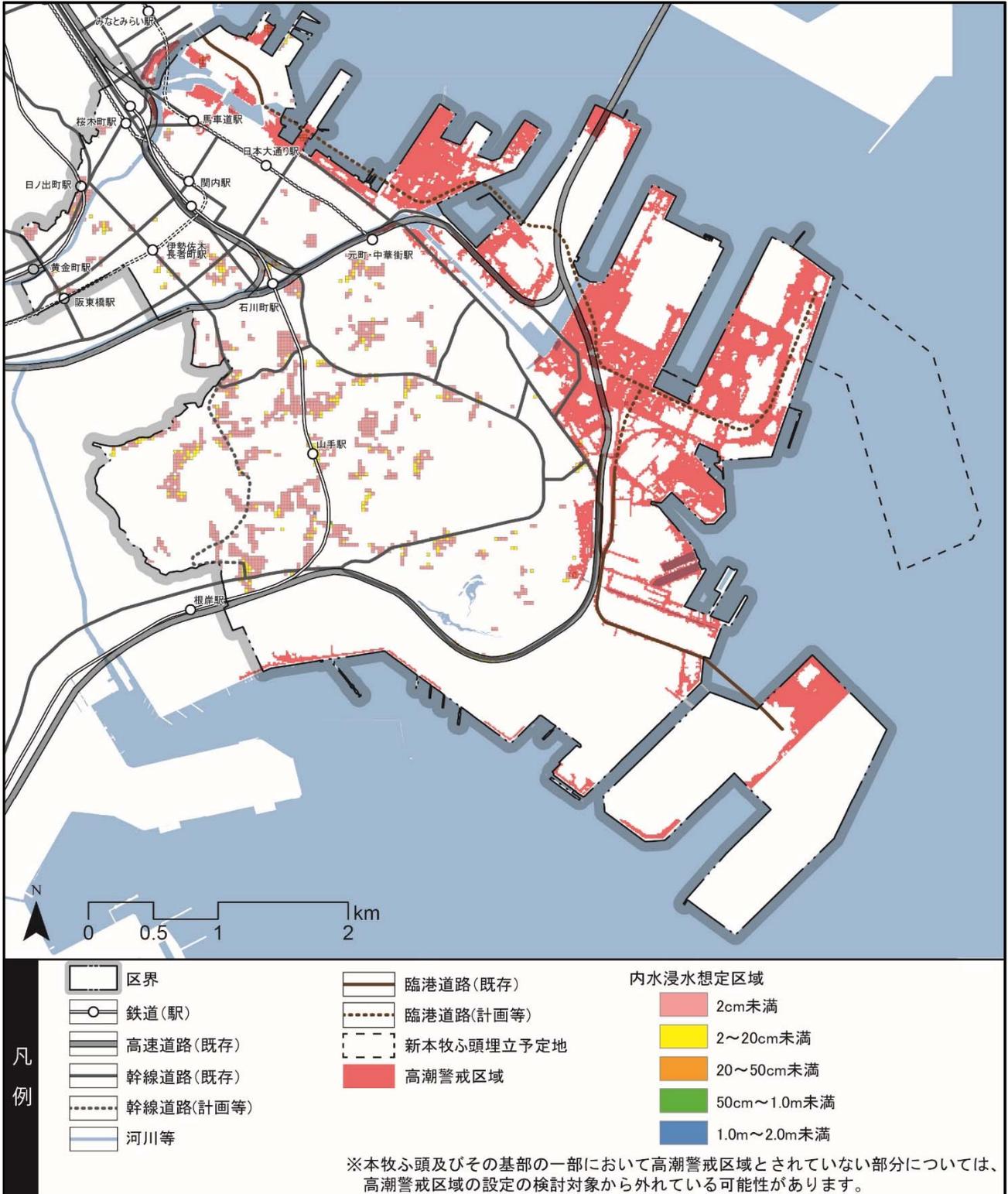


出典：横浜市総務局資料（わいわい防災マップデータ）を基に作成

③高潮の想定

高潮は、台風や発達した低気圧によって、海岸付近で海面が異常に高くなる現象です。臨海部を中心に高潮警戒区域が指定されています。

図 1-43 高潮警戒区域・内水浸水想定区域

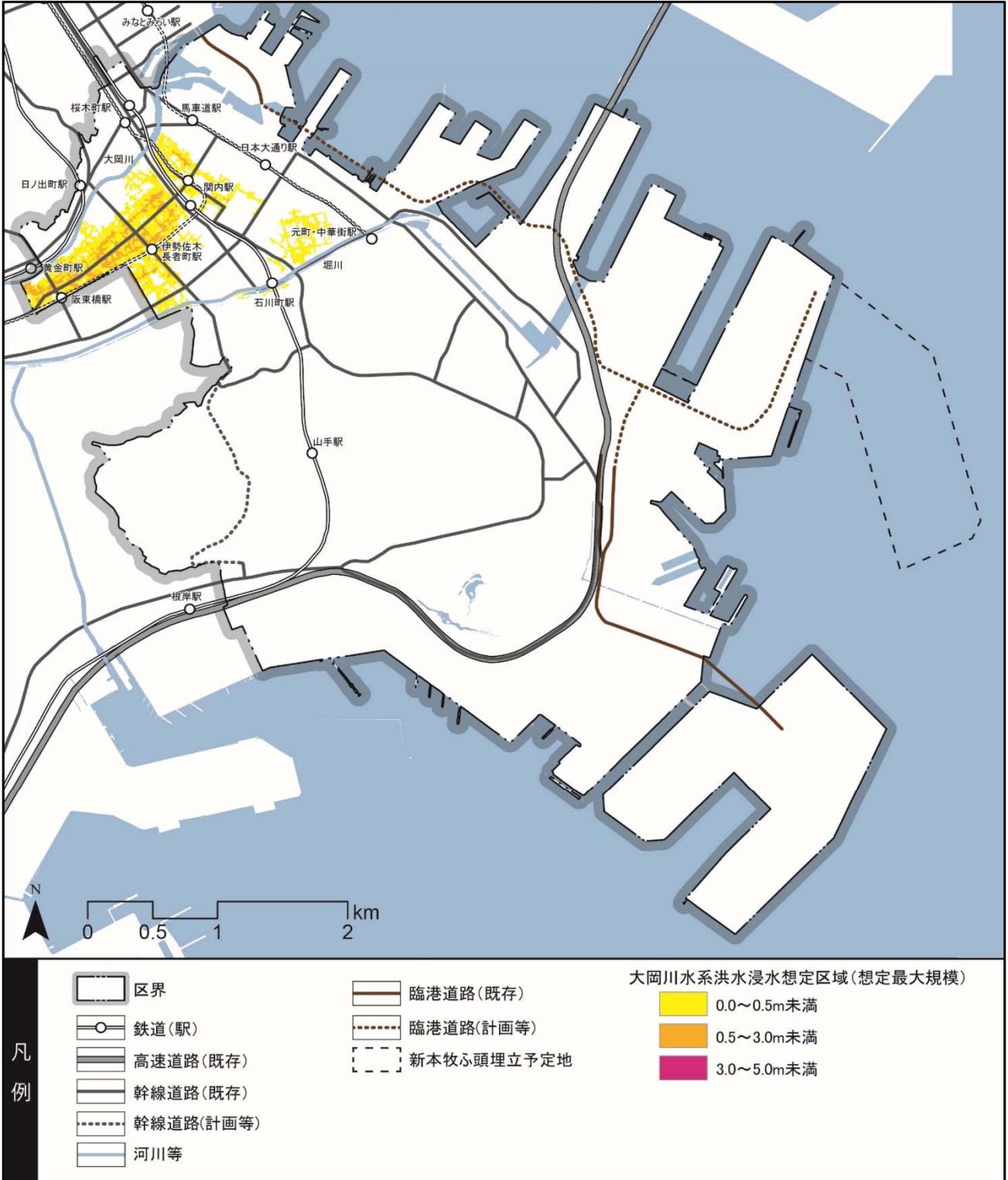


出典：横浜市港湾局資料（高潮警戒区域／平成 28（2016）年 3 月時点）を基に作成

④洪水の想定

想定し得る最大規模の大雨が降ったことによる、大岡川水系（大岡川、中村川及び堀川）の浸水想定では、大岡川、中村川及び堀川に挟まれた区域等で浸水が想定され、特に関内駅と阪東橋駅の間では、0.5メートルから3.0メートル未満の浸水が想定されています。

図 1-44 大岡川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

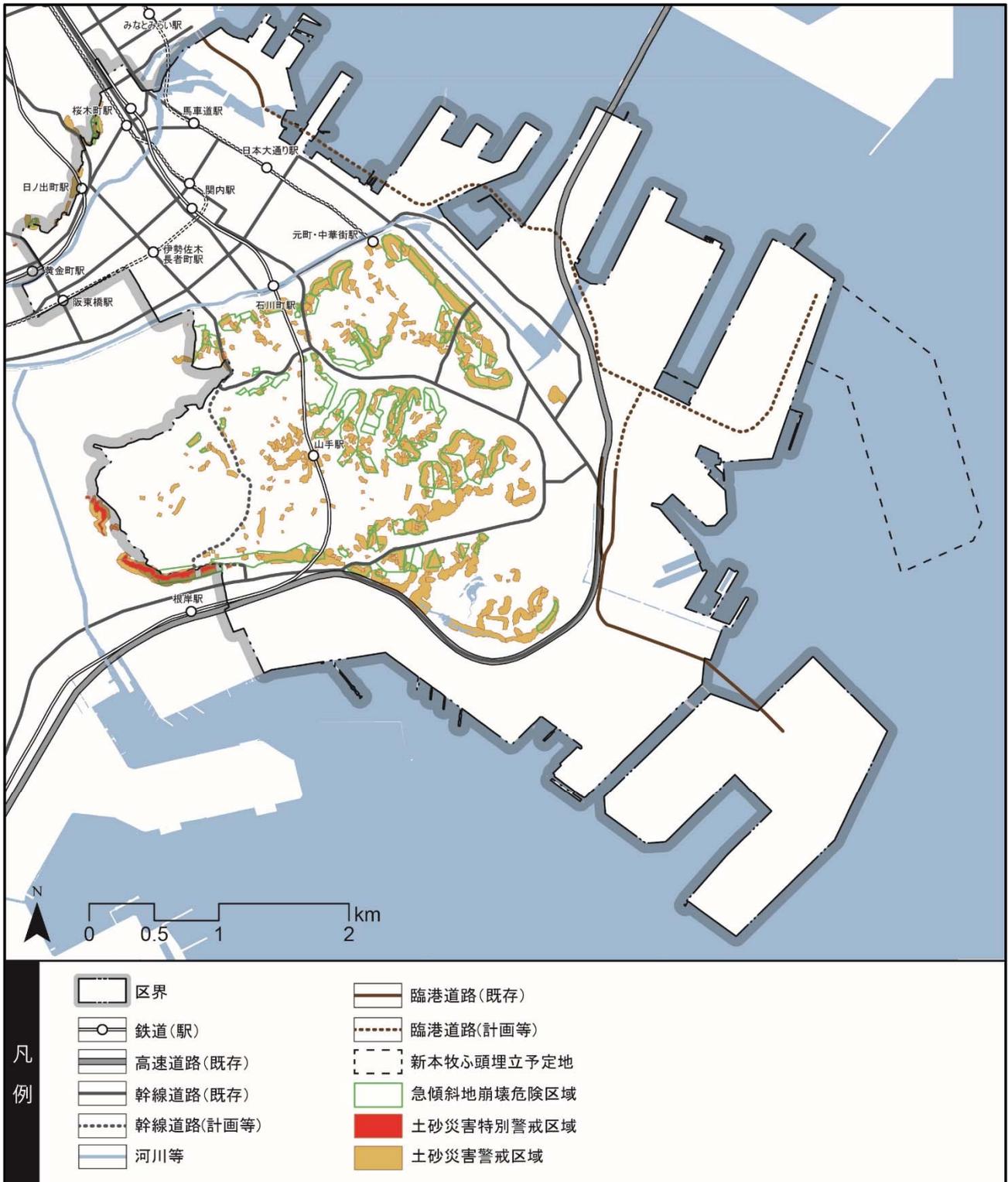


出典：神奈川県資料（大岡川水系洪水浸水想定区域図／平成 30（2018）年 3 月時点）を基に作成

⑤土砂災害の想定

平成 30 (2018) 年 9 月 11 日時点で、中区の丘陵地の斜面に対して土砂災害警戒区域が 130 区域指定されています。そのうち南区及び磯子区との区境付近で土砂災害特別警戒区域が 2 区域指定されています。また、71 箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

図 1-45 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域



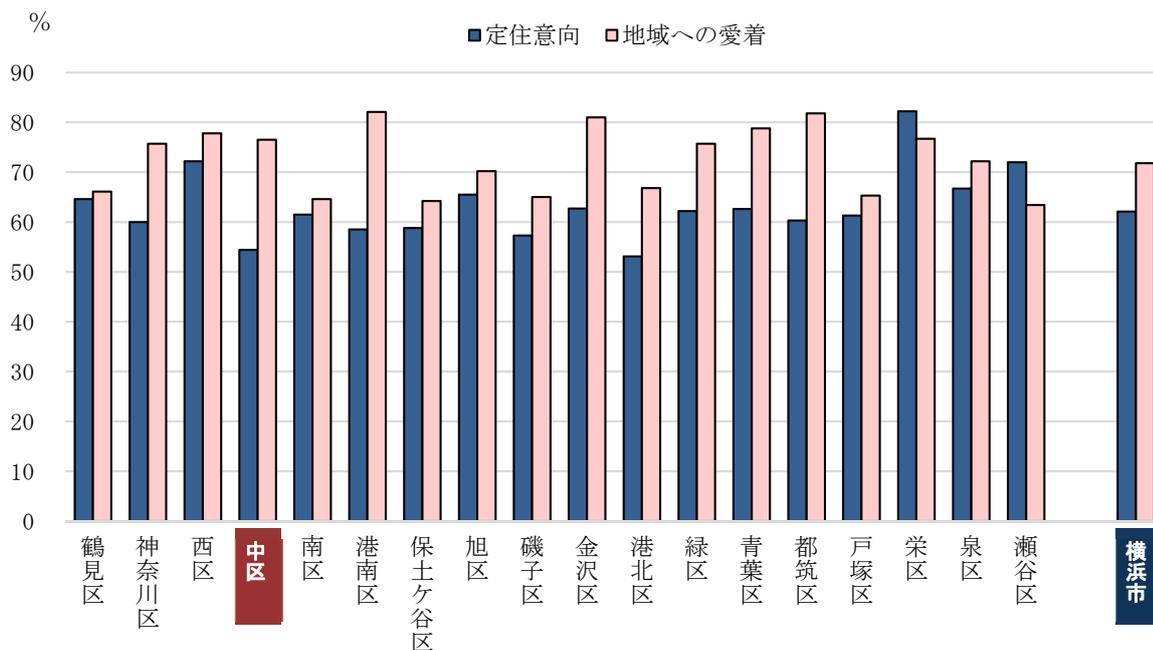
出典：横浜市建築局資料（土砂災害警戒区域等・急傾斜地崩壊危険区域）を基に作成

(9) 区の特徴・魅力

①地域への愛着

平成 30 (2018) 年度の横浜市市民意識調査によると、「お住まいの区に対して」の愛着度は、76.5 パーセントで、18 区の中で 7 番目に高くなっています。一方、定住意向については、54.4 パーセントで、2 番目に低くなっています。

図 1-46 定住意向及び地域への愛着度 (区別) (平成 30 (2018) 年度)



出典：平成 30 (2018) 年度横浜市市民意識調査を基に作成

②市政への要望

平成 30 (2018) 年度の横浜市市民意識調査によると、市政への要望は、「防犯対策」が 1 位となっています。また、18 区中 7 区で 1 位となっている「地震などの災害対策」が中区では 2 位となっています。

表 1-2 市政への要望 (平成 30 (2018) 年度)

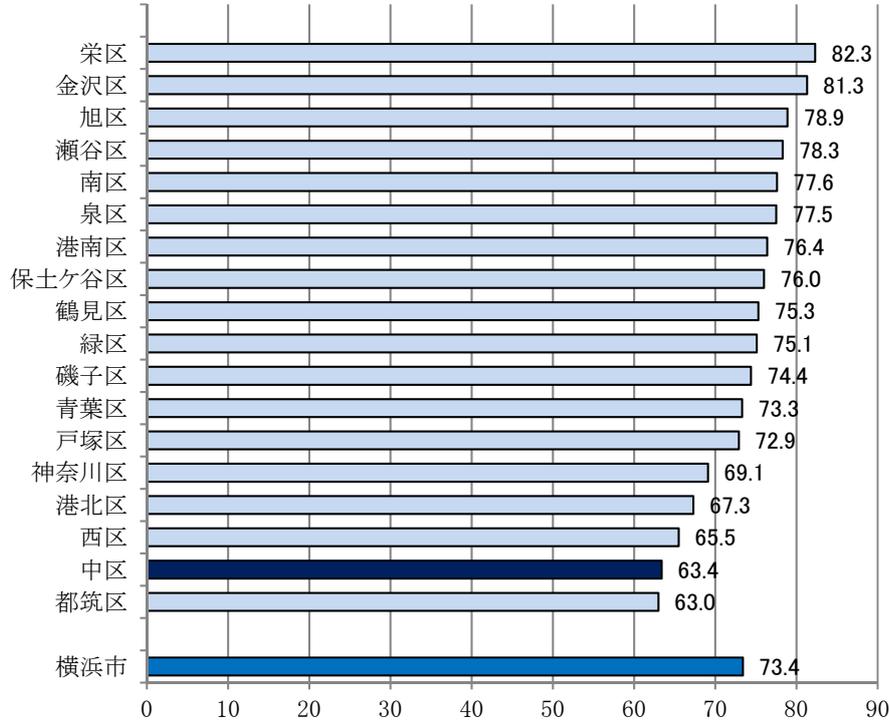
	中 区	市全体
1位	防犯対策 (45.6%)	地震などの災害対策 (30.6%)
2位	地震などの災害対策 (36.8%)	防犯対策 (26.5%)
3位	高齢者福祉 (32.4%)	高齢者福祉 (26.2%)
4位	高齢者や障がい者が移動しやすい街づくり (30.9%)	病院や救急医療など地域医療 (25.6%)
5位	商店街の振興 (29.4%)	通勤・通学・買い物道路や歩道の整備 (24.7%)

出典：平成 30 (2018) 年度横浜市市民意識調査を基に作成

③自治会町内会加入率

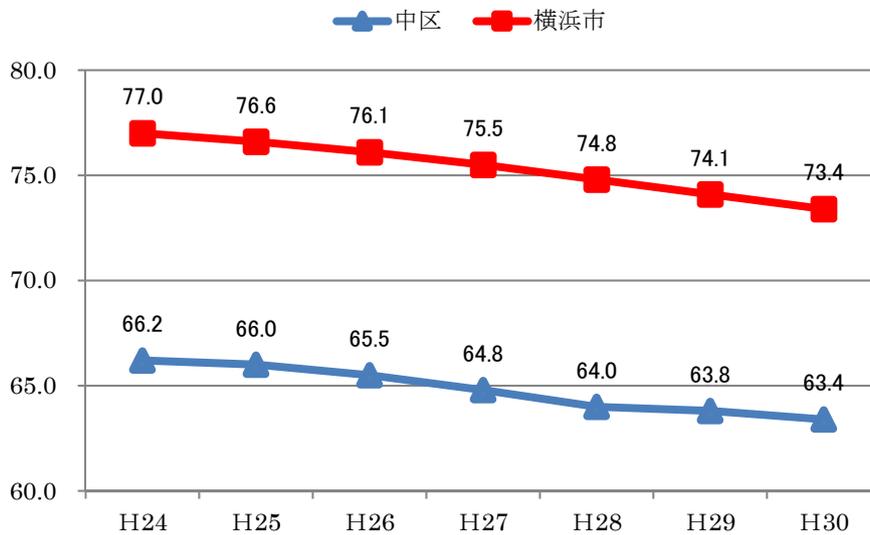
平成 30 (2018) 年 4 月 1 日の自治会町内会加入率を見ると、約 63 パーセントと 18 区中 2 番目に低く、年々減少しています。

図 1-47 自治会町内会加入率 (区別)



出典：横浜市市民局資料（平成 30 (2018) 年）を基に作成

図 1-48 自治会町内会加入率の推移 (中区・横浜市) (各年 4 月 1 日)

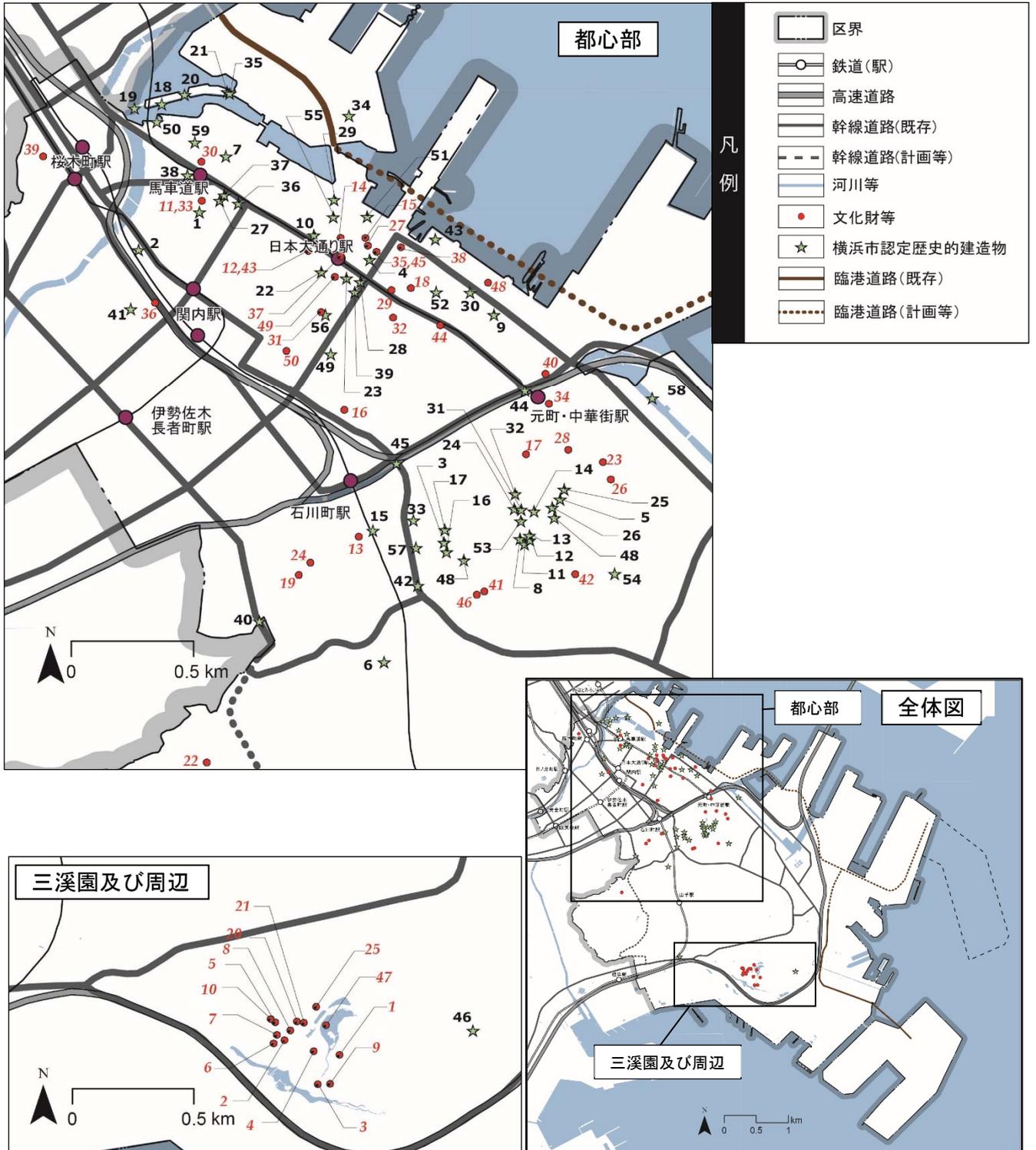


出典：横浜市市民局資料（平成 24 (2012) 年～平成 30 (2018) 年）を基に作成

④歴史的・文化的資源

開港以来の歴史的・文化的資源が数多く存在することが中区の魅力の一つとなっています。文化財及び横浜市認定歴史的建造物として、横浜市開港記念会館や横浜赤レンガ倉庫などの建造物、三溪園をはじめとする史跡等が指定されています。

図 1-49 文化財、横浜市認定歴史的建造物の分布



出典:国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録(平成30(2018)年)、歴史を生かしたまちづくり 横浜市認定歴史的建造物一覧(平成30(2018)年)を基に作成

表 1-3 文化財等（中区）

番号	分類	名称	番号	分類	名称
1	国指定重要文化財	旧燈明寺本堂	26	市指定有形文化財	山手 111 番館(旧ラフィン邸)
2		旧天瑞寺寿塔覆堂	27		横浜開港資料館旧館(旧横浜英国総領事館)及び旧門番所
3		旧東慶寺仏殿	28		横浜地方気象台庁舎
4		旧燈明寺三重塔	29		旧露亜銀行横浜支店
5		月華殿	30		旧横浜生糸検査所付附属倉庫事務所
6		春草廬	31		旧日本綿花横浜支店事務所棟
7		聴秋閣	32	市登録有形文化財	旧居留地 91 番地塀
8		臨春閣	33	国指定史跡名勝天然記念物	旧横浜正金銀行本店
9		旧矢籠原家住宅	34	市指定史跡名勝天然記念物	元町貝塚
10		天授院	35	市登録地域史跡名勝天然記念物	玉楠(日米和親条約締結の地に残るタブノキ)
11		旧横浜正金銀行本店本館	36		吉田橋関門跡
12		横浜開港記念会館	37		神奈川運上所跡
13		旧内田家住宅	38		英一番館跡
14		神奈川県庁本庁舎	39		日本最初のガス会社跡
15		旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール	40		へボン邸跡
16		市立港中学門柱(旧花園橋親柱)	41		日本最初の洋式公園(山手公園)
17		ジェラール水屋敷地下貯水槽	42		ビール製造発祥の地(ビール醸造所跡)
18	県指定重要文化財	43	横浜町会所跡		
19	市指定有形文化財	横浜共立学園本校舎	44		横浜天主堂跡
20		白雲邸	45	日米和親条約締結の地	
21		御門	46	国指定史跡名勝天然記念物	山手公園
22		地藏王廟	47	三溪園	
23		横浜市イギリス館	48	山下公園	
24		山手 214 番館	49	国登録記念物	日本大通り
25		旧原家住宅	50		横浜公園

出典：国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録（平成 30（2018）年）を基に作成

表 1-4 横浜市認定歴史的建造物（中区）

番号	名称	番号	名称
1	損保ジャパン日本興亜横浜馬車道ビル(旧川崎銀行横浜支店)	31	ベーリックホール
2	横浜指路教会	32	山手 76 番館
3	カトリック山手教会聖堂	33	山手隧道
4	横浜海岸教会	34	横浜赤レンガ倉庫
5	横浜山手聖公会	35	新港橋梁
6	岩田健夫邸	36	旧東京三菱銀行横浜中央支店
7	横浜第2合同庁舎	37	旧富士銀行横浜支店(元安田銀行横浜支店)
8	石橋邸	38	旧横浜銀行本店別館(元第一銀行横浜支店)
9	ホテルニューグランド本館	39	旧居留地消防隊地下貯水槽
10	綜通横浜ビル(日本町旭ビル)	40	打越橋
11	松原邸	41	旧横浜松坂屋西館
12	宇田川邸	42	桜道橋
13	BEATTY 邸	43	インド水塔
14	エリスマン邸	44	谷戸橋
15	ブラフ 18 番館	45	西之橋
16	カトリック横浜司教館別館	46	旧バーナード邸
17	カトリック横浜司教館(旧相馬永胤邸)	47	山手 89-8 番館
18	旧臨港線護岸	48	フェリス女学院 10 号館(旧ライジングサン石油会社宅)
19	港一号橋梁	49	ストロングビル
20	港二号橋梁	50	旧灯台寮護岸
21	港三号橋梁(旧大岡川橋梁)	51	横浜税関遺構 鉄軌道及び転車台
22	横浜情報文化センター(旧横浜商工奨励館)	52	インペリアルビル
23	横浜地方・簡易裁判所	53	フェリス女学院6号館別館
24	岡田邸	54	河合邸
25	山手資料館	55	旧神奈川県産業組合会館
26	山手 234 番館	56	旧神奈川県労働基準局(元日本綿花横浜支店倉庫)
27	馬車道大津ビル(旧東京海上火災保険ビル)	57	山手 26 番館
28	旧横浜市外電話局	58	霞橋(旧江ヶ崎跨線橋)
29	横浜税関本関庁舎	59	旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用B号倉庫及びC号倉庫
30	旧英国7番館(戸田平和記念館)		

出典：歴史を生かしたまちづくり 横浜市認定歴史的建造物一覧（平成 30（2018）年）を基に作成

⑤文化芸術創造都市・横浜の取組

横浜市では、文化・経済の両面で活力が失われつつある状況を脱し、都市の魅力を取り戻していくために、文化芸術の創造性を生かし、「文化芸術振興」や「経済振興」といったソフト施策と「まちづくり」などのハード施策を一体的に取り組むことを目指した文化芸術創造都市施策を展開してきました。

中区にある「創造界限拠点」は、民間企業・NPOとの協働で運営しているYCC ヨコハマ創造都市センター、象の鼻テラス、初黄・日ノ出町地区、THE BAYS 及び BankART1929 (BankART SILK、BankART Home) です。また、アーティスト、クリエイターを横浜に集積し、創造性を生かしたまちづくりや、ビジネスの創出などの取組も行われています。

YCC ヨコハマ創造都市センター



象の鼻テラス



Photo:DAICI ANO

初黄・日ノ出町地区



THE BAYS



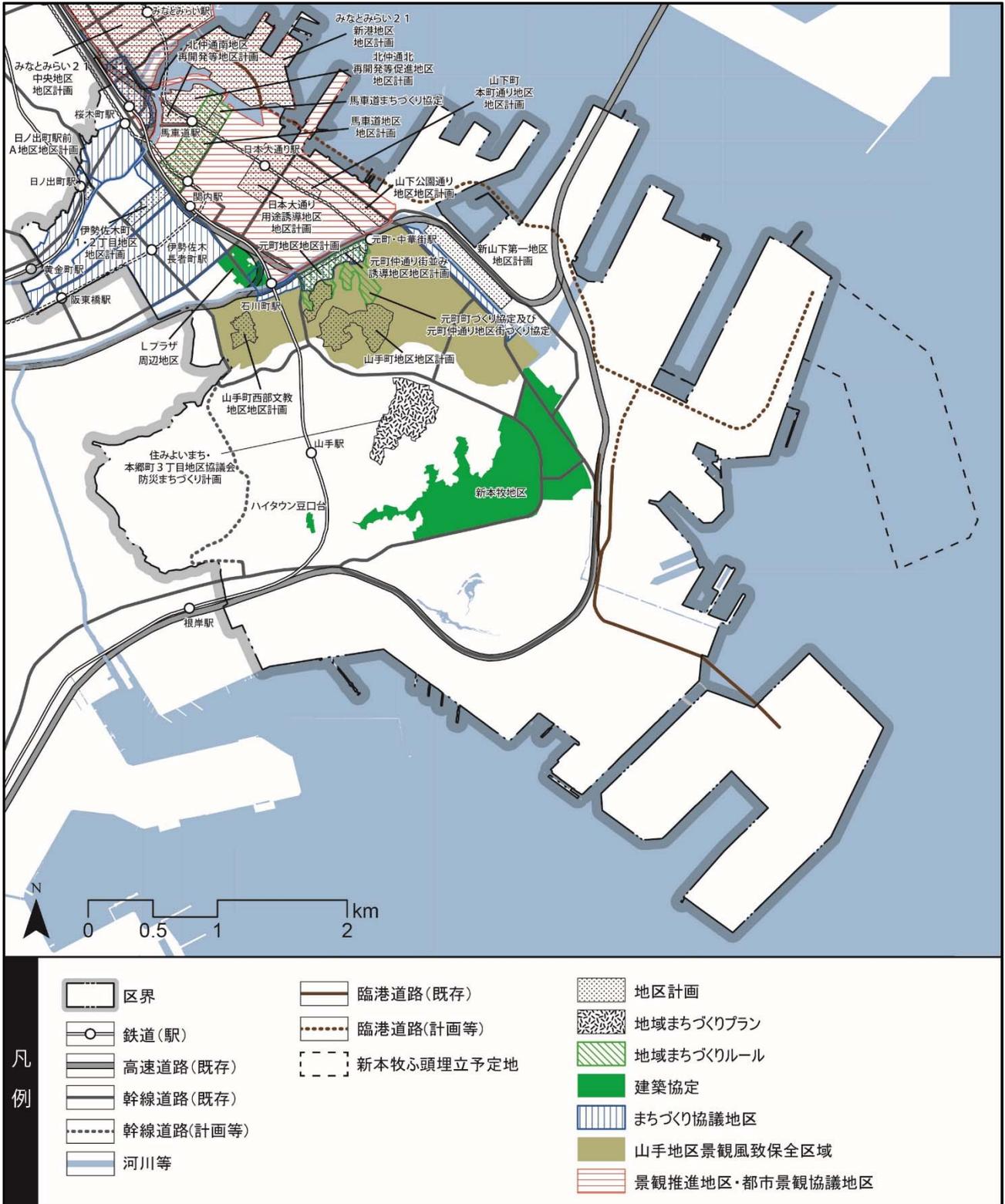
BankART1929 (BankART SILK)



⑥地区計画、建築協定などの活用

中区では、地域固有の街並みや景観などの魅力を維持・向上するため、地区計画、建築協定、地域まちづくりプラン、地域まちづくりルール、街づくり協議地区、都市景観協議地区など、地域と行政が協働してまちづくりに取り組んでいる地域が多いことが大きな特徴です。

図 1-50 地区計画区域、建築協定区域等



出典：横浜市都市整備局資料（平成 29（2017）年）を基に作成

⑦観光入込客数

横浜市の地区別観光入込客数（日帰り客）の推移を見ると、一部が中区に含まれるみなとみらい・桜木町が最も多く、増加傾向にあります。また、山下・関内・伊勢佐木町及び山手・本牧・根岸は比較的少なくなっています。

一方、地区別観光入込客数（宿泊客）の推移を見ると、山下・関内・伊勢佐木町は、みなとみらい・桜木町に次ぐ実績を示しており、増加傾向にあります。

横浜市全体の観光入込客数の推移を見ると、平成 14（2002）年度から平成 29（2017）年度で約 5 割増えています。

図 1-51 地区別観光入込客数
（日帰り客）の推移

■平成14年 ■平成20年 ■平成21年 ■平成27年 ■平成29年

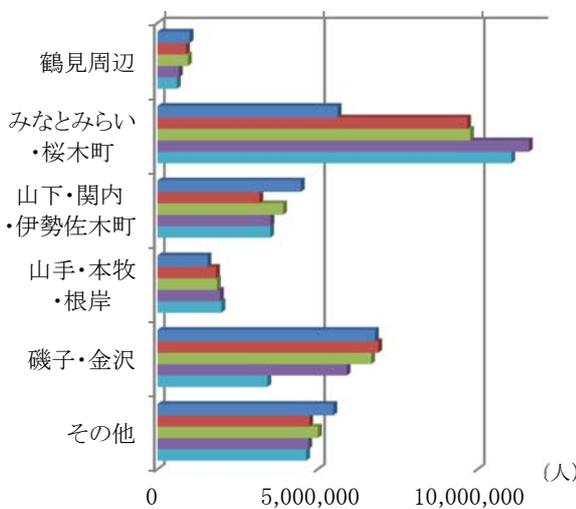
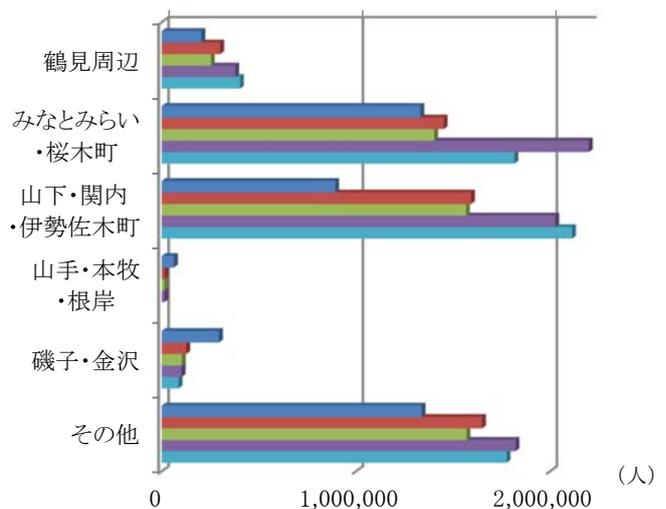


図 1-52 地区別観光入込客数
（宿泊客）の推移

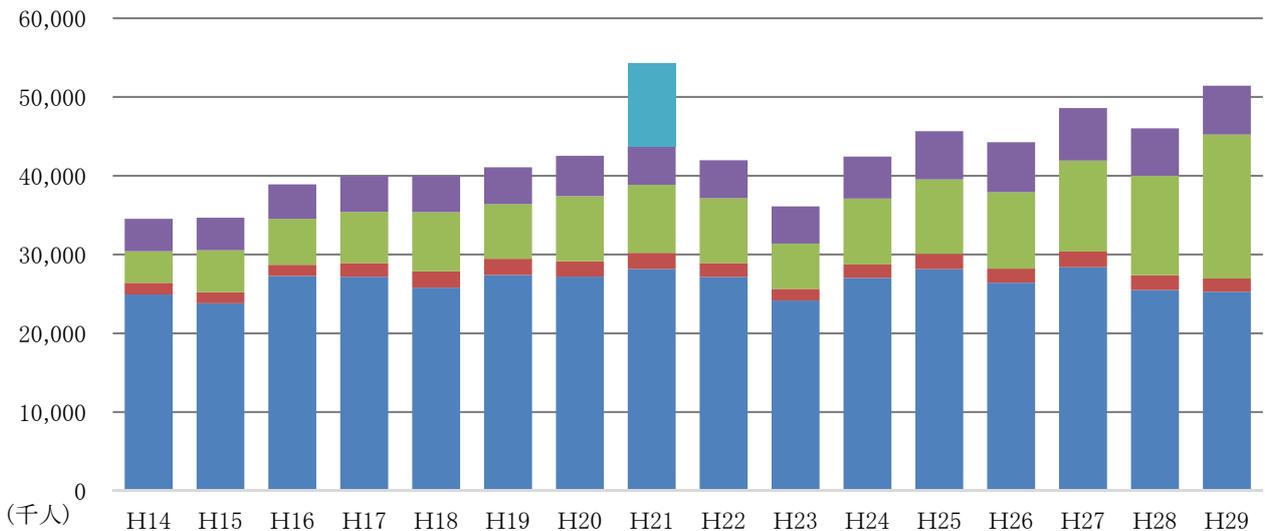
■平成14年 ■平成20年 ■平成21年 ■平成27年 ■平成29年



出典：横浜市文化観光局記者発表資料（平成 14（2002）年～平成 29（2017）年）を基に作成

図 1-53 観光入込客数の推移（横浜市）

■観光施設(日帰り) ■観光交通機関(日帰り) ■観光イベント(日帰り) ■宿泊客系 ■開港150周年に伴う集客効果



出典：横浜市文化観光局記者発表資料（平成 14（2002）年～平成 29（2017）年）を基に作成

(10) 港湾計画

中区の臨海部は横浜港の一部として様々な機能を有しています。横浜港では計画的に開発・利用・管理などを行うために、「横浜港港湾計画（平成26（2014）年11月改訂）」で以下のとおり方針や港湾空間のゾーニングを示しています。

① 港湾計画の方針

横浜港は「国際競争力のある港」、「市民が集い、憩う港」及び「安全・安心で環境にやさしい港」を3つの柱とし、横浜経済の活性化と市民生活を豊かにする総合港湾づくりを目指していきます。

1 国際競争力のある港

- ・公共ふ頭計画…我が国を代表する国際貿易港として、市民生活や日本経済を支えていきます
- ・臨港交通施設計画…港と広域道路ネットワークを円滑に結び、物流機能を向上させます
- ・国際コンテナ戦略港湾の実現に向けた施策展開…ハード施策と併せたソフト施策を展開します

2 市民が集い、憩う港

- ・旅客船ふ頭計画…日本の海の玄関口として、多くのお客様をお迎えします
- ・山下ふ頭の再開発…都心臨海部の機能強化に向け、再開発を進めます
- ・臨海部におけるにぎわい創出…世界に誇るウォーターフロントを実現します

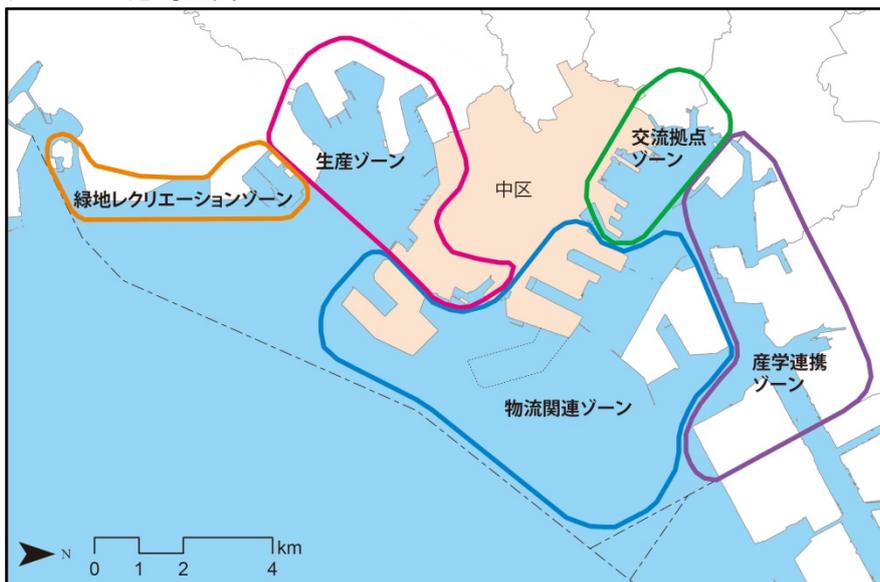
3 安全・安心で環境にやさしい港

- ・大規模地震対策施設…発災時に市民の皆様の安全と生活を守ります
- ・環境保全…親しみやすく美しい横浜港の環境を次世代に引き継いでいきます
- ・港のスマート化…エネルギーマネジメントの構築等を検討し、港のスマート化を進めます

② 港湾空間のゾーニング

- ◆**産学連携ゾーン**：京浜工業地帯における生産拠点としての機能のほか、研究開発や物流関連等の機能集積を図るゾーンとする。
- ◆**交流拠点ゾーン**：観光資源が集積し、様々な人が訪れるゾーンとする。
- ◆**物流関連ゾーン**：市民生活や地域経済を支える高効率な港湾施設を配置したゾーンとする。
- ◆**生産ゾーン**：港湾を活用した先端産業が立地するゾーンとする。
- ◆**緑地レクリエーションゾーン**：海洋性レクリエーション活動や環境学習などの水域利用を促進するとともに、自然の保全・再生を目指すゾーンとする。

図 1-54 港湾空間のゾーニング



出典：横浜港港湾計画（平成26（2014）年11月）を基に作成。

1-2 まちづくりの課題

(1) 土地利用

中区では、業務・商業機能が集積する地域、住居を中心とした丘陵地、集合住宅や業務・商業施設が混在する幹線道路沿い、港湾・流通機能が集積する臨海部など、多様な用途で利用されている土地が近接しています。このため、多様な用途の共存と調和を考慮した計画的な土地利用を進める必要があります。

特に住宅については、都心部の関内・関外を中心に集合住宅の割合が増加するなど、都心に近く利便性の高い業務・商業集積地での住宅系土地利用の混在化が進んでいます。

現在、関内駅周辺では、市庁舎の移転を契機とした国際的な産学連携、観光・集客、スポーツ等のまちづくりによる都心部の活性化を目指し、市庁舎の移転に伴う跡地の活用、教育文化センター跡地活用、横浜文化体育館再整備などが進められています。また、山下ふ頭では、物流主体の土地利用を見直し、市街地との近接性などの優れた立地特性を生かした新たなにぎわい拠点の形成に向けた取組が進められています。

このように今後、都心部では土地利用転換を伴う大規模な開発が進むため、これらを契機とし、都心部を活性化し、多様な魅力を持つまちに誘導できるよう、様々な規制の見直しも含めた柔軟な検討が必要です。

また、返還の方針が合意されている米軍根岸住宅地区を含め、都心部以外でも土地利用転換を伴う大規模な開発が進められる可能性があります。こうした開発においては、周辺環境との調和を図りつつ、地域の発展に資するよう十分な検討が必要です。

(2) 生活環境

中区の65歳以上の人口は増加傾向にあり、20年後も高齢化の進行が予想されています。また、障害者の人口の割合が他区より高い状況です。そのため、高齢者や障害者が地域の中で自立した生活を送れる環境づくりや地域における支え合いなどが課題となっています。

一方で、15歳未満の人口は減少傾向にあります。持続可能なまちづくりを進めるためには、年齢別人口に偏りが生じないよう、若い世代の流入や地域活動への参加が必要です。若い世代が暮らしやすく、そして地域に溶け込みやすいよう、多様な子育てニーズに対応した機能の充実及び子ども・青少年の居場所や地域との交流の場の充実が必要です。

また、外国人人口の割合が他区に比べて高くなっています。外国人が地域に溶け込んで多文化共生が進むよう、生活に必要な情報を得るためのコミュニケーション支援、行政サービスの多言語化及び文化の相互理解を進めることができる環境づくりが必要です。外国人は「共に今の社会を築くパートナー」(「中区多文化共生推進アクションプラン」) であると言え、外国人を「多様性がもたらす活力」とするよう施策が必要です。一方で、日本に初めて住む外国人も多く、生活のルールや習慣を丁寧に伝えていくために様々な工夫も必要です。

子どもから高齢者までの多世代、障害者、外国人など、誰もが安心して生活できるよう、各種施設のユニバーサルデザイン化や防犯対策の推進なども必要です。

(3) コミュニティ

中区では、地域コミュニティの活動を担っている自治会町内会の加入率が他区と比較すると著しく低い状況です。また、自治会町内会等、地域コミュニティの活動の中心を担う人々の高齢化が進んでいるため、今後の地域の担い手不足が危惧されています。

中区には、多様な人々が共に生活しているため、文化・慣習や価値観も多様化しています。そのため、生活のルールや習慣の共有などを目指して新たなコミュニティづくりが必要です。また、放置自転車や不法投棄などの問題にも、地域全体での取組が必要です。

地域全体で問題に取り組むにあたっては、自治会町内会のみならず、商店街をはじめとした地域内の事業者や就業者を含め、地域内の多様な人々が交流し、連携を深め、協力して互いに支え合っていくことが必要です。

(4) 都市防災

丘陵地を中心とした一部の地域は、道路が狭く古い木造住宅が密集し、さらにオープンスペースとしての公園緑地が不足しています。このような地域では、火災の延焼や大地震の際の家屋の倒壊の危険性があるとともに、緊急車両の通行が困難であるなど防災上の課題があります。また、中区の戸建て住宅の総数に占める空き家の割合は市内で最も高く、日常生活における周辺への影響の大きさに関わらず、防災の観点から対策が必要です。

低地部や臨海部の埋立地では、地震による津波被害の恐れがある地域が広範囲に広がっており、液状化の危険性が高い地域もあるため、対策が必要です。

さらに近年は、1時間あたり50ミリを超える大雨が頻発しているため、水害や土砂災害への対策が必要です。

中区では、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者や、業務、観光などを目的とした来街者が多いため、災害時要援護者や来街者に対する情報提供、避難誘導、帰宅困難者対策などのソフトの対策が必要です。

災害対策を進めるにあたっては、行政、交通事業者、企業、社会福祉協議会やNPOなどの諸団体、地域住民等、様々な団体が一体となって、連携した取組が必要です。実際に大規模な災害が発生した際には、公的支援（公助）が地域にすぐに届かないことが想定されています。そのため、一人ひとりの自助と地域での共助への備えの促進が必要です。

(5) 都市交通

中区には横浜高速鉄道みなとみらい線、JR根岸線、横浜市営地下鉄ブルーライン及び京浜急行本線の4つの鉄道路線が通っています。鉄道駅の多くは中村川及び堀川より北側に集中しており、南側では公共交通をバスによって確保している地域があります。鉄道やバスなどの公共交通は、人々の重要な移動手段となるため、誰もが安心して快適に利用できる環境の充実が必要です。また、丘陵地などでは坂道や階段が多いため、高齢者・障害者などの移動に負担となることから、手すりの設置や改修など、身近な地域における安全・快適に移動できる歩行空間の確保が必要です。一方で、都心臨海部においては、水際線沿いや鉄道駅から水際線方向の公共交通が少ないことが課題と

なっており、回遊性向上やまちのにぎわいづくりに寄与する新たな交通の導入が期待されます。

都市計画道路の整備は、一部を残して大部分が完了しています。一方で、区内の主要な幹線道路には、混雑度が高い区間もあるため、路上駐車対策など混雑の緩和に向けた対策が必要です。

また、海、港や、大岡川、中村川、堀川など、中区の特性の一つである水辺を生かした取組が進められ、今後の水上交通のネットワーク構築が期待されます。

そのほか、温暖化対策の観点から環境負荷が低い次世代自動車やコミュニティサイクルを含めた自転車の利用促進が必要です。そのため、次世代自動車の充電施設等や自転車の利用環境の改善などの取組が必要です。

（６）都市の魅力・活力

区内には、水辺、緑、近代建築物、横浜らしい街並み、地区ごとに異なる特徴を持った魅力的な商店街など、様々な地域資源があります。また、地域資源を活用した様々なイベントや取組が行われ、多くの区民や来街者でにぎわっています。今後も、中区の特色である様々な地域資源を維持・保存し活用することで、継続的に区の魅力と愛着の向上が期待されます。

関内・関外は、みなとみらい21地区や横浜駅周辺地区などとともに横浜経済をけん引する役割を担ってきましたが、近年、都市構造や社会・経済情勢が変化したことにより、空きオフィスの増加や商業の低迷など、かつてのにぎわいの低下が課題となっています。そこで、市庁舎の移転に伴う跡地の活用等を契機とし、関内・関外の再生及び都心臨海部の活性化が期待されます。また、都心臨海部における新たなにぎわい創出に向け、ハーバーリゾートの形成を目指す山下ふ頭の再開発なども計画されています。

横浜市の観光入込客数は増加傾向にあり、令和2（2020）年には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。クルーズ船の寄港や羽田空港発着便の増加等も踏まえ、観光客の受入れ環境の更なる充実が必要です。また、横浜港は、平成22（2010）年に京浜港として国際コンテナ戦略港湾に選定され、国際競争力のある港として世界の海運動向や利用者ニーズを踏まえ、コンテナ船の大型化や貨物量の増加への対応などが進められています。

（７）都市環境

地球温暖化が進行している社会において、環境負荷を低減し、脱炭素社会、循環型社会を実現することは、これからのまちづくりにおいて不可欠な視点といえます。生物多様性保全、ヒートアイランド対策、次世代の環境技術の導入など、地球環境問題に配慮した取組が必要です。横浜市では、「横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「横浜市環境管理計画」、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率のよい住宅をはじめとした建築物、低炭素交通の普及、下水道資源の有効利用など、エネルギーの効率的な利用と低炭素なまちづくりを推進しています。

中区の緑被率は市平均に比べると低いいため、緑地の維持保全、施設の緑化誘導、公共空間の緑化、自然環境の保全、身近な公園の一部が充足していないことへの対応、オープンスペースの確保なども課題となっています。また、区内には大岡川、中村川、堀川などが流れており、区民や来街者が河川に親しめる身近な環境の整備が進められています。

横浜市では、市民・事業者・行政が一体となつてごみの減量・リサイクルを推進しており、埋立処分量の削減に努めていますが、埋立処分が必要な焼却灰などは少なからず発生します。中区には、南本牧廃棄物最終処分場があり、焼却工場から搬入された焼却灰などの埋立処分をしていますが、埋立て可能な量には限りがあります。そのため、引き続き「ヨコハマ3R夢（スリム）プラン」に基づき、一人ひとりがごみと資源の総排出量の削減に取り組み、環境負荷の更なる低減を目指す必要があります。

1-3 まちづくりの目標

(1) まちづくりの目標

中区は開港を機に都市として大きく発展し、横浜の都心として活力のあるまちを形成してきました。

これからも、これらの歴史・文化を継承しつつ、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、また人種や国籍の違いを問わず、住む人、働く人、訪れる人が安心して、快適に過ごし、刺激と活気を与えられるような進化を続ける風格を持ったまちの形成を目指します。

《まちづくりの目標》

住む人、働く人、訪れる人、誰もが居心地のよい

みなとまち文化が根付いたまち・中区

《参考》「横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

(平成 30 (2018) 年 3 月告示)

(抜粋)

《都市計画の目標【横浜都心】》

横浜都心と新横浜都心においては、横浜市の中核としての都市基盤を整備するとともに、地域特性に応じた更なる都市機能の集積や、適正な居住機能の誘導等を図り、二つの都心で互いに機能を補完しながら地区特性に応じた都心部を形成する。

横浜都心は、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」を目指し、業務、商業、文化、観光や、優れたビジネス環境の構築にも資する居住機能等の更なる集積を図り、魅力と活気あふれる拠点地区として整備を進めることにより、各地区（横浜駅周辺地区、みなとみらい 2.1 地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区）の魅力が重層的に発揮され、世界にアピールする横浜の顔づくりを進める。

(2) 分野別のまちづくりの目標設定

まちづくりの目標を達成するため、「1-2 まちづくりの課題」で示したまちづくりの課題に対応して、7つの分野に関するまちづくりの目標を次のとおり設定します。

分野	分野別のまちづくりの目標
土地利用	業務・商業等の都心機能や港湾・物流機能を高めるとともに、海・港・歴史的資源と一体となった市街地の多様な魅力を区民も来街者も満喫できるまち
生活環境	誰もが安心して住み続けられる快適な環境のあるまち
コミュニティ	区民や事業者の地域活動への参加促進、地域と事業者の交流・連携、区民の活動の場づくりを進め、人々がつながり活気あるまち
都市防災	区民、来街者、就業者などが安全で安心して暮らせる災害に強いまち
都市交通	安全・安心な歩行者空間づくりのほか、既存の公共交通の利便性の向上や多彩な交通の充実など、誰もが快適に移動できるまち
都市の魅力・活力	個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどを活用し、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち
都市環境	水や緑を身近に体験でき、環境負荷の少ない循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた取組により快適に暮らせるまち

(3) 区の将来都市構造

将来のまちを構成する「交通ネットワーク」、「水・花・緑・地域資源」及び「ゾーン」について、その都市構造を示し、まちづくりの目標及び分野別方針の実現を目指します。

① 交通ネットワークの考え方

鉄道ネットワークは、横浜高速鉄道みなとみらい線、JR根岸線、横浜市営地下鉄ブルーライン及び京浜急行本線の4社4路線で構成されています。各種公共交通機関との結節点となる各駅の機能強化を推進します。また、鉄道ネットワークの充実を目指し、横浜環状鉄道の一部として計画がある元町・中華街～根岸間について国土交通省の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28（2016）年4月）を踏まえ、事業性の確保に向けた検討を進めます。また、東海道貨物支線の貨客併用化について引き続き検討を進めます。

道路ネットワークは、幹線道路が骨格となり、市内各地や市外を結ぶ広域交通を担います。また、日常生活における身近な道路の歩行者環境の向上などを含め、円滑な交通ネットワークの構築を目指します。

都心臨海部では、新たな交通の導入などにより回遊性を向上させます。

② 水・花・緑・地域資源の考え方

都市に潤いをもたらす大岡川、中村川、堀川、本牧通りのうち大岡川から中村川に至る部分及び大通り公園から日本大通りを経由して大さん橋に至る軸線を水・花・緑の自然環境に親しめる「水・緑の軸（都市軸）」と位置付けます。

また、都市デザインによる創造性豊かな空間づくりを目指し、海沿いの「ウォーターフロント軸（都市軸）」及び海と陸側を結ぶ「水際線へと向かう軸（都市軸）」を設定し、「水・緑の軸（都市軸）」と合わせて多くの人が親しみ、憩い、楽しめるよう、都市環境の充実を図ります。

このほか、良好で個性豊かな街並みや商店街を含め、水・花・緑などの豊かな都市環境や区内に点在する歴史的資源・文化遺構などを生かした回遊性の向上を図ります。

③ ゾーンの考え方

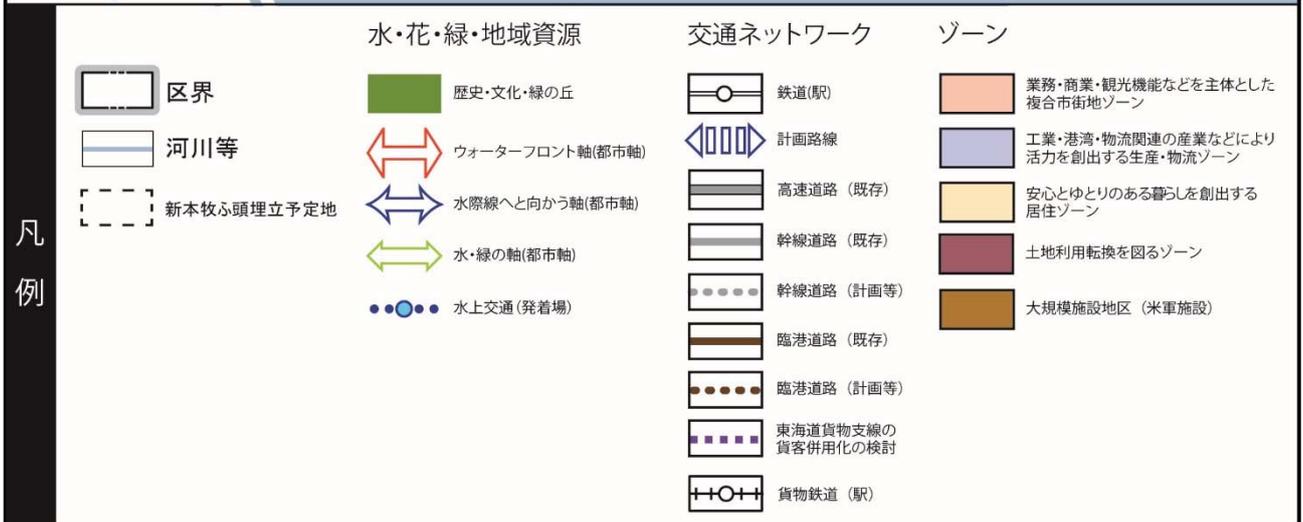
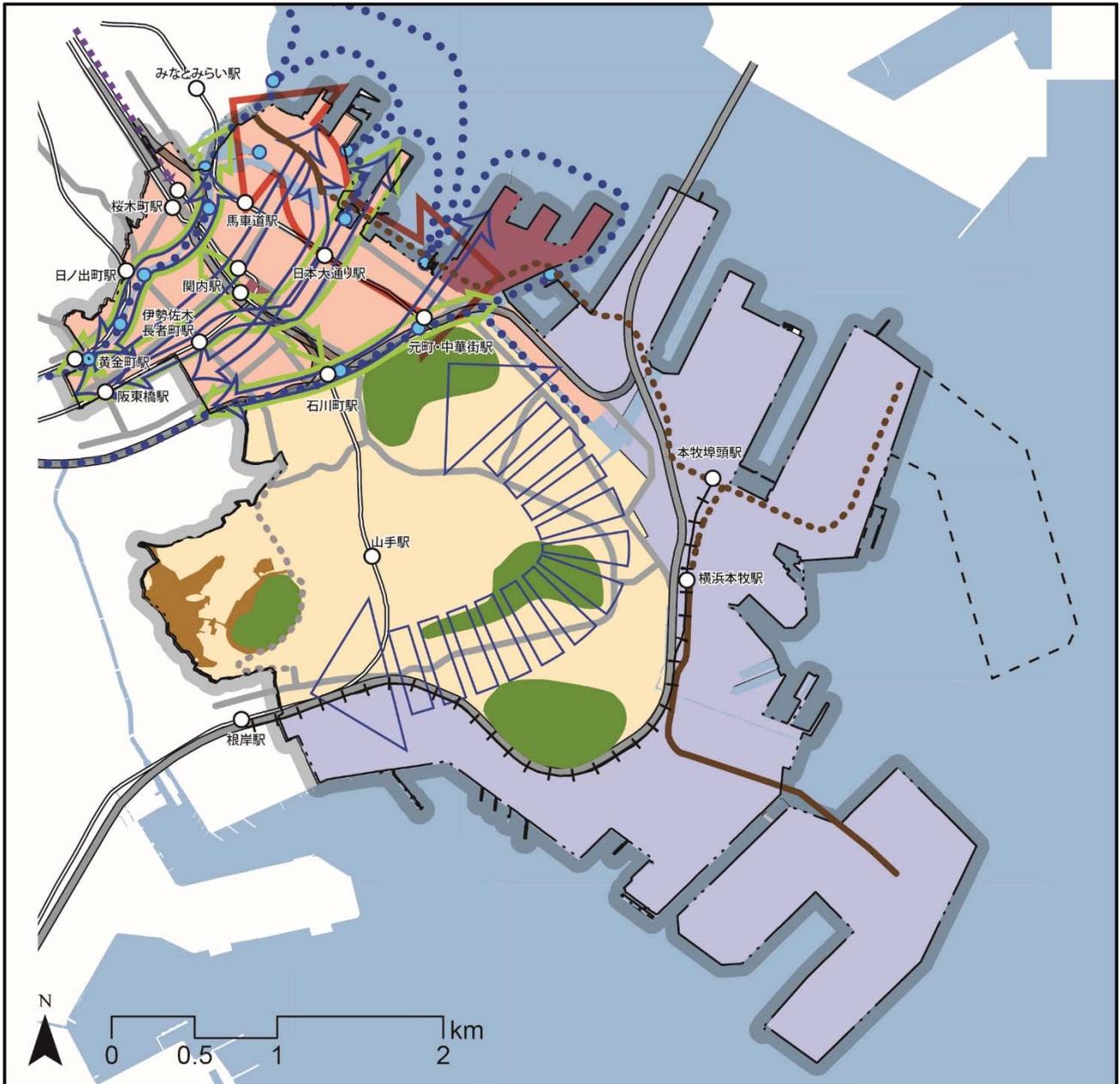
行政機関をはじめ、業務・商業機能が集中する関内・関外等を、「業務・商業・観光機能などを主体とした複合市街地ゾーン」とし、山下ふ頭などは「土地利用転換を図るゾーン」として位置付け、土地の高度利用等を図ります。

また、都心に近接する生活圏域を、「安心とゆとりのある暮らしを創出する居住ゾーン」として位置付け、ライフスタイルや課題の異なる地域ごとに、その特性に応じた生活環境や利便性の向上を図ります。

米軍根岸住宅地区については、「大規模施設地区（米軍施設）」として位置付け、引き続き跡地利用の検討を進めます。

さらに、新山下から根岸にかけての工業・港湾・物流機能が集積する臨海部については、「工業・港湾・物流関連の産業などにより活力を創出する生産・物流ゾーン」として位置付けます。

図 1-55 区の将来都市構造図



凡例

第2章 分野別方針

2-1 土地利用に関する方針

《目標》

業務・商業等の都心機能や港湾・物流機能を高めるとともに、海・港・歴史的資源と一体となった市街地の多様な魅力を区民も来街者も満喫できるまち

《背景》

◇「土地利用」とは、建物の建設を伴わない土地を含め、その土地の使われ方を示したものです。

(1) 住居系土地利用

都心部では交通利便性が高いため集合住宅の立地が増加するなど、都心居住へのニーズの増加傾向が見られます。一方で、丘陵地などでは老朽化した木造住宅が多く、人口減少や高齢化が進み、一部の地域では空き家の増加が目立ち始めています。こうした地域では、災害時の建物の倒壊や延焼、狭あい道路が多いことにより、避難経路の確保や緊急車両の通行が困難になるなどの課題があります。

(2) 業務・商業系土地利用

都心部では、業務・商業施設のほか集合住宅の立地が増加し、業務・商業施設と集合住宅の混在化が進んでいます。また、幹線道路沿道や鉄道駅周辺の地域密着型の商店街の一部では、業務・商業施設と住宅の混在化が進んでいます。

(3) 産業系土地利用

臨海部には、港湾・物流に関する運輸・倉庫や工業施設が集積しています。国際競争力を高めるため、コンテナ船の大型化への対応など、ふ頭の増設を含め近年の船舶形態にも対応した港湾・物流機能の強化の継続が必要です。

(4) 大規模土地利用

新市庁舎が移転整備される北仲通南地区や市庁舎の移転に伴う跡地等では、周辺の活性化も含めた一体的なまちづくりが進んでいます。また、山下ふ頭では、倉庫等が操業しているため、物流機能に支障が生じないように倉庫等の移転を進め、都心臨海部における新たなにぎわい拠点の形成に向け、取組を進めています。米軍根岸住宅地区は返還の方針が、平成16(2014)年10月に日米合同委員会において合意されています。その後、平成30(2018)年11月には日米合同委員会において、新たに根岸住宅地区の共同使用及び返還についての方針が承認されましたが、返還時期は未定です。

(5) 公園・緑地

都心部の公園・緑地等は、都市空間における貴重なオープンスペースであり、多くの住民や観光客をひきつけ、都市のにぎわいや活力を生み出す魅力的な空間となっています。丘陵地の公園などは、都市に潤いをもたらす市民の憩いの場となっており、市街地に特徴的に残る斜面緑地は魅力ある景観を形成しています。

《方針》

(1) 低層住居系土地利用

戸建て住宅を中心とした良好な住環境を担保する土地利用とします。狭あい道路の拡幅、建物の不燃化や耐震化などに取り組み、良好な環境の維持と災害への対応を進めます。

(2) 中層住居系土地利用

戸建て住宅や集合住宅などを中心とした土地利用とします。狭あい道路の拡幅、建物の不燃化や耐震化などに取り組み、良好な環境と生活利便の維持、向上を図ります。

(3) 沿道市街地系土地利用

業務・商業施設や中高層の集合住宅などを中心とした土地利用とします。業務・商業機能と居住機能の共存と調和を図り、良好な環境と生活利便性の高いまちづくりを目指します。

(4) 業務・商業系土地利用

業務・商業施設や公共・公益施設などを中心とした土地利用とします。建物の高度利用を進め、業務・商業施設を誘導し、都心機能充実を図るとともに、周辺居住者等の生活を支える都市サービス機能の充実を図ります。特に関内地区においては、低層部のにぎわいの連続性を保ちながら、都心にふさわしい居住機能の導入も視野に入れた、魅力あるまちづくりを目指します。

(5) 工業・流通業務系土地利用

港湾関連施設や工業・物流関連施設の集積する土地利用とします。ふ頭の増設など、国際競争力のある港の実現に向け港湾・物流機能の強化を進めます。また、既存工場の機能更新や高度化を助成制度等により促進していきます。

(6) 土地利用転換地区

周辺地域との調和を図りつつ、地域の発展に資する新たな土地利用を行う地区とします。都心臨海部では新たなにぎわいの拠点形成等を図ります。

(7) 大規模施設地区（米軍施設）

「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め跡地利用の検討を進めます。

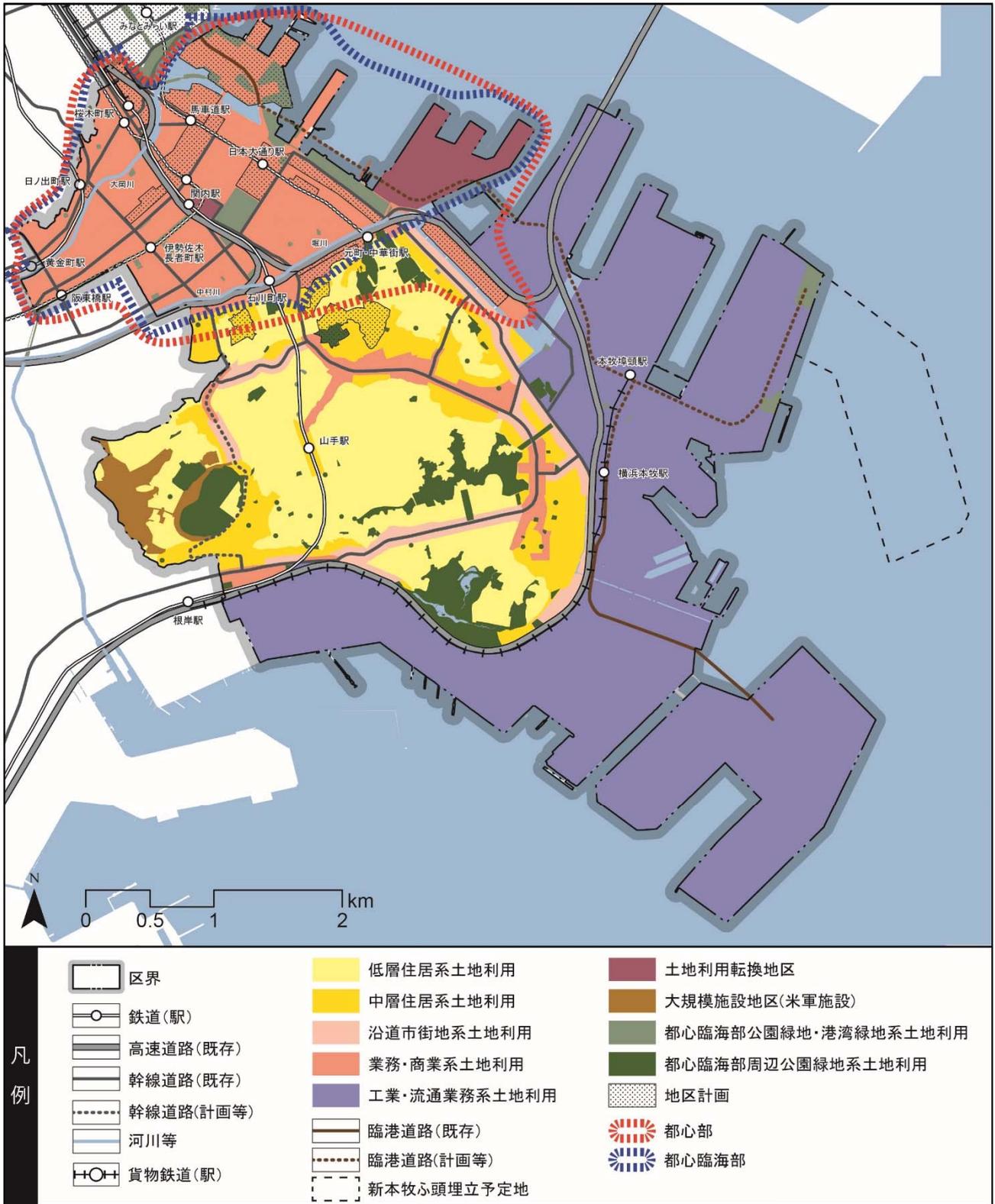
(8) 都心臨海部公園緑地・港湾緑地系土地利用

水際の緑地・公園・オープンスペースは臨海部の大きな魅力であるため、貴重な地域資源として維持・保全を図ります。また、更なる都心部の魅力の創出に向けて、利活用を図ります。

(9) 都心臨海部周辺公園緑地系土地利用

都市における貴重な緑として、維持・保全を図ります。また、丘陵地に多く分布する斜面緑地など地域の特性を生かした潤いのある景観を形成します。

図 2-1 土地利用の方針図



2-2 生活環境に関する方針

《目標》

誰もが安心して住み続けられる快適な環境のあるまち

《背景》

- ◇中区の高齢化率は上昇を続けており、障害者の割合も高い状況にあります。また、単独世帯の高齢化率が市平均に比較して非常に高いのが特徴で、特に 65 歳以上の高齢者の単独世帯の割合が高く、増加傾向にあります。
- ◇中区は外国人の人口割合が 11 パーセント以上と高い状況であり、外国人が地域コミュニティとつながり共に暮らすための環境を整えることが必要です。そのため、互いの文化・慣習や考え方を理解し合い、サポートする取組が必要です。
- ◇子育て世代や若者にも生活地として選ばれ続け、持続可能なまちづくりを進めるため、子どもや青少年が安全・快適に成長できる環境づくりが必要です。

《方針 1》誰もが安心して暮らせるまちづくり

- 中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」に基づき、国籍年齢等を問わず、中區に住む人・働く人、全ての人がお互いに支え合い助け合いながら、「誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるようなまちづくり」を目指します。
- 道路や鉄道駅、バス停などの公共交通機関のユニバーサルデザイン化を重点的かつ一体的に進めるとともに、市民利用施設、民間の集客施設などのユニバーサルデザイン化を促進します。
- 防犯対策の取組、防災及び減災に向けた自助・共助の推進並びに「あんしんカラーベルト」の設置や高齢者向け交通安全教室などの交通安全運動の取組について、自治会町内会、商店街、学校、警察署等と連携し、安全・安心なまちづくりを進めます。

《方針 2》多文化共生のまちづくり

- 多様な文化や価値観の違いを認め合って尊重し、言葉や文化の違いによる不利益が生じず、誰もが地域社会の一員として活躍でき、暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。
- 出身地やルーツにかかわらず、中區に暮らす全ての人「みんなヨコハマ中區人」という中區の多文化共生ビジョンの考えを浸透させ、区の強みとして区内外に発信します。
- 外国人市民の生活支援、学習支援及び国際交流の拠点として、「なか国際交流ラウンジ」を活用します。
- 区内の小中学校等に対し、日本語支援拠点施設「ひまわり」等の活用を促すなど、外国籍等児童生徒の早期適応を支援します。
- 区役所や各種行政機関の窓口では、やさしい日本語や多言語によるサービスを進めます。
- 訪日外国人旅行者等の増加に対応するため、案内サインの多言語化や Free Wi-Fi 環境等の整備を促進します。

《方針3》 高齢者及び障害者が暮らしやすい環境づくり

- 令和7（2025）年を目途に、地域包括ケアシステムを構築し、住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる環境づくりに取り組みます。
- 住宅のバリアフリー化の支援、室内温度差の少ない住宅の普及、高齢者向け住宅や障害者向け住宅の供給などを進め、高齢者や障害者が安心して元気に生活できる環境づくりを進めます。
- 老人福祉施設、障害者支援施設等について、施設整備とともに各施設の活用及び機能強化を進めます。また、福祉医療と介護のサービスを充実させることにより、住み慣れた地域での生活を支える環境づくりを進めます。
- 健康寿命の延伸を図るため、介護予防の普及啓発、健康みちづくり推進事業による楽しみながら健康づくりに取り組める歩行者空間の整備や、外出しやすい環境づくり、地域の実情に合わせて健康遊具を設置した公園等の整備を促進します。
- 良好な住環境の維持・向上とともに、生活利便性や交通利便性の状況等を踏まえ、身近な場所での商業・サービス機能の充実に取り組みます。
- 障害者やその家族のみならず、一人ひとりの課題を地域の課題として地域全体で捉え、課題解決に向けて取り組むため、支援体制の強化やネットワークづくりを進めます。

《方針4》 子育てしやすい環境づくり

- 子育て世代が暮らしやすい住宅の供給を進めるとともに、保育施設の整備・拡充などの環境整備を進めます。また、子育ての負担感や不安感を軽減するため、子育ての先輩や、幼稚園等の子育て支援施設、空き店舗など、地域の資源を活用した親子の相談・交流の場の充実など、区民同士、地域ぐるみの子育て支援を充実します。
- 児童や青少年が身近で安心して活動できる場、身近な自然とふれあう場として、公園や広場などの整備を進めます。

《コラム1》 中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！（第3期：平成28～令和2年度）」

中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！（第3期：平成28～令和2年度）」は、地域の人々がお互いに支え合い助け合いながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるようなまちづくりを目指して、中區に住む人・働く人、全ての人が協力しながら進めていく計画です。区全域計画と13の地区別計画で構成されています。

また、「地域の見守り・支え合いの仕組みづくり」及び「中區民の健康づくり」を2本の柱（重点取組課題）として設定し、計画を推進しています。



《コラム2》 寿地区の取組

寿地区は、横浜市中区寿町を含む約 0.06 平方キロメートルの範囲に 120 軒以上の簡易宿泊所が密集している地区で、現在、約 5,700 人が宿泊しています。最盛期には 8,000 人以上の労働者達でにぎわいましたが、昭和 48（1973）年のオイルショックを経て、労働市場としての機能を急速に失っていくこととなります。昭和 60 年代以降、一時的に外国人労働者が増加しましたが、平成不況や住民の高齢化が進む中で、就労機会を得られる人は激減し、生活保護を受給する人が平成 4（1992）年以降年々増加しています。全国や横浜市と比較して、寿地区の高齢化率は高い状況となっており、寿地区は、かつての「労働者のまち」から「福祉ニーズの高いまち」へと変貌を遂げています。

少子化は進んでいるものの、地区内には保育園・学童保育・青少年広場があることから、昼間の児童人口は高く、鯉のぼり大会や運動会などを通して交流が図られています。また、四季を感じる行事も多くあり、まちの活性化にもつながっています。

このほか、中消防署や伊勢佐木警察署、地域団体などの協力のもと「防災パレード」を開催したり、地域防災拠点運営委員会による地域全体での「防災訓練」を行うなど、地域が一丸となって防災啓発に取り組んできています。

また、道路への不法投棄及び不法占用対策やインフラの老朽化が大きな課題でしたが、中土木事務所を中心に、地域・警察・企業者が連携して一体となり、平成 23（2011）年度から対策及び各種工事を進めています。

さらに、寿町総合労働福祉会館は、寿地区において福祉施設等と市営住宅を包含した総合的施設であり、地域住民の生活環境及び福祉の向上等に重要な役割を果たしていましたが、耐震対策として再整備が行われ「横浜市寿町健康福祉交流センター」として平成 31（2019）年 6 月に開所しました。



「七夕まつり」の様子

《コラム3》 中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」

「みはらしポンテ」は、知的障害や身体障害、精神障害のある方々の暮らしや活動を支援する「地域活動ホーム」及び「生活支援センター」が一体となった中区障害者支援拠点として平成 25（2013）年 3 月にオープンした施設です。

生活支援センターは、地域で暮らす精神障害のある方の社会復帰や、自立、社会参加を促進するため、日常生活の相談や情報の提供を行うほか、食事サービス、入浴サービス、洗濯サービスの提供および自主事業や地域交流事業などを行っています。

障害者地域活動ホームとは、地域で暮らす障害のある方とその家族を支援する拠点施設として位置付けられた横浜市独自の施設です。サービスとして、日中活動事業、生活支援事業及び相談支援事業などを実施しています。生活支援事業には、一時ケア・ショートステイ・余暇活動支援・おもちゃ文庫があります。



「みはらしポンテ」の外観

《コラム4》 JR関内駅北口に障害者の就労支援施設をオープン！

障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で当たり前のように生活していける共生社会の実現に向けた取組の一つとして、JR関内駅北口高架下に障害者が就労する施設を令和2（2020）年に設置します。

ここは、平成4（1992）年から障害のある方と市民が触れ合う場として長年親しまれてきた「ふれあいショップ」の第1号店があった場所です。

この度、障害のある方の雇用の場・就労啓発を行う場として新たに生まれ変わります。

同施設では障害者を雇用し、障害者施設の製品等を販売するほか、地域や関係機関と連携して、市民・企業等への障害理解を促進する普及啓発活動を行います。



障害者の就労啓発施設イメージ

《コラム5》 外国につながる若者の居場所「Rainbow(レインボー)スペース」

外国人市民への様々な情報提供や地域の多文化共生を推進している「なか国際交流ラウンジ」では、外国につながる若者のための居場所として「Rainbow スペース」を運営しています。

居場所の運営は、これらの若者たちを主体とした運営委員会「にじいろ探険隊」が中心となり、同じような経験や悩みを持つ若者に将来の可能性を広げてもらうために、自分達の成長を紹介する表現活動や取組を行っています。

また、「Rainbow スペース」の中では若者に対して学習や生活・進路相談等の支援を行うほか、若者たちの複言語文化の強みを生かして、地域のイベント等で通訳・翻訳等のボランティアとして活躍・貢献するための人材育成を行っています。



Rainbow スペースでの活動の様子

《コラム6》 中区の多文化共生ビジョン及び行動計画の柱（平成29（2017）年6月公表）

ビジョン

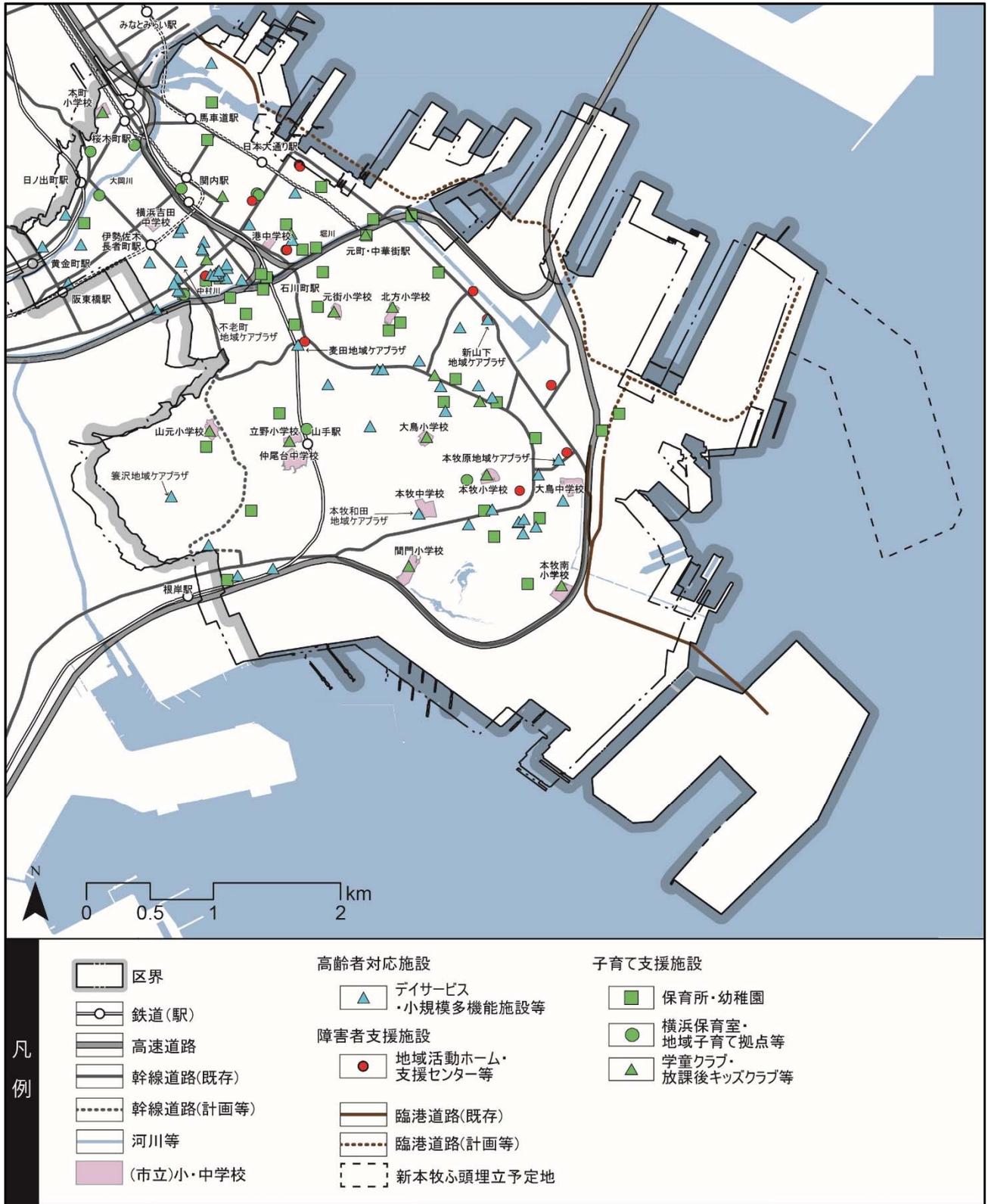
「みんなヨコハマ中区人」

出身地やルーツがどこにあっても、みんな中区に暮らすヨコハマ中区人です。異なる人たちが混ざり合い共に暮らすことで中区をより豊かな社会とし、一人ひとりが大切にされていると感じながら暮らしていけるまちを目指します！

行動計画の柱

- ★ 多文化バリアフリー（言葉や文化の違いによる不利益が生じず、誰もが暮らしやすいまち）
～言葉や文化の違いからくる制度理解不足による不利益が生じないようにし、誰もが平等に行政サービスを受けられるようにします。
- ★ 尊重（違いを認め合い尊重するまち）
～文化や価値観の違いがあっても、その違いを認め合い、尊重することが大切です。そのために、お互いを知ることから始めます。
- ★ 社会参加（誰もが地域の一員として社会に参加できるようサポートし、活躍の機会を創出できるまち）
～外国人はサポートを受けるだけの存在ではなく、力を発揮し地域の活力となり得ます。中区はそのための仕組みづくりを行います。

図 2-2 高齢者・障害者・子育て関連施設分布図



出典：中区区民生活マップ（平成 27（2015）年 4 月 1 日現在）を基に作成

2-3 コミュニティに関する方針

《目標》

区民や事業者の地域活動への参加促進、地域と事業者の交流・連携、区民の活動の場づくりを進め、人々がつながり活気あるまち

《背景》

- ◇他の政令指定都市に比べ、横浜市の自治会町内会加入率は比較的高いですが、中区においては18区の中では2番目に低い状況です。
- ◇自治会町内会活動の担い手の確保が容易でないという声を、自治会町内会からいただいております。地域活動の担い手を増やすことを目指した「人と人がつながる環境づくり」が必要とされています。
- ◇地域活動を進めるにあたっては、活動拠点の整備や充実、活動を支援する仕組み等が必要です。
- ◇放置自転車やごみの不法投棄など様々な地域課題があるため、行政・事業者・NPO・警察署等の多様な主体による課題の解決に向けた協働の取組が必要です。

《方針1》人と人がつながる環境づくり

(1) 交流の機会の創出

- 地域のつながりを促進するため、自治会町内会への加入促進に地域と区役所が連携して取り組み、地域の担い手の確保を目指します。
- 区民の地域活動等への参加や協力の働きかけを促進し、地域中での交流や支え合いを進めます。また、地域住民だけでなく、来街者・事業者等の地域活動への参加促進を通じ、協力し合う体制づくりを進めます。
- 外国人も含めた多様な人々が力を発揮し地域の活力となるよう、地域コミュニティへの参加に向けた環境づくりを進めます。

(2) 交流の場づくり

- 住民同士の顔の見える関係に支えられたまちづくりの支援を目的として、既存施設の有効な利活用を含め、地区センターやコミュニティハウス、地域ケアプラザなど、区民による地域活動や文化活動等の拠点の充実を図ります。また、子どもや高齢者、障害者など誰もが利用しやすい環境を整備します。
- 新たな土地利用などの機会を捉え、身近な公園等の整備を進めるほか、公園等を地域活動や文化活動等の拠点として積極的に活用します。
- 空き家、空き店舗などのストックを地域で利用しやすい仕組みづくりなどに取り組み、身近な生涯学習や地域活動や交流の場づくりを進めます。

《方針2》 地域活動を支援する情報発信の充実

(1) 市民利用施設における情報発信の充実

- 区内の市民利用施設において、地域活動を支える様々な情報を発信できる窓口機能の充実を図ります。

(2) 誰もが情報を得られるような情報発信の推進

- 様々な年代に対応するため、区のホームページやSNSのみならず、自治会町内会の掲示板の整備を支援した上で、掲示板や回覧を活用します。
- 自治会町内会に加入していない住民も含め、日頃の地域コミュニティの情報や災害時の情報発信等について、各種報道メディアの活用を含め、行政及び事業者が連携して取り組みます。
- ICT端末を活用した多言語対応の検討や各種媒体からの発信情報の多言語化や表記方法の工夫を行うなどして、誰もが情報を得られるようにします。

《方針3》 協働で進める暮らしやすい地域社会づくり

- ルールやマナーを誰もが守る、安全で暮らしやすい地域社会を目指して自治会町内会、商店街、事業者、警察署等と協働で取り組みます。

《コラム1》 なか国際交流ラウンジ

「なか国際交流ラウンジ」は、外国人市民に、身近な場で日常生活を中心とする様々な情報を提供する等の支援を通して、日本人市民と外国人市民との共生を図ることを目的に設置されました。

日常生活に関わる様々な情報を多言語で提供しているほか、日本語教室や外国人生徒のための学習支援を行うとともに、異なる文化や生活習慣への理解を深める交流の拠点として、中区多文化フェスタなどを実施しています。



外国人が集まる場での地震に関する出前講座の様子

《コラム2》 日本語支援拠点施設「ひまわり」(旧富士見中学校跡地)

来日したばかりの児童生徒やその保護者への支援のため、日本語支援拠点施設「ひまわり」が平成29(2017)年9月に開設され、「プレクラス」及び「学校ガイダンス」が行われています。

外国から来たばかりの子ども達は日本語がわからないだけでなく、学校のルールや文化の違いなどに戸惑うことが多くあり、不安を感じています。「プレクラス」はそんな子ども達が学校に入った最初の1か月、週3日通う学校で、日本語を集中して勉強したり、日本の学校生活を体験したりすることで、日本の学校に早く慣れることを目的としています。

「学校ガイダンス」は、外国から来た子どもや保護者が少しでも安心して日本の学校に通えるように、日本の学校制度や学校生活、保護者の役割などについて多言語で説明するものです。学校ガイダンスに参加した子ども達の日本語の状況や母国での学習状況の確認を行い、その情報を学校へ提供することで、円滑な受け入れを図っています。



授業の風景

《コラム3》 区制100周年、そしてその先に向けて進む「未来志向」の中区

平成29（2017）年、中区は区制90周年・開港記念会館は開館100周年を迎えました。

また、令和9（2027）年には節目となる区制100周年を迎える中区では、平成29（2017）年に、中区制90周年・開港記念会館100周年記念事業実行委員会を立ち上げ、区制90周年及び開港記念会館100周年を記念すると同時に、区制100周年、そしてその先に向けて、未来志向で進んでいくことを目指し、「かがやく港 ときめく未来 中区制90周年」をキャッチフレーズに、中区制90周年・開港記念会館100周年記念事業を行いました。

＜中区制90周年・開港記念会館100周年記念事業の目的＞

1 「シビックプライド（中区に対する誇りや愛着）の高揚」そして「未来志向」の中区をめざします。

- (1) 中区民としての意識を高揚するとともに地域愛及び協働・自治意識を醸成します。
- (2) 区民の皆さま、区役所のみならず、区内すべての団体、機関、企業、施設等が共に区制90周年を祝福し、記念事業に関わることで、連携を強固にします。
- (3) 次代を担う子どもたちが未来に夢や希望を抱くとともに、区民の皆さまなどが10年後（区制100周年）の自身や中区を思い描き、未来に向けステップアップする契機とします。



2 開港記念会館100年の歴史を振り返り、歩んできた人と街を見つめます。

- (1) 国の重要文化財であり、中区公会堂である開港記念会館の100周年を区民の皆さまとともに祝福し、開港期からの区の歴史及び区の魅力・資源を再認識します。
- (2) 次代を担う子どもたちに、先人たちが培ってきた財産を継承していくとともに、次の100年に向けて、開港記念会館が区民の皆さまの大切な財産であることを伝える契機とします。



《コラム4》 空き家や空き店舗の活用

区内では、空き家や空き店舗を活用した地域の間づくりが進められています。

「リトルファームHOMMOKUもくり」（平成30（2018）年10月オープン）は、空き家を改装した、地域に暮らす子供から高齢者まで誰もが穏やかに過ごせる居場所です。庭には畑があり、四季の野菜を育て収穫するなど、地域の人々が気軽に立ち寄れてのんびり過ごせるお休み処として利用されています。

「マーケットテラスカフェ石川町」（平成29（2017）年3月オープン）は空き店舗を活用した、様々な情報発信や地域コミュニティの形成を図る施設です。小箱ショップやセミナーの開催、各種教室や憩いのカフェも併設し、人と人の出会いの場として利用されています。

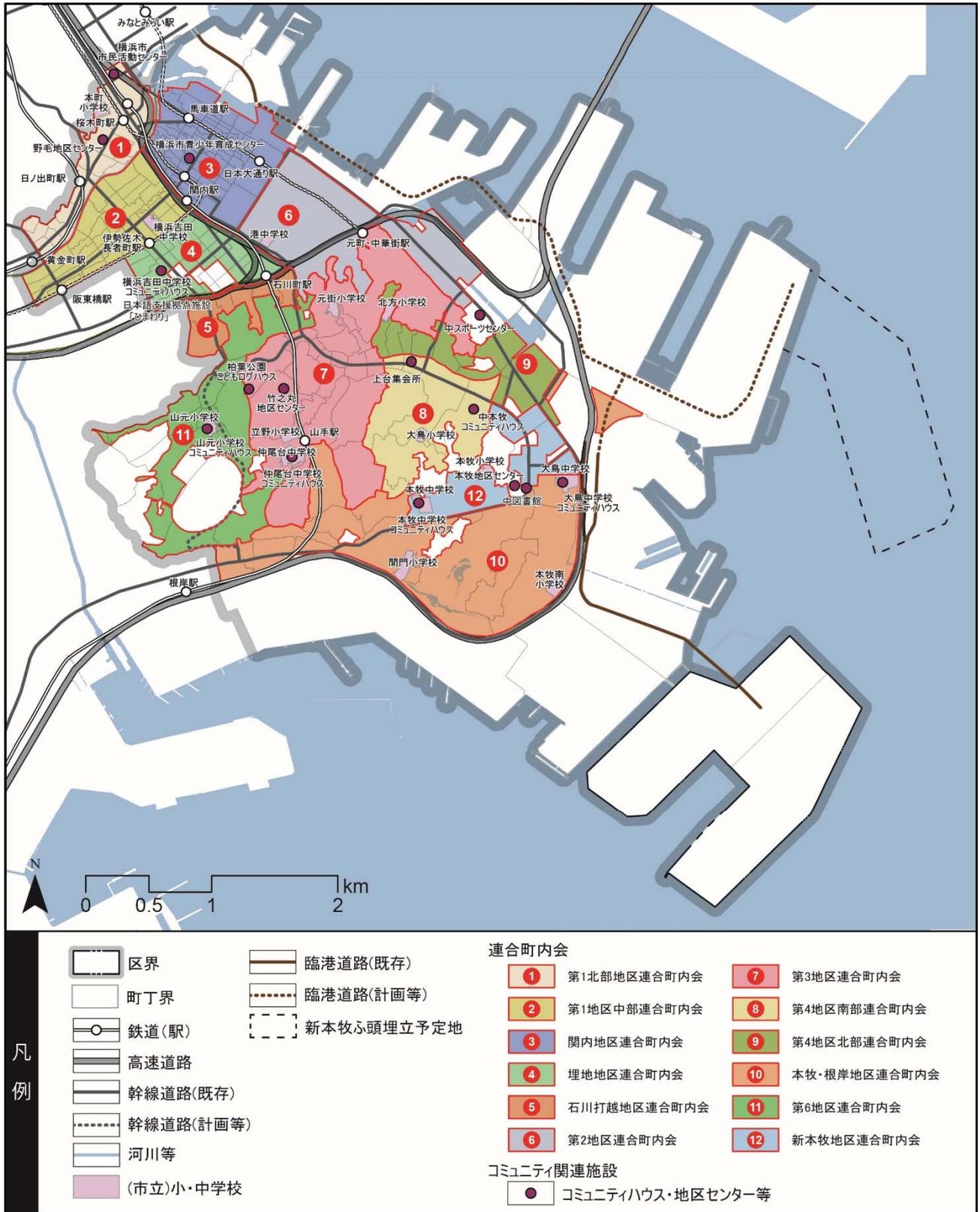


リトルファーム HOMMOKU もくり



マーケットテラスカフェ石川町

図 2-3 コミュニティ関連施設分布図



出典：中区 自治会町内会区域図（平成 23（2011）年）を基に作成

2-4 都市防災に関する方針

《目標》

区民、来街者、就業者などが安全で安心して暮らせる災害に強いまち

《背景》

- ◇区内には、老朽化した木造住宅が密集し、かつ公園緑地が充足していないエリアがあり、大規模地震時の家屋倒壊や火災発生時の延焼の危険性が高く、また、緊急車両の通行が困難な狭あい道路も多いなどの防災上課題のある地域もあることから、地震火災方針における重点対策地域（不燃化推進地域）に指定されています。中区の戸建て住宅に占める空き家（賃貸・売却用等を除く）の割合は、6.1パーセントと市内で最も高く、火災などにつながる恐れもあり防災上の対策が必要です。
- ◇臨海部には、地震による津波避難対象区域や、液状化危険度が高い区域があります。
- ◇平成30（2018）年9月11日時点で、区内で急傾斜地崩壊危険区域が71箇所、土砂災害警戒区域が130区域、土砂災害特別警戒区域が2区域指定されており、局地的な大雨による崖崩れへの対策が必要です。
- ◇平成30（2018）年3月に大岡川水系における想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を神奈川県が指定し、都心部の一部において浸水が想定されています。
- ◇区内には高齢者、障害者、日本語の理解が不十分な外国人など、災害時に自力で避難することが困難で災害について十分な情報を得られない多くの災害時要援護者がいます。また、中区は横浜を代表する観光地であり、多くの業務・商業施設が立地し、来街者・就業者が多く、災害発生時の帰宅困難者の発生が想定されることから対策が必要です。
- ◇災害時の救援活動や物資の輸送の拠点となる港湾機能を確保するため、護岸等の港湾施設の耐震性強化及び津波対策の強化が必要です。

《方針1》地震や地震火災等に強いまちづくり

（1）地域における防災力の向上や耐震化の促進

- 地震火災方針の重点対策地域（不燃化推進地域）では、建築物を新築する際に準耐火建築物以上の耐火性能を有する建築物への更新を義務付ける防火規制と建築物不燃化推進事業補助制度との連動により、令和4（2022）年度の減災目標達成に向けて地域全体の不燃化を進めることで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。
- 木造住宅が密集し、緊急車両や福祉車両等の通行が困難な狭あい道路が多い地域では、狭あい道路の拡幅、建築物の不燃化・耐震化、避難路の確保、小広場・公園等防災広場の整備、家庭での感震ブレイカーの普及等を進め、地域の防災力を高めます。
- 主要な幹線道路沿道においては、建物の不燃化による延焼遮断帯の形成などにより、災害時の火災の延焼拡大を防止します。また、災害時の救援活動や応急復旧を速やかに実施できるよう、無電柱化を推進します。
- 民間建物の耐震診断及び耐震改修を支援するとともに、古い建物の建替えを誘導し、空き家の所有者に対して改善を働きかけます。
- 大規模地震発生時において、消火、救助その他応急対策を行う車両の交通を確保するため、幹

線道路沿道の建物の耐震化、道路の適切な維持管理等を進め、緊急輸送路等の機能確保を進めます。

- 消火栓、防火水槽など消防水利の確保により、円滑な消防活動環境を整え、地域の消防力の強化を図ります。
- 発災時に市民生活や経済活動を支える拠点として、横浜港の防災機能を強化し、災害に強い港づくりを進めます。

(2) 液状化や津波への対応

- 地盤の液状化が想定される区域においては、公共建築物、上下水道等の工事の際に液状化対策を行うとともに、液状化マップ情報の発信により、区民・事業者への周知を図ります。
- 津波避難対象区域及びその周辺において、一定規模以上の集合住宅や業務・商業施設等と協定を締結し、緊急時に避難できる場所の確保を図ります。

《方針2》 水害や土砂災害に強いまちづくり

(1) 水害対策

- 大雨や台風による被害を低減するため、雨水排水施設の整備・更新を進めるほか、雨水貯留施設や雨水浸透施設による流出抑制対策を進めます。
- 老朽化した雨水幹線等の整備により内水害対策を進めます。
- 災害発生時に適切な対応がとれるよう、ハザードマップを通じて区内の浸水想定区域を周知するなど、日頃から備えます。

(2) 土砂災害対策

- 崖地所有者に、崖地の改善に向けた助成金制度を案内し、対策を促すことで、土砂災害の防止や被害の軽減に向けた取組を進めます。
- 急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止工事など、神奈川県と連携した崖崩れ対策を進めます。
- 日頃から備え又災害発生時に適切な対応がとれるよう、土砂災害ハザードマップを通じて、土砂災害による被害が想定される土砂災害警戒区域等を周知します。

《方針3》 災害に強い体制づくり

- 地域防災拠点、災害用地下給水タンク、緊急給水栓、下水道直結式仮設トイレ、防災備蓄倉庫等の設備を適切に確保・管理し、災害に備えます。
- 地域防災拠点等における防災訓練や防災・減災推進研修会などを通じ、地域防災の担い手を育成するとともに、自治会町内会などからなるまちの防災組織、消防団や家庭防災員などと連携し、地域の防災力を高めます。
- 日常的な地域交流による、見守り、支え合いの活動を推進し、災害時要援護者を地域で支える仕組みづくりを進めます。
- みなとみらい21地区や関内駅周辺地区など多くの帰宅困難者等が想定される地域では、行政、事業者、鉄道事業者などが一体となって、一斉帰宅抑制の推進等、帰宅困難者対策の強化を図ります。

《コラム1》 本郷町3丁目地区の防災まちづくりの取組

本郷町3丁目地区は、「いえ・みち まち改善事業（平成26（2014）年4月に『まちの不燃化推進事業』に移行）」にて防災上課題のある密集住宅市街地の1地区に指定された地区です。

平成18（2006）年11月に設立された「住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会」では、安全・安心のまちづくりに向けて平成20（2008）年「防災まちづくり計画」を策定し、横浜市と共に整備検討を進めた本郷町ガス山公園の開園や、防災マップ作成及び全戸配布など多くの成果をあげてきました。

当初計画を策定してから約8年が経過した平成29（2017）年4月には「防災まちづくり計画」を更新し、これまでの成果を地区の自助・共助につなげていくためにソフト面の取組を強化するなど、内容を大幅に変更しました。特に、本郷町ガス山公園を活用した自主防災体制の強化や、あらゆる世代をターゲットにしたイベント開催などを重点プロジェクトに位置付け、新たな計画の実現に向けて取り組んでいます。

また、地域で課題となっていた老朽空家を除去し、「横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助」の制度を利用して、平成30（2018）年12月に「本郷町3丁目防災広場」を整備しました。



スタンドパイプ式初期消火器具を使用した防災訓練の様子



老朽空家の除去後に整備された「本郷町3丁目防災広場」

《コラム2》 横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針

平成24（2012）年10月に見直した「横浜市地震被害想定」における火災被害が大きいことから、地震による火災被害を軽減するため、平成26（2014）年3月に「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を策定しました。これにより、全市域において減災・防災力の底上げを図るとともに、施策の対象地域を絞り込んで重点化を図り、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」と、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」との両輪で「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を進めています。



《コラム3》 木造住宅密集市街地への「感震ブレーカー」普及啓発に向けた取組

阪神・淡路大震災や、東日本大震災で発生した火災の約6割は電気機器が出火元となっています。

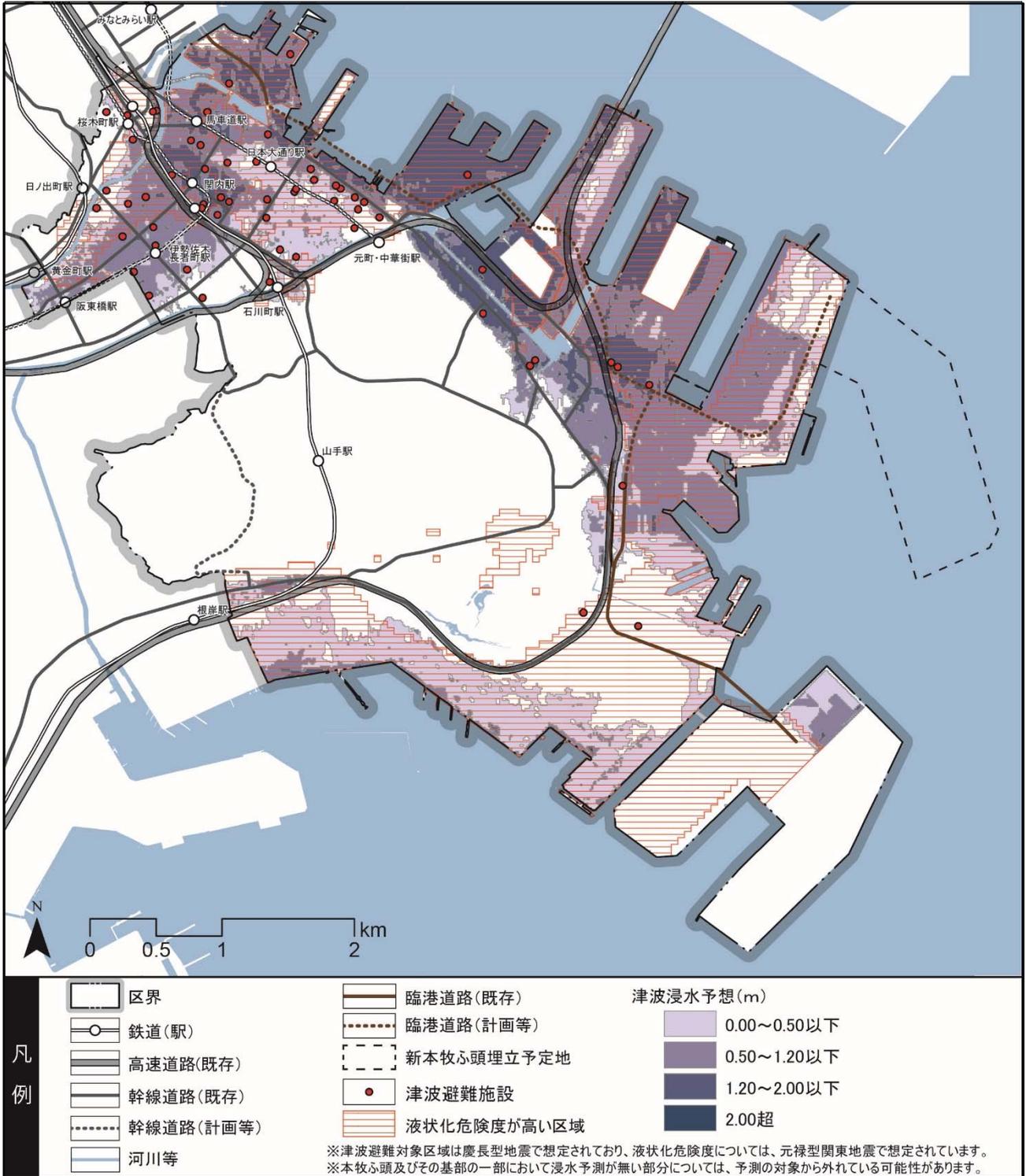
「感震ブレーカー」は大規模地震発生時の電気に起因する火災防止に有効な器具であり、横浜市では普及啓発に向け取り組んでいます。

山元町1丁目及び2丁目は木造住宅が密集しており、地震時に延焼火災の危険性が高い地域の一つです。安全・安心なまちづくりに向け、平成31年（2019）年3月から市と企業で連携し、地域住民の協力の元、山元町1丁目及び2丁目地域一帯に「感震ブレーカー」を無料で設置し、地震時の火災からまちを守る取組を進めています。



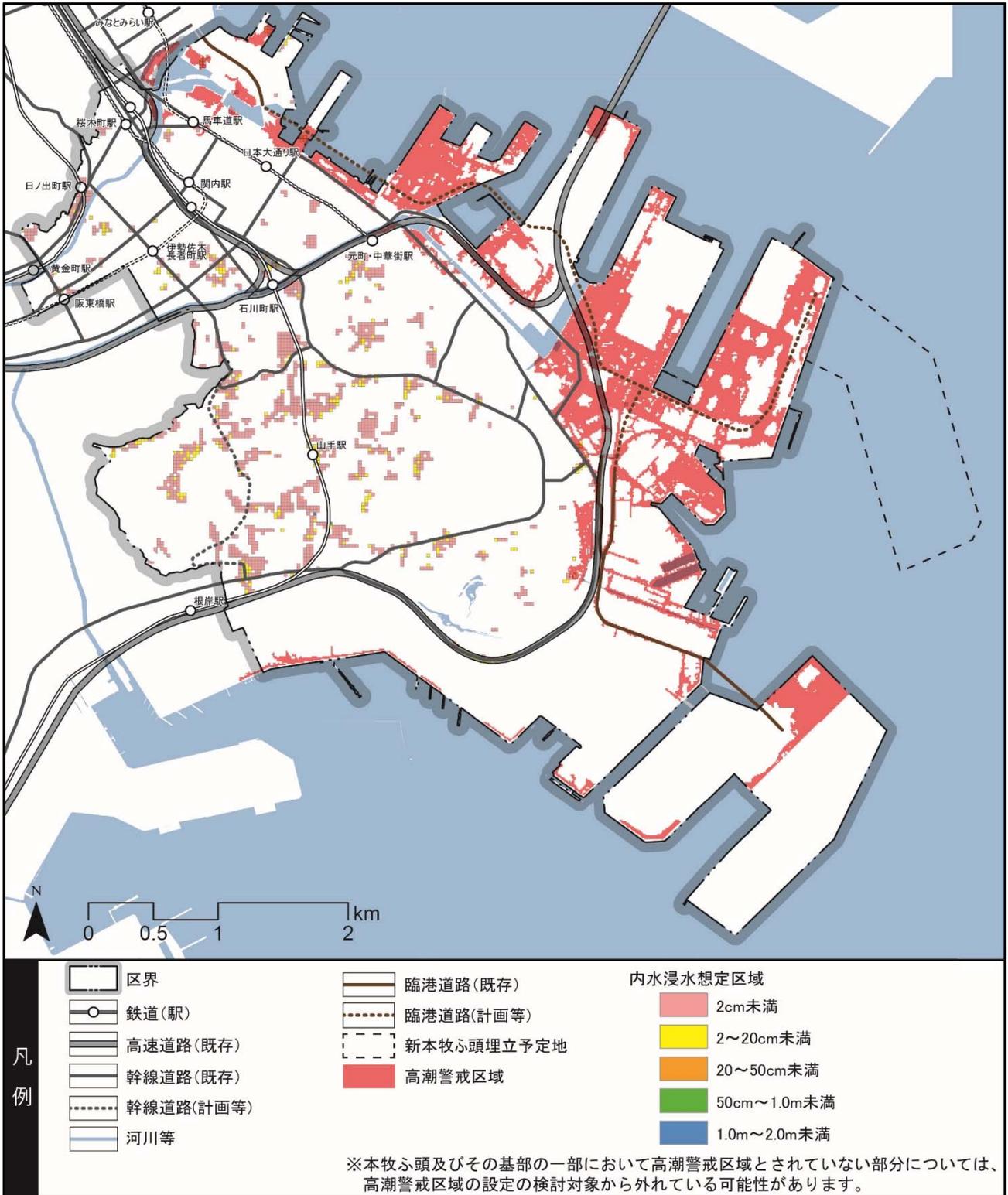
「感震ブレーカー」の設置イメージ

図 2-5 津波浸水予想区域・液状化マップ



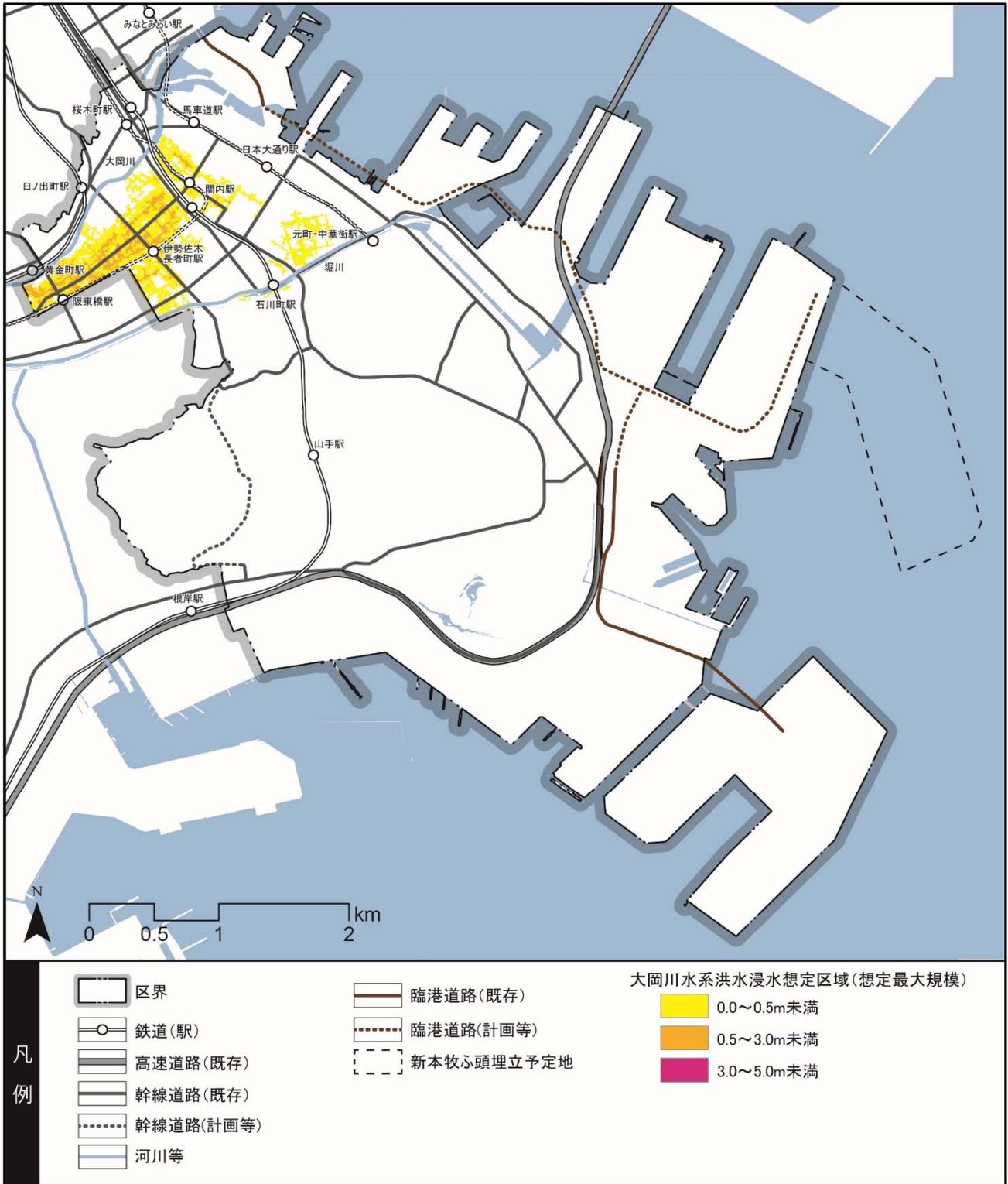
出典：横浜市総務局資料（わいわい防災マップデータ）を基に作成

図 2-6 高潮警戒区域・内水浸水想定区域



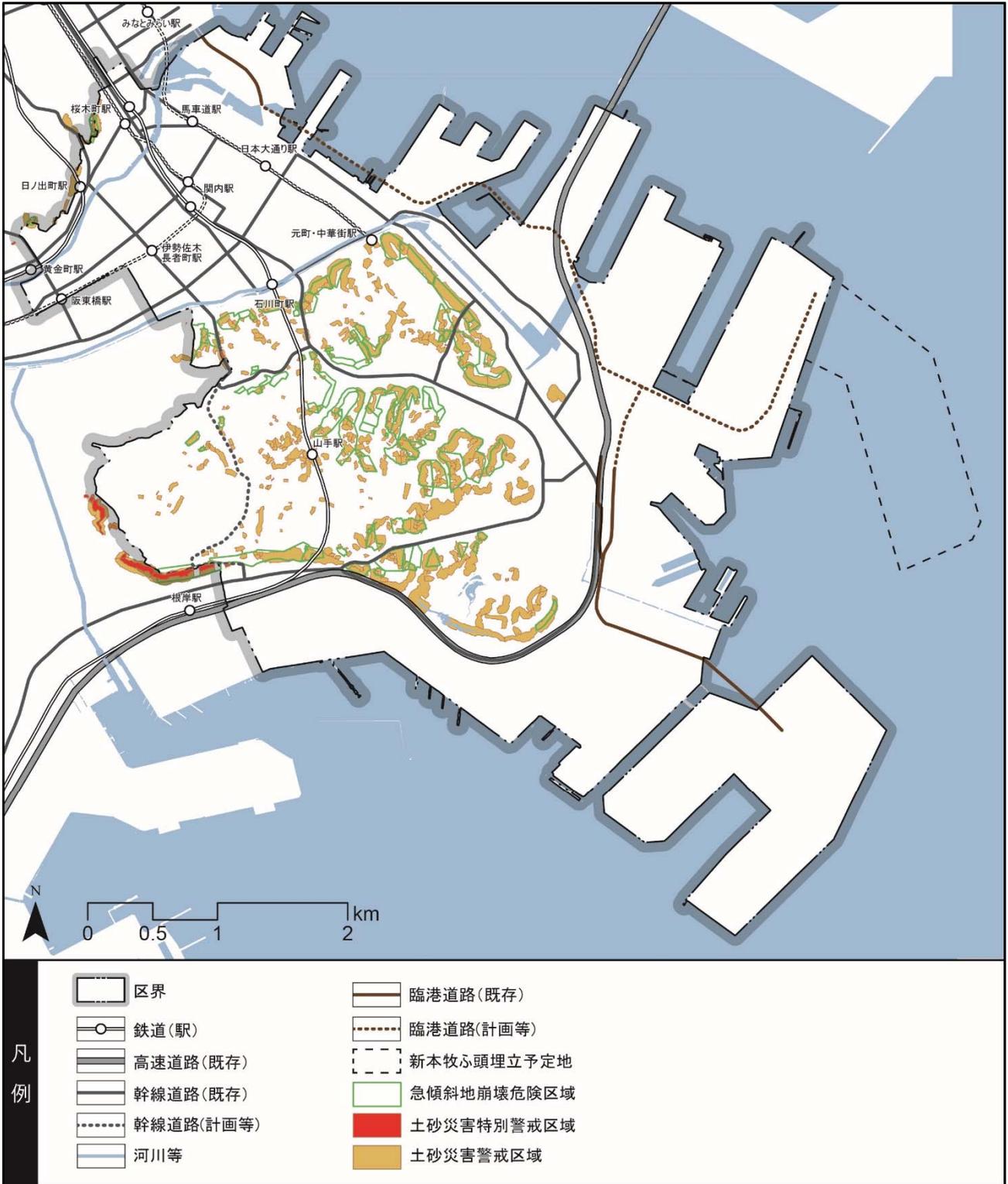
出典：横浜市港湾局資料（高潮警戒区域／平成 28（2016）年 3 月）及び横浜市環境創造局資料（内水ハザードマップデータ）を基に作成

図 2-7 大岡川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



出典：神奈川県資料（大岡川水系洪水浸水想定区域図／平成 30（2018）年 3 月時点）を基に作成

図 2-8 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域



出典：横浜市建築局資料（土砂災害警戒区域等・急傾斜地崩壊危険区域）を基に作成

2-5 都市交通に関する方針

《目標》

安全・安心な歩行者空間づくりのほか、既存の公共交通の利便性の向上や多彩な交通の充実など、誰もが快適に移動できるまち

《背景》

- ◇区内の丘陵地等における坂道や階段では、歩きやすい環境の整備が必要です。その他の身近な道路においても、自動車、自転車及び歩行者の誰もが安心して移動できる環境整備が必要です。
- ◇中区は、主に北部の都心部に鉄道駅が集中している一方で、南部では鉄道駅から1キロメートル以上離れた地域が存在し、バス路線等が地域の交通を支える役割を担っています。また、都心部においては、コミュニティサイクルが公共交通を補完する移動手段として利用され、コミュニティサイクルのサイクルポートの整備が進められています。
- ◇中区は、高齢者が関係する事故が多く発生していることから、「高齢者交通事故多発地域」に指定されています（平成31年3月時点）。
- ◇開港地横浜の史跡等が集積し、多くの来街者が訪れる関内や山手のほか、大岡川周辺や三溪園など多くの観光資源を生かすため、区内全体の回遊性の向上による更なるにぎわいの創出が必要です。
- ◇海に面している中区は、港湾物流拠点としての特性を持つ一方で、象の鼻パークや山下公園など多くの市民が水に親しめる空間があります。また、大岡川、中村川及び堀川を生かした水上交通や水上アクティビティの取組が進められています。
- ◇横浜港の物流機能を支えるため、広域道路ネットワークを形成する臨港道路の整備が進められています。
- ◇都市計画道路について、区内の整備は横浜駅根岸線の一部区間を除き完了しています。

《方針1》誰もが安全に安心して移動できる環境の整備

(1) 快適に移動するための機能と設備の充実

- 路線バスや鉄道などの公共交通機関は、身近な移動手段となります。公共交通機関をより一層利用しやすくするため、区内各駅のバリアフリー化などの利用者の安全性の向上を進めます。また、ノンステップバスの導入や案内サインの多言語化、わかりやすい地域情報、案内情報、運行情報の提供等を支援します。

(2) 歩きやすい道づくり

- 公共施設周辺、バス通り、商店街のほか、身近な生活道路は、高齢者・障害者・ベビーカー等に配慮したバリアフリー化を進めます。また、歩道の整備、カラー舗装、歩行者空間を塞いでいる看板の撤去等により、誰もが安全・快適に歩ける歩行環境の整備を進めます。
- 電線類の地中化などによる障害物の撤去・景観の向上に加え、通行の支障となる段差や傾斜の解消、視覚障害者の誘導ブロック等の設置を進めます。
- 新たな商業施設や集合住宅建設等の機会を捉えて、歩行者の安全対策や快適性の向上が図られ

るよう誘導します。

- 狭あい道路は、建築物の建替え等の機会を捉えて、塀等のセットバックにより道路の拡幅を進めます。
- 大岡川、中村川及び堀川については、歩行者空間の確保により安全性を向上し、地域の魅力資源を生かしたプロムナードの形成を図ります。

(3) 快適な自転車走行環境づくり

- 自転車利用の状況に応じて自転車専用通行帯の整備を進めるなど、環境にやさしく、日常生活における身近な移動手段である自転車の利用環境の改善を進めます。また、再開発事業など面整備を行う際には、歩行者や自転車利用者に配慮した施設整備や、にぎわいを保てるよう配慮しつつ、「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」に適合した自転車駐車場の整備を図るほか、関係機関や事業者に対して働きかけます。
- 公共施設、商業施設や集合住宅等の整備にあたっては、自転車等の適切な駐車場台数が確保されるよう誘導するほか、コミュニティサイクルが普及するよう、コミュニティサイクルのサイクルポートの整備を進めます。
- 地域住民と連携して、自転車利用マナーの改善や交通安全対策に取り組み、歩行者と自転車が共存できる環境づくりを進めます。
- 放置自転車対策を進め、誰もが安全・快適に通行できる空間を確保します。

《方針 2》誰もが効率的に移動できるきめ細かい交通システムの充実と回遊性の向上

(1) 鉄道・バスの接続性の向上

- 鉄道及びバスの利便性を高めるために、効率的な相互の乗継ぎを可能とするバスターミナルと鉄道駅の接続の強化を進めます。

(2) 身近な交通の維持・充実

- 人口減少や少子高齢化等、今後の社会状況の変化や適正な需要を踏まえ、地域住民の身近な生活を支えるバス路線の維持を支援します。
- 丘陵地などバス停や鉄道駅から比較的離れた地域においては、エリア内で行われている民間送迎バスとの連携、生活に密着した交通手段の導入に向けた取組を支援する地域交通サポート事業の活用など、様々な目的の方が乗りあって移動できる公共交通サービスの実現を住民や行政などが協働で目指します。
- 適切な道路整備・改善により、バスの走行環境を維持・向上し、利便性の高いバス交通のサービスが可能な環境を整備します。

(3) 環境配慮・次世代交通の推進

- より環境にやさしい交通を実現するため、カーシェアリングなどの交通システムの利用を促進します。また、自動運転車やパーソナルモビリティ等について、社会的な課題や技術革新等に応じた環境整備を検討します。

《方針3》 中区の資源を生かした多彩な交通の充実

(1) 水上交通ネットワークの強化・拡充

- 市民や来街者のための身近な移動手段として都心臨海部の回遊性を高める水上交通や、水上レクリエーションの拠点となる栈橋等を整備します。
- 国内外から多くの観光客を迎え入れるため、横浜への海からの玄関口となる、大さん橋国際客船ターミナルや新港ふ頭及び山下ふ頭について、客船ターミナル機能の強化・拡充を進めます。

(2) まちを楽しむ多彩な交通の充実

- 都心臨海部では、新たな交通の導入を進め、観光客をはじめ、就業者や居住者の利便性・回遊性の向上を図ります。新たな交通の導入にあたっては、周辺のまちづくりとの連携を図り、魅力的な都市空間を形成します。
- 都心臨海部の地域全体の回遊性の向上やまちのにぎわいづくりに寄与し、市民および観光客などの来街者の利便性を高めるため、連節バスを活用した「高度化バスシステム」を導入します。

《方針4》 広域的な交通ネットワークの充実

(1) 鉄道ネットワークの充実

- 鉄道ネットワークの充実を目指し、横浜環状鉄道の一部として計画がある、元町・中華街～根岸間について、国土交通省の交通政策審議会答申「東京圏における今後のあり方について」(平成28(2016)年4月)を踏まえ、事業性の確保に向けた検討を進めます。また、東海道貨物支線の貨客併用化について、沿線の土地利用の動向などを踏まえ、長期的に検討を進めます。

(2) 港湾・物流機能を維持・向上するための交通ネットワークづくり

- 横浜港の物流機能を支えるため、港と背後地を結ぶ広域道路ネットワーク及び南本牧ふ頭連絡臨港道路などのふ頭間を結ぶ臨港道路について、国など関係機関と協力しながら整備を進めます。
- 臨海部の貨物鉄道を活用し、横浜港で取り扱う貨物の輸送力を高めます。

《コラム》 水上交通社会実験の取組

横浜市では、平成25(2013)年度から地元組織と連携し、水上交通の社会実験を始めました。以来、社会実験において、都心臨海部をにぎわいと活力の拠点とし、市民が水辺に親しむことができるよう、水辺空間の活性化に向けた取組を進めています。

平成25(2013)年度から26(2014)年度には、都心部の水上交通拠点をプレジャーボートやEボートで結ぶツアーを行いました。

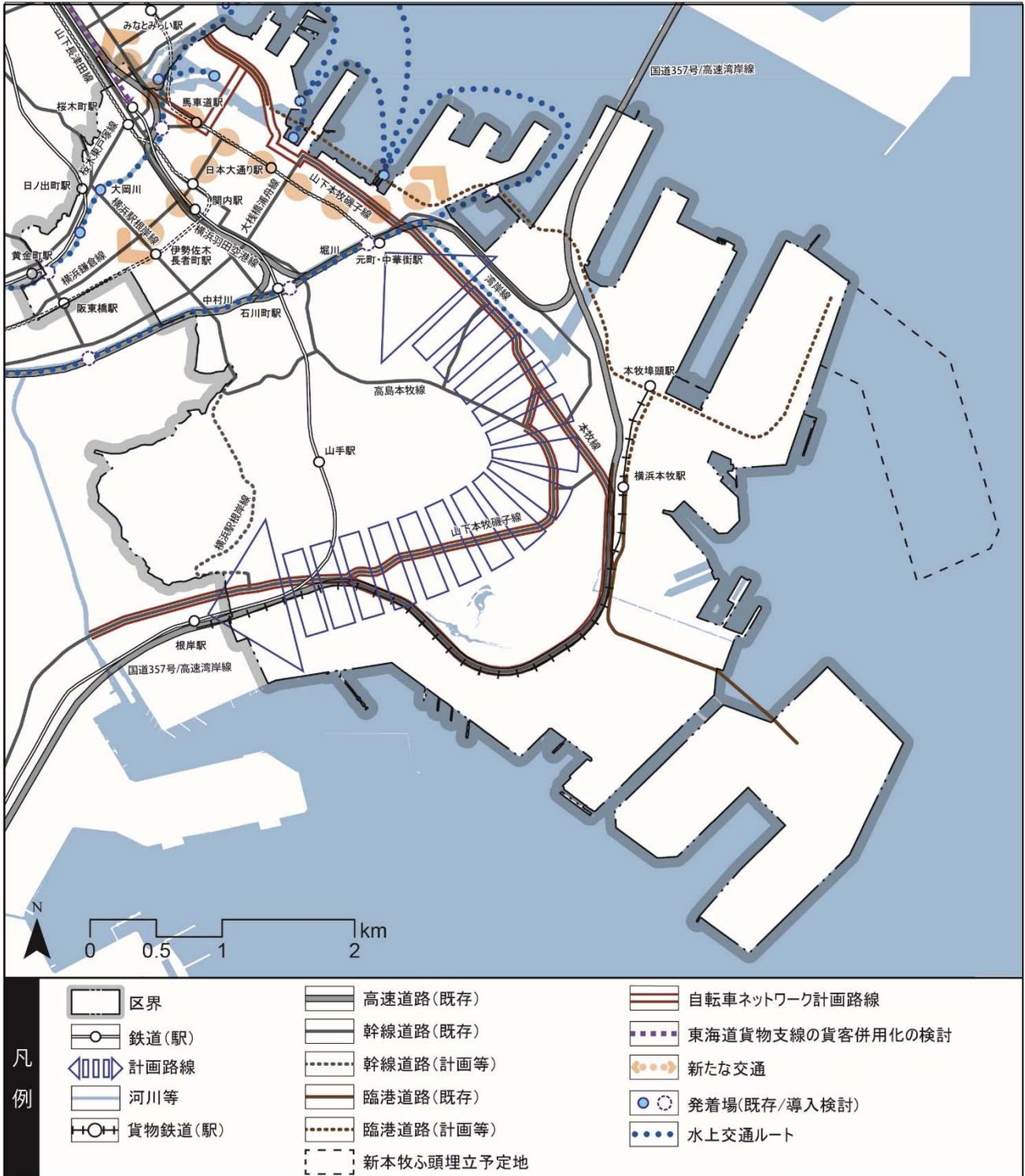
また、平成27(2015)年度からは、水辺への関心をさらに高め、民間事業者による水上交通事業の定着を図るため、桜が咲く時期のクルーズや水上交通を使ったアートイベント等のPRを行い、その効果を検証する社会実験を実施しています。

そのほか、SUP、シーカヤック、Eボート、プレジャーボート等が船団を組んで川をパレードする「横浜運河パレード」は、平成30(2018)年度に第6回を迎えるなど、水上交通の機運が高まっています。



大岡川における水上交通社会実験の様子

図 2-9 交通ネットワーク方針図



出典：横浜市道路局資料（都市計画道路の優先整備路線/平成 28（2016）年 3 月）、横浜国際港都建設計画街路網図（平成 30 年 3 月現在）、横浜自転車道ネットワーク整備指針（平成 25（2013）年改定）を基に作成

2-6 都市の魅力・活力に関する方針

《目標》

個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどを活用し、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち

《背景》

- ◇中区には、関内などにある近代建築物や山手の西洋館、三溪園、新港ふ頭にある横浜赤レンガ倉庫など歴史的資源やそれらを含めた街並みが残されています。
- ◇横浜の魅力ある港、街並み、景観、歴史資産等を生かした都市デザインを推進しています。
- ◇地区計画や地域まちづくりルール等により魅力的な街並みの形成が誘導されています。
- ◇開港記念行事、中華街の春節、横浜ジャズプロムナード、野毛大道芸など区内では様々なイベントが開催されています。
- ◇特色あるそれぞれの商店街は、横浜の代表的な観光地の役割も担っており、近接するみなとみらい21地区などとの回遊性の向上、連携の強化に向けた取組が進められています。
- ◇区内の大岡川、中村川及び堀川を対象に、大岡川河川再生計画を定めて河川環境の再生が進められ、様々なイベントやお祭りが開催されています。また、水に親しめる憩いの場や災害時の拠点等の整備も進められています。
- ◇日本大通り、山下公園、象の鼻パーク、港の見える丘公園などは、「第33回全国都市緑化よこはまフェア」（平成29（2017）年）のメイン会場のひとつである「みなとガーデン」として、区内外から多くの人々が来場しました。日本大通りは、公園のように緑や花であふれた道路として横浜公園や山下公園との連続性が創出され、「みなとガーデン」周辺の回遊性が向上しました。このフェアの成果を継承・発展させ、花と緑あふれる「ガーデンシティ横浜」を推進しています。
- ◇港町ならではの個性的で魅力的な資源を生かした文化芸術活動が展開され、都市の新しい価値や魅力の創出に取り組んでいます。
- ◇みなとみらい21地区、山下地区でのMICE開催、羽田空港発着便の増加や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等に伴い、国内外からのより多くの集客が期待され、受入れ環境の充実が必要です。
- ◇来街者の回遊性の向上に向け、花や緑、水辺や通り、歴史的建造物等の魅力資源をつなぐまちづくりが必要です。
- ◇関内・関外は行政・業務機能や商業機能、観光機能などが集積し、横浜都心をけん引する都心拠点の一つとしての役割を担っています。
- ◇市庁舎の移転に伴う跡地の活用等を契機とした関内・関外の更なる活性化や山下ふ頭における新たなにぎわい拠点の形成等、都心臨海部の機能強化を進めています。
- ◇国際貿易港横浜の中心的地域として、コンテナ船の大型化やグローバル競争に対応するため、横浜港の国際競争力を高める取組が必要です。
- ◇世界的にクルーズ需要が増加する中、寄港地として選ばれるためには、客船の大型化や多様化するニーズに対応した魅力ある受入れ環境の整備が必要です。

《方針1》 歴史的資源を生かしたまちづくりの推進

- 区内に残る歴史的建造物や景観上重要な建物、震災復興橋や土木遺構等について、施設の適切な維持、保全及び活用に向けたバリアフリー化等を進めます。
- 都心部の歴史的建造物については、特徴ある空間を文化芸術創造都市・観光振興の視点から活用し、創造的産業の集積及び都心部の活性化を目指します。
- 開港地として様々なモノ・コトの発祥の地である特性の活用のほか、吉田新田の埋立ての歴史やイベント等を通じたにぎわい創出に取り組みます。

《方針2》 良好で個性豊かな街並み・商店街の形成

- 良好な都市空間の形成に向け、景観計画などの規制による良好な街並みの誘導を図るほか、地域が主体となった地区計画や建築協定等のルールやプランを維持できるよう支援します。
- ライトアップや色彩の工夫などにより建造物等が持つ魅力を一層引き立たせる取組や、都心部・臨海部の公共空間において、LEDなどの省電力技術とアートの力を融合し、街並みと調和した光による魅力づくりなど、昼間とは異なる夜間景観の演出を展開します。
- 個性豊かな魅力と活気ある商店街を維持・向上させるため、商店街の主体的な取組を支援します。
- 空き家や空き店舗の適正管理や利活用など、地域のストックを活用することで、新たなサービスや交流できる地域コミュニティの核とするなど、区民の生活を支える商店街の活性化を図ります。
- 観光資源が多く、区外からの来街者が多い特性を生かした商店街の活性化を目指し、歩行者空間のバリアフリー化、案内サインの多言語化、休憩関連施設の整備、Free Wi-Fi環境の整備等を促進し、誰もが訪れやすい商店街づくりを進めます。

《方針3》 花・緑・水を生かしたまちづくり

(1) 花や緑の維持保全と整備促進によるにぎわいの創出

- 道路や駅前広場、公共施設などで、地域や施設の特性に合わせた季節感ある花や緑による潤いのある空間づくりを進めます。
- 都心臨海部の公園などでは、花と緑の資源を生かした魅力的なにぎわいを創出します。
- 区民や事業者が主体となった公園愛護会やハマロード・サポーターにより、公園や道路などの公共空間の花や緑を維持管理し、住宅などの私有地の緑化を促進することで、公開性や視認性の高い場所での緑化等による花や緑にあふれた豊かな都市空間の実現を目指します。
- 斜面緑地は、防災・安全性及び生態系を考慮した上で、緑地保存地区等の緑地保全制度に指定し、維持・保全に努めるとともに周辺の緑化を促進し、まとまりある緑の空間を創出します。また、斜面地に住宅等を建設する場合は、周辺の地形や緑と調和した落ち着いた住環境づくりを誘導します。
- 港からの眺望を意識した、水際線付近の連続した緑地や、後背に重なる丘・斜面緑地など、横浜ならではの地形を生かした景観を大切に、成熟した横浜の魅力を伝える水と緑づくりを展開します。

(2) 水辺を生かした魅力の向上

- 区民をはじめ、来街者が水に親しみ楽しむことができ、水辺が人々の足として活用されるような環境を整えるとともに、にぎわいの創出につながるような水辺空間における多様な活動を進めます。
- 内港地区の静穏な水域は、横浜港の一層のにぎわい創出、魅力向上、港らしい風景の形成などを図るため、カヌー、シーカヤック、トライアスロンといった海洋性レクリエーションの多様な水域利用を促進するとともに、水上交通や観光船の充実を促進します。
- 水・緑の軸（都市軸）を花や緑などを適切に維持管理・活用して魅力ある空間とすることや、ウォーターフロント軸（都市軸）と水際線へと向かう軸（都市軸）をオープンスペースの整備、歴史的建造物を中心とした街並み誘導などにより、みなとまち・横浜らしい魅力の顕在化を図ることで都心臨海部の回遊性を高め、関内・関外の持続可能なにぎわいの創出を進めます。
- 大岡川、中村川、堀川及び新山下運河では、親水施設や、緊急時の荷揚げなども可能な多目的栈橋を新たに整備し、既存の栈橋と併せて水辺のレクリエーション活動の拠点を形成します。併せて河川間の連携を図り、都心部の回遊性を高めます。

《方針4》文化芸術創造都市の推進

- これまで培ってきた、横浜らしい特色のある芸術フェスティバルや東アジア文化都市としての実績をもとに、多くの人をひきつける都市を目指し、横浜の新たな魅力を創出します。
- 歴史的建造物や公共空間等を活用し、アーティスト・クリエイターが創造性を発揮することにより、まちのにぎわいづくりを進めます。また、様々なビジネスと創造性をかけあわせ、新たなビジネス機会の創出を図ります。
- 市民やNPO等が主体となって行う文化芸術活動の支援を進めます。

《方針5》観光・MICE

(1) シティプロモーションに向けた取組の推進

- 開放的な水辺空間など、都心臨海部ならではの特徴を生かしたイベントや魅力資源の充実に取り組み、横浜ブランドの魅力を国内外に発信します。また、イベント相互の連携や広報を充実するなど、事業者や区民、各種団体、行政などが連携して集客促進に取り組みます。
- 区内で開催される魅力的なイベントのほか、スポーツや文化芸術鑑賞等で訪れる人々がまちを楽しみ、回遊しやすいよう魅力資源をつなぐまちづくりを進めます。
- 横浜の魅力ある港、街並み、景観、歴史資産等を生かした都市デザインを推進するとともに集客拠点間の連携強化を図るなど、都心臨海部等における回遊性の向上を図ります。
- MICEの開催と併せて、歴史的建造物や文化施設、公共的空間等を利用したレセプション等の開催など、横浜ならではのユニークベニューを創出します。

(2) 受入れ環境の更なる充実

- 国内外からの観光需要を取り込むため、空港とのアクセス強化や観光用バスベイの整備を進めます。また、案内サインの多言語化、Free Wi-Fi環境の整備やトイレの整備など回遊しやすい環境づくりを進めます。

- 横浜らしいアフターコンベンションの充実のため、コミュニティサイクルのサイクルポートの整備、連節バスの導入などによる移動の円滑化や新たな交通の導入などによる回遊性の向上を図るとともに、ナイトタイムエコノミーなどを含め、多様なニーズに対応した観光施設等の充実を促進します。
- 来街者が安心・快適に滞在するための情報を得られるよう、SNSなどの多様な媒体を通じた情報発信により、来街者に対して情報提供を行います。

《方針6》未来を創る都市づくり

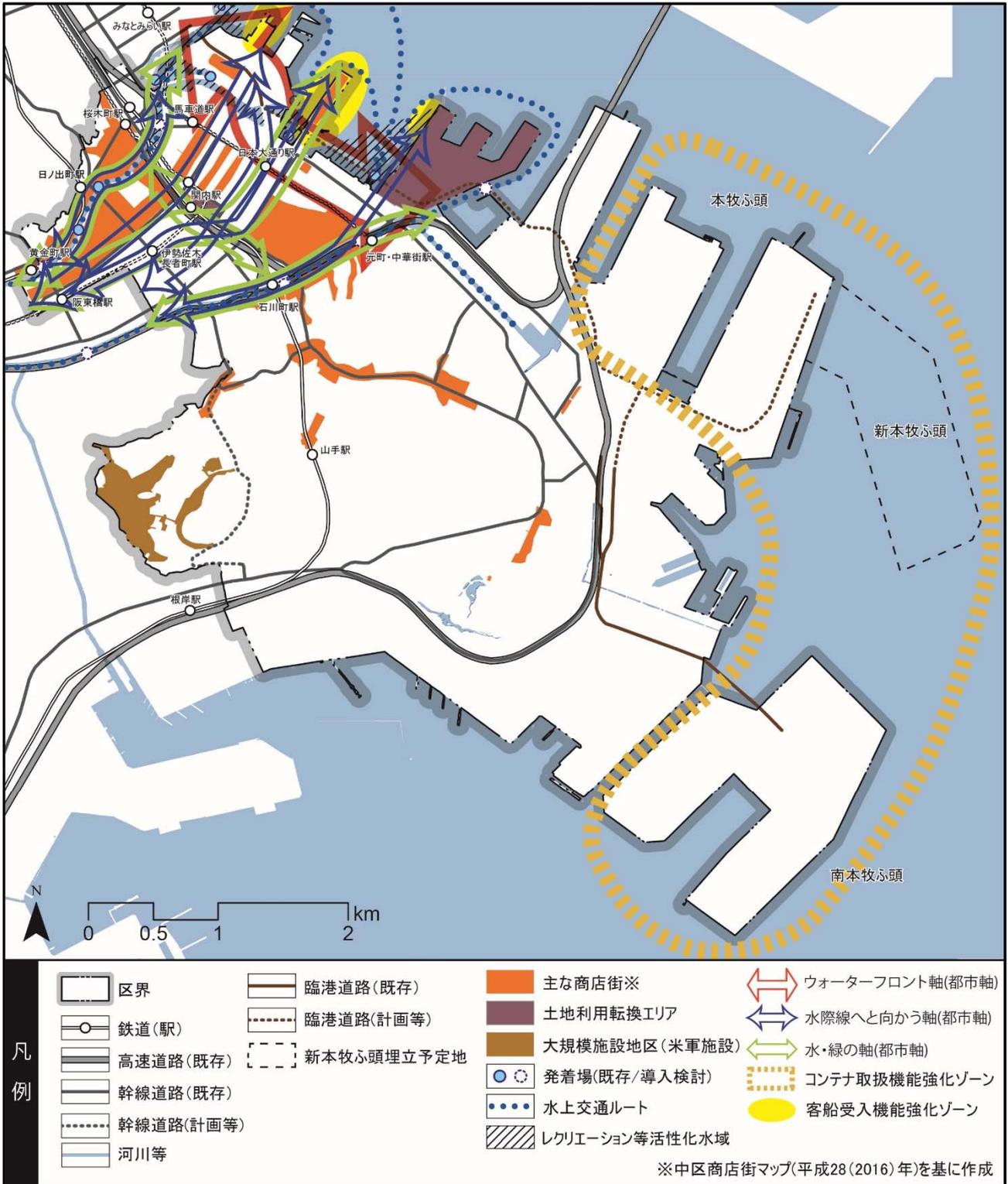
(1) 大規模な土地利用の転換等を契機としたまちづくりの推進

- 住宅地等における大規模な土地利用の転換にあたっては、周辺環境に配慮するとともに、地域の特性に応じた適切な土地利用や必要な機能の導入を誘導します。
- 関内駅周辺地区では、市庁舎の移転を契機として、教育文化センター跡地・市庁舎の移転に伴う跡地・港町民間街区を対象に、関内・関外地区の業務再生をけん引する「国際的な産学連携」、来街者の増加によって地域の商業需要を高める「観光・集客」の実現を目指し、地区計画等の都市計画手法等を活用した適正な誘導を通じて、関内・関外地区の活性化の核となるような新たなまちづくりを行います。
- 関内駅周辺地区では、関内・関外地区の新たなシンボルとなる核を形成することによって、業務・商業・居住・交流などの多様かつ魅力的な機能が近接したまちづくりを推進します。
- 関内駅周辺地区では、横浜文化体育館・横浜スタジアムといった大規模スポーツ施設の拡張による来街者の増加を見据え、新たな交通の導入や歩行者ネットワークの強化などを図り、臨海部との円滑な人の流れを形成します。また、関内・関外の接続強化と関内駅周辺の回遊性の向上を図るため、歩道の拡幅など歩行者ネットワークの強化を図ります。
- 北仲通地区では、魅力的な文化、業務機能、商業機能、居住機能等の導入による多機能な国際交流拠点形成し、みなとみらい21地区や関内地区等の周辺地区との結節点として、水際プロムナード、公園、広場を活用したにぎわいと憩いの場を創出します。
- 世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出に向け、ハーバーリゾートの形成を目指した、山下ふ頭の再開発を進めます。
- 米軍根岸住宅地区は、「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め、跡地利用の検討を進めます。

(2) 国際競争力のある港の実現

- 南本牧ふ頭について、国際海上輸送網の拠点となる世界最大級の水深18メートル岸壁を有する高規格コンテナターミナルを整備し、本牧ふ頭については、コンテナターミナルの再整備を進めます。また、護岸の改修などの機会を捉えた防災機能の向上に努めます。
- クルーズ客船の多様化や増加する寄港依頼に対応するため、新港ふ頭客船ターミナルなどの客船の受入れ機能の強化を図るとともに、東アジアのハブポート機能の強化に向けて、南本牧ふ頭の整備、新本牧ふ頭での物流拠点の形成やLNGバンカリング拠点の形成に向けた検討などを推進することにより、国際競争力のある港を実現します。
- 災害時の救急活動や物資の拠点となる港湾機能を確保するため、護岸の点検補強や港湾施設の耐震性能強化などを図ります。

図 2-10 都市の魅力・活力に関する方針図



2-7 都市環境に関する方針

《目標》

水や緑を身近に体験でき、環境負荷の少ない循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた取組により快適に暮らせるまち

《背景》

- ◇地球温暖化や生物多様性の危機への対応が世界的な課題となっており、脱炭素化に向けた都市づくり、ヒートアイランド対策及び生物多様性に配慮した都市と自然環境の調和など、都市づくりにおける環境対策が必要です。
- ◇横浜市では、「横浜市環境管理計画」、「横浜市地球温暖化対策実行計画」、「気候変動適応方針」等に基づき、生物多様性の保全や再生可能エネルギーの導入、省エネの推進など様々な取組を進めています。
- ◇平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された国際目標である SDG s 達成に向けた取組の推進のため、国が公募した「SDG s 未来都市」及び「自治体 SDG s モデル事業」において、環境を軸とした都市の実現及び環境と他分野の連携による課題解決を目指した横浜市の提案が選定されました。
- ◇中区の緑被率は、市平均の 28.8 パーセントに比べると 14 パーセントと低く、平均気温も高いため、水や緑の自然環境の保全と創出に向けた取組が必要です。
- ◇国際的な船舶の排出ガス規制強化が進展し、船舶用燃料が従来の重油から排出ガスのクリーンな LNG（液化天然ガス）への転換が進むことで、LNG 燃料船の増加が見込まれています。
- ◇廃棄物による環境負荷の低減に向けた取組として「ヨコハマ 3 R 夢（スリム）プラン」を推進しており、循環型社会の実現に向けたごみの減量化など身近な地域や区民一人ひとりの取組も重要です。

《方針 1》豊かな生物多様性の実現に向けた水と緑の保全と創造

- みなとみらい 21 地区などの臨海部における緑地、横浜公園、山下公園などの緑地は利活用を図り、港の見える丘公園、根岸森林公園、本牧山頂公園などの大規模な公園や丘陵地のまとまった斜面緑地、身近な公園や緑地などでは、区内における生き物の貴重な生息・生育環境となる緑の保全を推進します。
- 魅力的な公園整備、施設の緑化の誘導・普及啓発、区民利用施設や学校、道路等の公共空間の緑化を進め、生物多様性の保全にも寄与する身近な緑を創出します。
- 公園愛護会等地域と連携を図り、公園の維持管理や施設の改善等を進めます。
- 水・緑の軸（都市軸）を中心に、まちなかのオープンスペース等への緑化や街路樹の適切な維持管理により、身近なところで四季折々の変化を感じられるような潤いと安らぎのある緑づくりを進めます。
- 大岡川、中村川及び堀川並びに海では、水質向上に努め、生物多様性を高める取組を進めるとともに、親水空間の整備等に取り組み、人々の暮らしに息づき、区民や来街者に親しまれる水辺空間を創出します。
- 事業活動に伴って発生する水質汚濁等の公害抑制に努め、軽減を図ります。

《方針2》脱炭素化に向けたまちづくりの推進

- 環境配慮型のエコモビリティの利用促進や既存建築物のエコリノベーションなど、建物更新等の機会を積極的に捉えた環境への取組を進め、普及啓発を行います。
- 電気自動車、燃料電池車の導入推進や水素ステーションの整備を促進し、次世代自動車の普及促進を図ります。
- 公共交通施設のバリアフリー化や各種交通機関の快適な相互乗換の実現などにより、公共交通の利便性・安全性・快適性の向上を促進します。また、より安全・快適に自転車や徒歩で移動できる環境や仕組みづくりを進め、環境負荷の低減を図ります。
- 太陽光、風力などの再生可能エネルギー利用を促進するとともに、エネルギー利用の抑制、高効率自立分散型電源等の導入などによるエネルギー利用の効率化を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減します。
- 建築環境総合性能評価システム（CASBEE）を横浜用に一部編集したCASBEE横浜を用い、高効率自立分散型電源を導入するなど、エネルギー効率の高い建築物への転換を進めます。また、道路・下水道施設などの長寿命化を図るとともに、施設更新時期を捉え、環境配慮型施設への転換を進めます。
- 河川的环境保全を進めるとともに、公園の整備、屋上・壁面緑化、高度処理水の活用等の環境に配慮した技術の導入により、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- 浸水対策や熱中症対策など、気候変動の影響への適応策を推進します。
- 国、事業者等と連携し、横浜港におけるLNGバンカリング拠点の形成に向けた検討を進めます。

《方針3》循環型社会の実現に向けた取組の推進

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）行動を進め、区民・事業者と連携してゴミを減量し、環境負荷の低減を図ります。
- 区民や事業者の主体的な取組による、まちの美化などの活動を支援します。
- 脱炭素化に向けたまちづくりを持続的に進めるため、環境問題に関する情報提供や人材育成など多様な地域支援を行い、区民が進める環境保全活動を促進します。

《コラム1》 公園愛護会の取組

身近な公園は、地域住民の「庭」であり、市民の共有の財産と言えます。身近な公園の日常的な手入れは、地域住民を中心にボランティアの団体として「公園愛護会」を結成し皆様に協力いただいています。

公園の清掃・除草のほか、花木への水やり、公園利用者へのマナーの呼びかけなどの活動を行っています。



植物の手入れを行う様子

《コラム2》 中区クリーンアップDAY！

これからの中区を美しい、暮らしやすいまちにしていきたいという思いから、自治会町内会、桜木町及び関内周辺の企業、清掃ボランティア団体、行政などが協力して一斉に清掃を行う「中区クリーンアップDAY！」を開催しています。

この取組は、平成19（2007）年に中区制80周年を記念する事業として始まり、毎年5月に開催されています。



清掃を行う参加者の様子

《コラム3》 SDGs（持続可能な開発目標）

平成27（2015）年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、令和12（2030）年に向けた国際社会全体の行動計画が採択され、その中で、169の関連ターゲットを伴う17の目標が掲げられました。この目標がSDGsです。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能な開発のため、経済・社会・環境の総合的取組に重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。

横浜市も、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいきます。

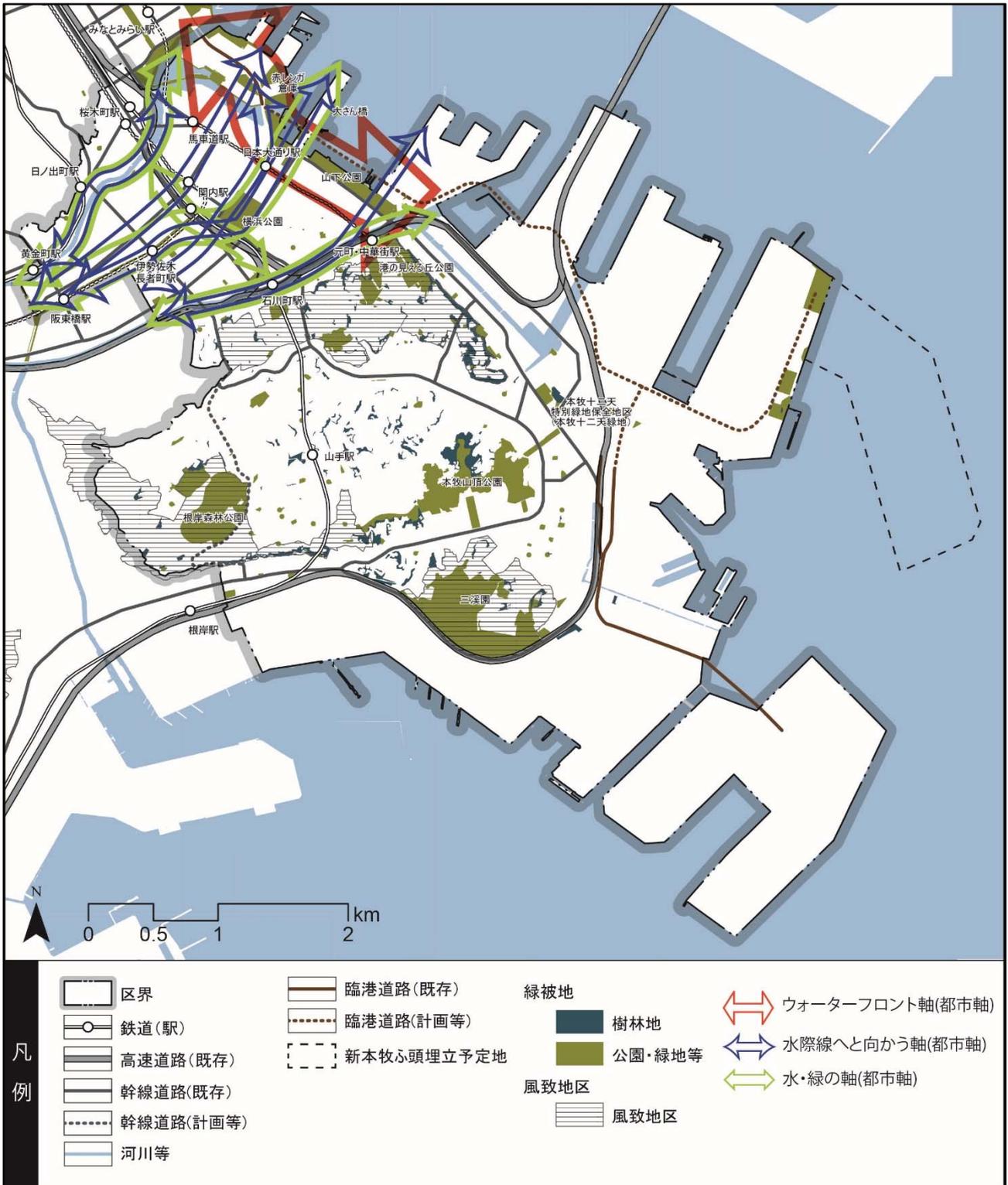
《17の目標》

- 目標1〔貧困〕あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2〔飢餓〕飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標3〔保健〕あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4〔教育〕すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標5〔ジェンダー〕ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。
- 目標6〔水・衛生〕すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標7〔エネルギー〕すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
- 目標8〔経済成長と雇用〕包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標9〔インフラ、産業化、イノベーション〕強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
- 目標10〔不平等〕国内及び各国家間の不平等を是正する。
- 目標11〔持続可能な都市〕包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 目標12〔持続可能な消費と生産〕持続可能な消費生産形態を確保する。
- 目標13〔気候変動〕気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標14〔海洋資源〕持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標15〔陸上資源〕陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 目標16〔平和〕持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 目標17〔実施手段〕持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



SDGs ロゴと17のSDGs アイコン

図 2-11 都市環境に関する方針図



出典：平成 25（2013）年度都市計画基礎調査及び横浜市公園緑地配置図（平成 29（2017）年 7 月 1 日）を基に作成

第3章 エリア別方針

3-1 エリアの区分

前章では、第1章に示したまちづくりの目標に基づき、区全体の方針を7つの分野別にまとめました。本章では、区を5つのエリアに区分し、分野別の方針を踏まえつつエリアごとの方針を示します。

エリアの区分は、これまで進められてきたまちづくりを継承し、旧中区プラン（平成17（2005）年策定）の区分と同様に、5区分とします。以下の5つのエリアについて、まちづくりの目標を示します。

関内・関外エリア 歴史・文化を保全・活用し、業務・商業機能を中心としながら、中心市街地として、住む人や働く人、訪れる人が共存するまち

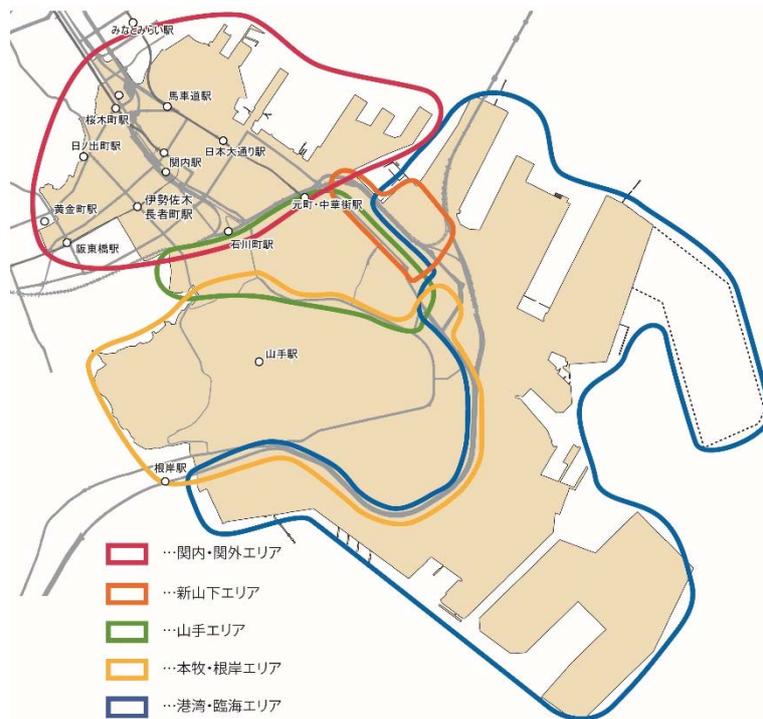
新山下エリア 土地利用転換を進め、商業や物流、居住機能がバランス良く配置されたまち

山手エリア 歴史・文化を保全・活用しながら、ゆとりのある居住環境のあるまち

本牧・根岸エリア 安心して暮らすことができ、また利便性の高い居住環境のあるまち

港湾・臨海エリア 国際物流など臨海部の産業の発展に取り組みながら、活力を創出するまち

図3-1 エリア区分図



3-2 エリア別方針

(1) 関内・関外エリアのまちづくり

《目標》

歴史・文化を保全・活用し、業務・商業機能を中心としながら、中心市街地として、住む人や働く人、訪れる人が共存するまち

《背景》

- ◇特に関外において、人口に占める外国人の割合が 20 パーセントを超える町丁目が多いほか、中華街がある山下町の外国人の人口は区内最多となっています。
- ◇横浜を代表する業務・商業を主体としたエリアであり、開港文化を色濃く伝える文化観光的側面も有しており、就業者や観光客など多様な来街者が訪れています。
- ◇都市構造や社会経済情勢の変化により、空きオフィスの増加や商業の低迷など、かつてのにぎわいの低下が課題となったため、平成 18（2006）年に特別用途地区（横浜都心機能誘導地区）を制定し、建物用途の誘導を図ってきました。
- ◇横浜港の開港以来、横浜の中心地として発展を遂げてきた関内・関外エリアには、港町ならではの歴史文化が息づいており、街中には歴史的建造物や土木産業遺構などが点在し、保全活用が進められています。
- ◇エリア内には、元町、中華街、伊勢佐木町、馬車道、野毛、日本大通り、海岸通りなど、各々異なる個性豊かで魅力的な街並みが形成されています。
- ◇初黄・日ノ出町地区は、これまで一部店舗の売買春等の違法営業に伴う生活環境の悪化が大きな問題となっていました。平成 17（2005）年 1 月に神奈川県警による違法営業店舗の一斉摘発が行われた以降は、地元、警察、NPO、アーティスト、行政などの連携により、アートによるまちづくりが進められています。
- ◇北仲通地区や関内駅周辺地区の新たなまちづくり等を契機としたエリア内の更なる活性化をはじめ、新たなにぎわい拠点の形成に向けた山下ふ頭の再開発などにより、都心臨海部の機能強化を図り、人や企業をひきつけるまちづくりが進められています。
- ◇横浜らしい特色のある芸術フェスティバルや、「スマートイルミネーション横浜」など、横浜ならではの個性的で魅力ある資源を生かした文化芸術活動が展開され、都市の新しい価値や魅力の創出が図られています。
- ◇日本大通り、山下公園、象の鼻パーク、港の見える丘公園などは、「第 33 回全国都市緑化よこはまフェア」（平成 29（2017）年）のメイン会場のひとつである「みなとガーデン」として、区内外から多くの人々が来場しました。
- ◇市内外から多くの来街者が訪れる山下公園や象の鼻パークなどの臨海部の緑地のほか、日本大通り、横浜公園及び大通り公園がエリア内を縦断しており、これらの緑を生かしながら、各々の雰囲気に合わせてにぎわいを創出する取組が期待されます。
- ◇将来の社会状況の変化に対応し、将来にわたり輝き続け、魅力にあふれた「世界都市」の顔と

しての都心臨海部を形成するため、中・長期を見据えた「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」が平成27（2015）年2月に策定されました。

- ◇臨港地区は、「横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」等に基づき、住宅等の用途を規制しています。
- ◇世界的にクルーズ需要が増加する中、寄港地として選ばれるため、客船の大型化や多様化するニーズに対応した魅力ある受入れ環境の整備が必要です。
- ◇大岡川、中村川及び堀川が流れ、河川等を生かした水上交通や水上アクティビティの取組が進められています。
- ◇エリア内に点在する観光・集客施設間の回遊性の向上を図るなど、エリア全体のにぎわいの創出が必要です。
- ◇平成30（2018）年3月に大岡川水系における想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を神奈川県が指定し、都心部の一部において浸水が想定されています。
- ◇これまで関内駅から海側の区域は、商業・オフィスの需要が高く住居は少なかったのですが、近年は集合住宅等が増えており、地域住民の活動拠点である地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウスが不足しています。

《方針1》都心臨海部における都心機能の強化や拠点整備・魅力的な街並みの形成

（1）歴史、文化などの資源を生かした企業誘致や環境づくり

- 関内の地区の特性や魅力を最大限活用し、既存ビルのリノベーション促進などによる新たな企業誘致・企業集積を進め、ビジネス街の再生を進めます。
- 歴史的建造物や公共空間等を活用し、アーティスト・クリエイターが創造性を発揮することにより、まちのにぎわいづくりを進めます。また、様々なビジネスと創造性をかけあわせ、新たなビジネス機会の創出を図ります。
- 様々な魅力を持つ商店街が、空間形成やイベントなどの様々なまちづくりの取組を通じ、にぎわいづくりを進めます。
- 各商店街が持つ特色を生かした空間形成に向け、魅力的な歩行空間などの整備を協働により進めます。また、商店及び商店街のバリアフリー化を促進します。

（2）再開発を捉えた国際的な産学連携、観光・集客、スポーツ等のまちづくり

- 関内駅周辺地区では、市庁舎の移転を契機として、教育文化センター跡地・市庁舎の移転に伴う跡地・港町民間街区を対象に、関内・関外地区の業務再生をけん引する「国際的な産学連携」、来街者の増加によって地域の商業需要を高める「観光・集客」の実現を目指し、地区計画等の都市計画手法等を活用した適正な誘導を通じて、関内・関外地区の活性化の核となるような新たなまちづくりを行います。
- 関内駅周辺地区では、関内・関外地区の新たなシンボルとなる核を形成することによって、業務・商業・居住・交流などの多様かつ魅力的な機能が近接したまちづくりを推進します。
- 関内駅周辺地区では、横浜文化体育館・横浜スタジアムといった大規模スポーツ施設の拡張による来街者の増加を見据え、新たな交通の導入や歩行者ネットワークの強化などを図り、臨海部との円滑な人の流れを形成します。また、関内・関外の接続強化と関内駅周辺の回遊性の向上を図ります。

- 北仲通地区では、新市庁舎整備を進めるとともに民間開発を推進し、業務機能、魅力的な文化、商業や居住機能等の導入による多機能な国際交流拠点を形成します。鉄道駅からの新たな人の流れを促し、みなとみらい21地区や関内地区等の周辺地区との結節点として水際プロムナード、公園、広場を活用したにぎわいと憩いの場を創出します。
- 世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出に向け、ハーバーリゾートの形成を目指した、山下ふ頭の再開発を進めます。
- クルーズ客船の多様化や増加する寄港依頼に対応するため、民間活力の積極的な導入による新港ふ頭客船ターミナルの整備などの客船の受入れ機能強化を図ります。

《方針2》 人々の交流や回遊性を促すにぎわいのあるまちづくり

(1) 魅力ある地域資源を生かしたにぎわいづくり

- MICEの開催と合わせて、歴史的建造物や文化施設、公共空間等を利用したレセプションの開催など、横浜ならではのユニークベニューを創出します。
- 新たな魅力やにぎわいを創出し、持続可能なまちづくりを進めるため、公園や道路、港湾緑地、河川などの公共空間を公民連携で活用します。
- 元町、中華街、伊勢佐木町、馬車道、野毛、吉田町、日本大通りなどでは、国際性や歴史・文化などそれぞれの特性を生かしたまちづくりを進めるため、事業者、区民、行政などが連携し、地区計画や景観計画などによる良好な街並みの形成を図ります。
- 横浜のブランドづくりや回遊性の向上を図り、横浜三塔（神奈川県庁・横浜税関・横浜市開港記念会館）のように歴史的建造物にストーリー性を持たせ、魅力を発信します。
- 大岡川、中村川及び堀川沿いにある古い橋りょうや護岸などの歴史的資産や史跡などの保全・活用を図るとともに、河川の風情を楽しめる景観の形成を図ります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツ文化の定着を促進します。
- 初黄・日ノ出町地区では、周辺の小規模店舗の借り上げ・内部改修を行い、アーティスト等へ貸し出すことで文化芸術活動を促進するとともに、京浜急行本線高架下の利活用について鉄道事業者等と連携しながら検討を進め、地区内の活性化を図ります。

(2) 魅力ある地域資源をつなげるまちづくり

- 観光・MICE、クルーズ、スポーツや文化芸術鑑賞等で訪れる人々がまちを楽しみ、回遊しやすいよう、花や緑、水辺や通り、歴史的建造物等の魅力資源をつなぐまちづくりを進めます。また、水上交通、連節バスを活用した「高度化バスシステム」など多彩な交通の充実を図ります。
- 区民や来街者など誰もが、文化施設や公園、商店街などの地域資源を回遊しやすく、魅力的な街並みなどを楽しめるよう、快適な歩行者ネットワークの充実を図ります。
- 区民や来街者など誰もが安全・安心・快適に、様々な交通機関を利用できるよう、バスや鉄道、交通結節点のバリアフリー化を進めます。
- 鉄道やバスを補完し、都心部における利便性・回遊性を高めるコミュニティサイクルの利便性向上に向けて、コミュニティサイクルのサイクルポートの整備を進めます。

- 「第33回全国都市緑化よこはまフェア」（平成29（2017）年）の成果を継承・発展させ、花と緑あふれる「ガーデンシティ横浜」を推進します。横浜公園や日本大通りなどの公共施設を中心に緑と花にあふれた魅力的な空間を形成し、豊かな自然に触れながら回遊しやすいまちづくりを進めます。
- 区民や来街者に親しまれ、魅力ある空間として水・緑の軸（都市軸）の形成を目指します。
- 水に親しみ楽しめ、特色ある川や海を生かし回遊性の向上を図るため、水上交通の導入や水上レクリエーションの拠点となる栈橋の整備を進めます。
- 国内外からの観光需要を取り込むため、空港とのアクセス強化や観光用バスベイの整備を進めます。また、案内サインの多言語化、Free Wi-Fi環境の整備やトイレの整備など回遊しやすい環境づくりを進めます。
- 横浜らしいアフターコンベンションの充実のため、国内外からの来街者を受け入れる宿泊、飲食、観光などの施設の整備を促進します。

《方針3》働きやすく、暮らしやすいまちづくり

- 業務・商業などの機能集積に併せ、特に関内地区においては、低層部のにぎわいの連続性を保ちながら、都心にふさわしい居住機能の導入も視野に入れ、多様なニーズに対応することで、地域活力を維持・向上し、魅力的で持続可能なまちづくりを進めます。
- パブリックスペースをはじめ、歴史的建造物、港、水際線などの積極的な利活用による横浜ならではの活動交流拠点のほか、様々な開発の機会を捉え、自治会町内会等の地域活動拠点や福祉保健活動拠点の整備を促進します。
- 公共施設、商業施設や集合住宅等の整備の際は、にぎわいを保てるよう配慮しつつ、自転車等の適切な駐車場台数が確保されるよう「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」に適合した自転車駐車場の整備を図ります。
- 外国人居住者と日本人居住者の交流機会を創出し、相互理解を促進することで多文化共生社会を実現し、国際色豊かなコミュニティの形成を図ります。
- 文化芸術、スポーツをはじめとする様々な市民活動や、NPO活動等の支援・促進、外国人が暮らし活動しやすい仕組みづくり等に取り組むことで、多様な趣味や目的をもつ人が出会いつながる豊かなコミュニティの形成を図ります。
- 区民、事業者、行政の協働により、魅力ある都市景観の誘導、美化の向上、防災活動などを進めるためのルール、マネジメントの体制づくり及び既存の体制強化を図ります。

《方針4》安全・安心な生活環境、災害に強い環境の形成

（1）公共施設等の耐震化の促進

- 災害対策、救急・救援活動等の中心となるべき機能が集中しているため、主要な公共施設や災害時に重要な役割を担う民間の施設などの耐震化を進めます。

（2）帰宅困難者対策

- 多くの帰宅困難者の発生が想定されるため、受け入れる避難スペースの確保や、災害時要援護者となる外国人などを対象とした情報提供、防災備蓄品の確保などに取り組みます。

- 多くの市民や来街者が集まるエリアの特性から、防災に関する情報をエリア内外に周知するとともに避難経路・避難場所の確保や避難訓練の実施などの啓発を行います。また、災害時における行政、事業者、エリア内の住民などを含めた連携協力体制により、エリア全体で来街者に安全・安心を提供できる体制を整えます。

(3) 避難場所の確保

- 津波の発生に対して、津波避難施設等や避難経路の適切な確保に向け、民間事業者との連携を図ります。
- 大岡川水系洪水浸水想定区域の指定に伴い、被害想定や避難場所などについて、周知に取り組みます。

◀コラム1▶ 関内駅周辺地区の新たなまちづくり



関内駅周辺地区は、開港以来、横浜の発展をけん引してきた関内・関外地区の中心であり、横浜の顔として長年にわたり市民に親しまれてきた地区です。

関内・関外地区の結節点でもあるこの地区は、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」の指定(平成30(2018)年10月)をうけており、複数の大規模事業が予定されています。

これらの連鎖的に行われる大規模土地利用転換を通じて、関内・関外地区の再生及び都心臨海部の活性化につなげるため、「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとしたまちづくりを進めます。関内側では業務・商業・居住・交流などの多様かつ魅力的な機能が近接し、新たなシンボルとなるような景観の形成を推進します。関外側エリアでは、土地利用にあわせた回遊性の向上に取り組めます。あわせて、来街者や住民が安心して楽しく歩ける「歩きやすい地区」となることを目指し、通り沿いに連続した賑わいの創出や駐車場設置の地区ルールなどを進めます。

国際的な産学連携／観光・集客

■地区内で予定されている事業

地区内では、教育文化センター跡地活用や横浜文化体育館再整備、横浜スタジアムの増築・改修が進んでいます。さらに、市庁舎の移転に伴う跡地活用や港町民間街区の開発などが予定されています。



■みなと大通りシンボルロード化及び横浜文化体育館アクセス強化



「みなと大通り」及び「横浜文化体育館へのアクセス動線」は、連続する1つの路線であり、各施設間の回遊性を向上させ、関内・関外地区の一体性を向上させる重要な動線の一つです。これらの通りについては、歩行者・自転車通行空間を拡充する等、沿道利用状況を踏まえながら既存道路空間の再整備を行い、安全で快適な歩行者ネットワークの強化・拡充を図っていきます。

《コラム2》 山下ふ頭地区のまちづくり

横浜の都心臨海部を、今後も横浜の成長をけん引し、世界都市・横浜の顔として輝き続けるエリアにするため、山下ふ頭が有する広大な開発空間をはじめ、周囲を囲む穏やかな水域や高い交通利便性、さらには、横浜港の良好な景観と周辺の観光資源などを生かし、世界に注目され、目的地とされる「ハーバーリゾートの形成」を目指しています。

計画地は、現在も倉庫等が操業しているため、物流機能に支障が生じないように倉庫等の移転を進め、今後、令和元年代後半の供用を目標に、魅力あふれる街並みやにぎわいの形成に向け、地区全体を一体とした開発を進めています。



横浜市山下ふ頭開発基本計画（平成27(2015)年9月策定）より



山下ふ頭と都心臨海部（平成30(2018)年2月撮影）

《コラム3》 みなとみらい21新港地区のまちづくり

みなとみらい21新港地区では、近代港湾発祥の地としての歴史を生かし、横浜赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用したまちづくりを進めてきました。業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として独自の領域性を持つことが挙げられます。この特徴を活かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識ができるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきました。みなとみらい21新港地区の特徴を活かすため、横浜赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮に留意した景観形成を図っています。



海から見たみなとみらい21新港地区と周辺市街地
(街並み景観ガイドラインより引用)

《コラム4》 地域住民等に配慮し、道路空間を活用した賑わい創出のモデル（日本大通り）

日本大通りは、日本初の西洋式街路です。幅員約36メートル、長さ約430メートルの広い道路は港に通じ、沿道には歴史的建造物やイチョウ並木が立ち並び、開港期からの歴史を踏まえた優れた都市景観・通計空間が守られ、育てられています。

平成29（2017）年の第33回全国都市緑化よこはまフェア開催時には、通りの品格を活かしながら上質な花や緑を設え、関内駅から象の鼻パークまでの「水・緑の縦（縦軸）」として、みなとみらい21地区から山下公園・元町中華街まで続く「ウォーターフロント軸（横軸）」と繋がり、多くの来街者を誘引し関内駅周辺の賑わいの結節点としての役割を果たしていました。

また、日本大通りでは、オープンカフェ、魅力的で賑わいのあるイベントの開催など、歩行者等の回遊性の拠点として、観光客誘致に取り組んでいます。

これらのイベントが地域に受け入れられ、市民のふるさと意識醸成や、誇り・愛着に繋がられるよう、「日本大通りイベント実施ガイド」を改定し、生活環境や景観への配慮等を記載することで、地域住民等に配慮し、地域と一体となったイベントになるよう取り組んでいます。



水際線と内陸部をつなぐ軸となる日本大通り



道路占用を伴う日本大通りイベント実施ガイド
～ 地域と一体となったイベントの開催に向けて ～





— 日本大通りでイベント開催をお考えの皆様へ —

日本大通りでは、年間を通してさまざまなイベントが開催されており、求場者が10万人を上回るイベントも実施されるなど、そのポテンシャルの高さがうかがえます。

一方、日本大通りには周辺にお住いの方や働く方も多く、イベントを開催するにあたって、地域との合意形成を図ることが求められます（原則としてイベント開催6か月前までに実施をお願いします）。

本イベント実施ガイドは、日本大通りでのイベント開催にあたって求められる地域との合意形成に向けたイベントの内容や配慮事項、イベント実施に必要な手続き等、イベントを円滑に実施する手順を分かりやすくとりまとめました。必ず熟読の上、イベントの企画・実施をお願いします。

平成31年1月31日 改定

日本大通りイベント実施ガイド

《コラム5》 客船クルーズの受入れ機能強化

横浜港は、「国際旅客拠点形成」として国際クルーズ拠点に指定されるなど、日本を代表するワールドクラスのクルーズポートに向けて取組を進めています。

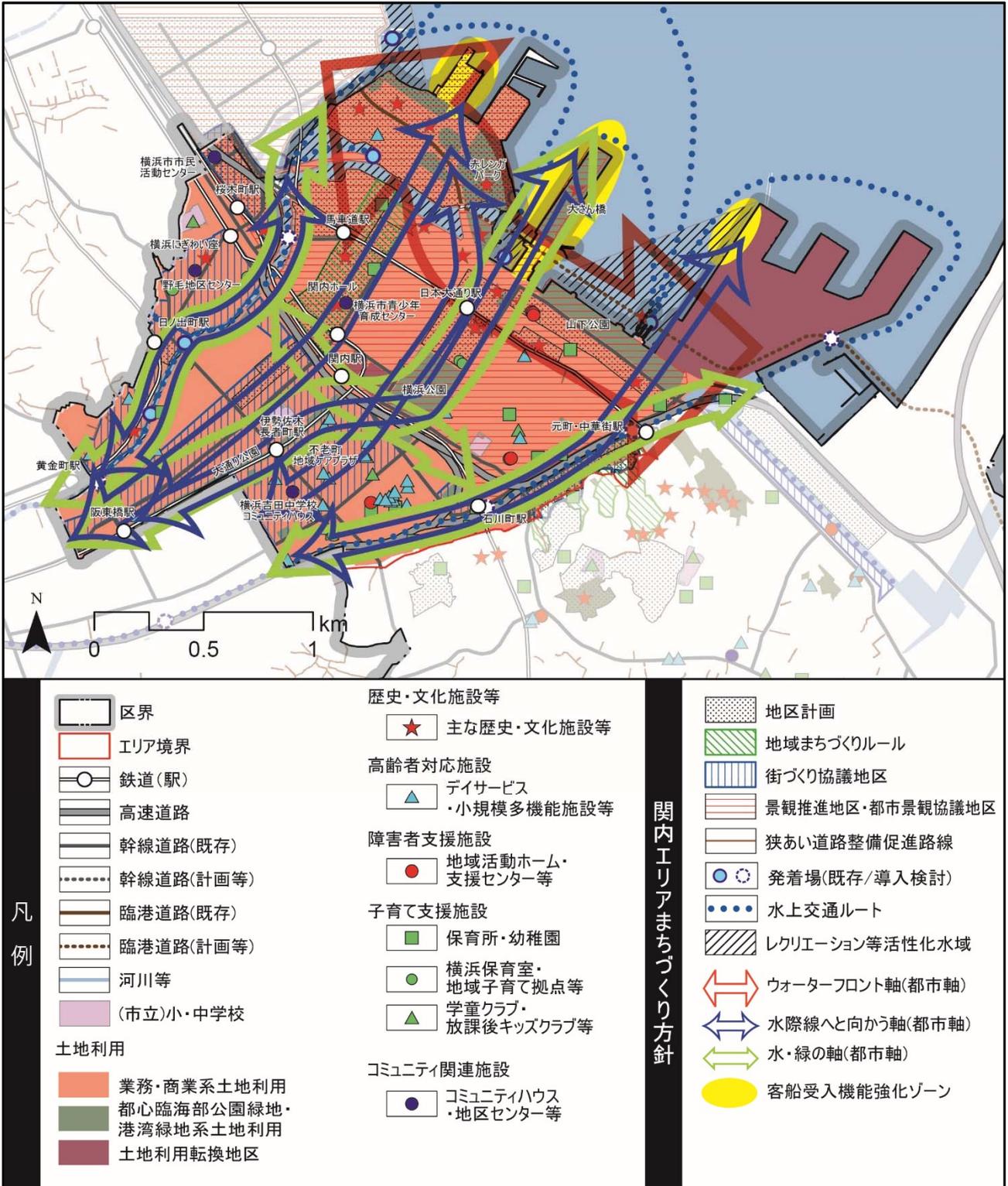
平成31（2019）年には、4月に大黒ふ頭、秋に新港ふ頭で新たな客船ターミナルの供用を開始し、大さん橋、大黒ふ頭、新港ふ頭、山下ふ頭及び本牧ふ頭で最大7隻の客船が同時着岸可能となります。

訪日外国人客が乗船する大小様々なタイプの客船を受け入れる機能を高め、日本を代表するクルーズ拠点港として更なる飛躍と賑わい創出に向けて、様々な取組を進めています。



客船が3隻同時着岸の様子

図 3-2 関内・関外エリアまちづくり方針図



(2) 新山下エリアのまちづくり

《目標》

土地利用転換を進め、商業や物流、居住機能がバランスよく配置されたまち

《背景》

- ◇新山下運河より海側の地域では、物流を中心とする土地利用をしていましたが、埋立地と周辺地区を対象として、物流、業務・商業、水際、水域活用の4つのゾーンに分け、各機能が融合したまちづくりを進めています。
- ◇新山下運河より陸側の地域では、業務・商業地と住宅地が形成されています。山下公園などに近い一部の地域では、古くから形成されている住宅地があるほか、幹線道路の山下本牧磯子線を中心に商業施設や集合住宅が立地するなど、複合的な土地利用が図られています。
- ◇官公庁が集中する関内に近接し、横浜高速鉄道みなとみらい線の開通により利便性が更に向上したエリアです。
- ◇横浜らしい港の眺望が楽しめる景観形成を進めています。
- ◇近接する山下ふ頭の再開発による新たなにぎわい拠点の形成が計画されています。
- ◇幹線道路の山下本牧磯子線は、交通量が多く恒常的に混雑しています。また、物流拠点へのアクセス道路であることから、大型車の通行が多くなっています。
- ◇知的障害、精神障害又は身体障害のある方々の地域での暮らしや活動を支援する「地域活動ホーム」と「生活支援センター」が一体となった中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」があります。

《方針1》暮らしやすく安全・安心な居住環境の形成

(1) 防災機能の向上

- 居住ゾーンの関内・関外エリア側では、古くからの戸建て住宅地があり、建物の耐震化、不燃化などにより災害に強いまちづくりを進めます。また、高齢者などの災害時要援護者を把握できるようコミュニティづくりなどを通じた防災体制の強化を図ります。
- 災害時に救急・救援活動等の中心となる主要な公共施設や民間の施設等の耐震化を進めます。

(2) 安心して歩ける歩行者空間の整備促進

- 港湾物流をはじめとする港湾活動の空間、区民や来街者がにぎわう交流空間及び居住空間が隣接し、多くの車両が区内を通行することから、土地利用や交通計画の策定において、エリア内の歩行空間の安全性や快適性に配慮したまちづくりを進めます。
- 歩行者の回遊性の向上を図るため、エリア内の快適な歩行者空間の整備を進めます。また、街路から建物に至るまで、誰もが安全で安心して快適に移動できるよう、歩行者空間のバリアフリー化や防犯灯の設置などを進めます。

(3) 都心部に近接した立地を生かした交通利便性の維持・向上

- 都心部に近い立地特性を生かした交通手段として自転車の活用を促進し、主要地方道山下本牧磯子線における良好な自転車通行空間の整備を進めます。また、関内・関外エリアと併せてコミュニティサイクルの導入を進め、都心部からの利便性を向上します。

《方針2》 地域の魅力を生かしたにぎわいづくり

(1) 水辺の魅力を生かしたまちづくり

- 水際ゾーンでは、新山下地区の静穏な水辺と水際線を生かしたにぎわいのある街並みの形成を目指します。
- 新山下運河沿いの複合市街地ゾーンでは、医療拠点であるみなと赤十字病院や業務・商業機能、居住機能などが整った複合市街地の形成を引き続き進めます。
- 新山下地区の水域については、近接する山下ふ頭の再開発や陸域のまちづくりと合わせて検討を進めます。
- 水辺の環境を生かすため、水上交通の導入促進や新山下運河沿いの水際線プロムナードの整備など、にぎわいと憩いのある空間の創出を進めます。

(2) 自然環境や歴史・文化を生かした魅力づくり

- ^{かすみばし}霞橋など歴史的建造物の維持保全や、貯木場など横浜港の歴史の一端を担ってきたことに由来する木の文化、かつての貯木場の記憶を残す^{こうもん}閘門など地域の歴史の継承や水が感じられる水辺空間の創出を図ります。
- 新山下運河の環境を生かした景観形成を図るとともに、水際線プロムナード沿いの潤いとにぎわいづくりを進めます。

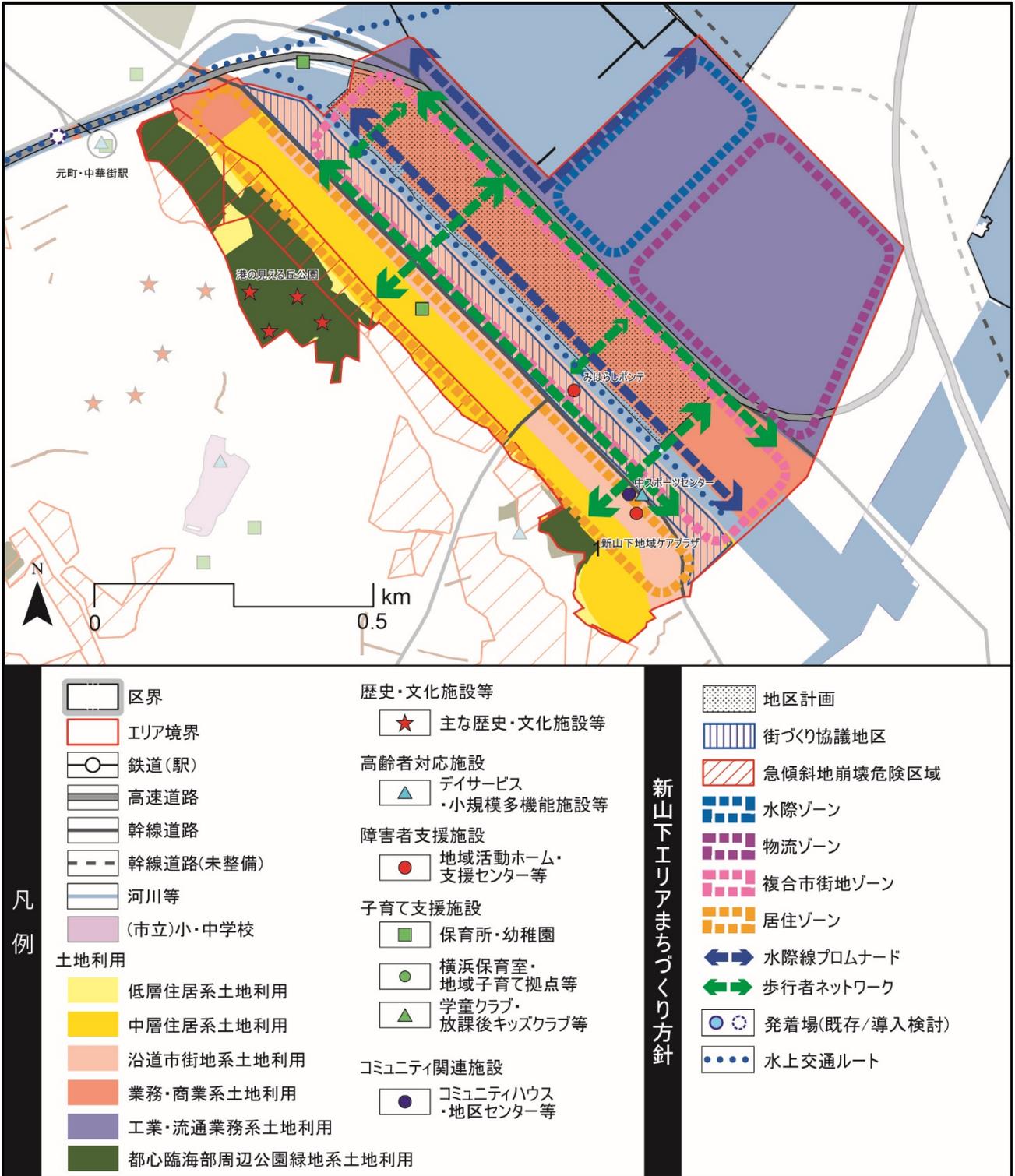
(3) 多様な主体が参加したにぎわいづくり

- 中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」などの施設の利用者やエリア内の区民、事業者などが協力し、暮らしやすくにぎわいのあるまちづくりに取り組みます。
- 「花いっぱい運動」など、区民、事業者及び行政が協働で花や緑による季節感の演出を推進し、環境にやさしい魅力的な街並みの形成を図ります。

《方針3》 港湾物流など多様な施設需要に対応した物流集積の促進

- 物流ゾーンは横浜港の中核である本牧ふ頭の基部に位置し、また高速道路ネットワークと直結した特性を生かし、港湾物流や多様な施設需要に対応した物流施設の集積を図ります。

図 3-3 新山下エリアまちづくり方針図



(3) 山手エリアのまちづくり

《目標》

歴史・文化を保全・活用しながら、ゆとりのある居住環境のあるまち

《背景》

- ◇西洋館や外国人墓地などの歴史・文化資源、大佛次郎記念館などの文化施設及び学校などの文教施設が多くあり、長い年月をかけて形成された緑に囲まれた街並みが形成されています。
- ◇港の見える丘公園など、港や海の眺望が楽しめる場所が多くあります。また、山手公園は日本初の西洋式公園として、国指定の名勝となっています。
- ◇エリア内は、歴史的な景観を保全し、文化的な環境を生かしたまちづくりを進めるために、風致地区の指定に加え、山手地区景観風致保全区域に指定されています。
- ◇観光客など多くの来街者が訪れる山手本通り周辺と閑静な住宅地とが共存するまちづくりが進められています。
- ◇エリア内では、地域主体の景観や環境の保全を目指した積極的なまちづくり活動が行われており、元町や山手町地区では、まちづくり憲章やまちづくり協定が制定され運用されているほか、住民発意型の地区計画が定められています。
- ◇横浜市では、健康増進や外出意欲の向上に資する歩行者空間を整備することにより、歩くことを楽しみながら健康づくりに取り組む健康みちづくり推進事業を進めています。山手エリアには、港を見渡す山手洋館を巡る健康みちづくりルートがあります。

《方針1》 山手を代表する景観づくり

- 緑が豊かな景観の保全及び形成を目指し、緑が多く感じられる安全な斜面緑地の保全、エリア内の大木や古木の保全、建物敷地内の緑化などを促進します。
- まちの景観の美しさに対する認識を高めるとともに、豊かな水・緑環境の創出・充実を進めることで、風格と魅力ある街並みを形成します。
- 公開している西洋館などの歴史的建造物を中心に文化施設を山手のまちの骨格軸である山手本通りに配置するとともに、来街者にも快適な環境形成を図ります。
- 山手を特徴づける歴史的建造物や外国人墓地などの歴史・文化的資源のほか、坂道や階段など歩行者空間を含む街並みの保全を図ります。
- 「山手地区風致景観保全要綱」に比べ、より効果的に秩序あるまちづくりを誘導することが可能となる「景観法」に基づく景観計画における景観推進地区などを導入し、山手を代表する景観の保全を図ります。
- 居住者や山手で活動する団体、行政などの関係者がまちづくりの目標を共有し、方針、計画及び景観のルールづくり並びに街並みの保全を進めます。
- まちづくりの充実に向け、山手に関わる様々な立場の人々が協議・交流できる場づくりを進めます。
- 新たな土地利用が行われる際は、良好な環境と地域の活性化に資するまちづくりを誘導します。

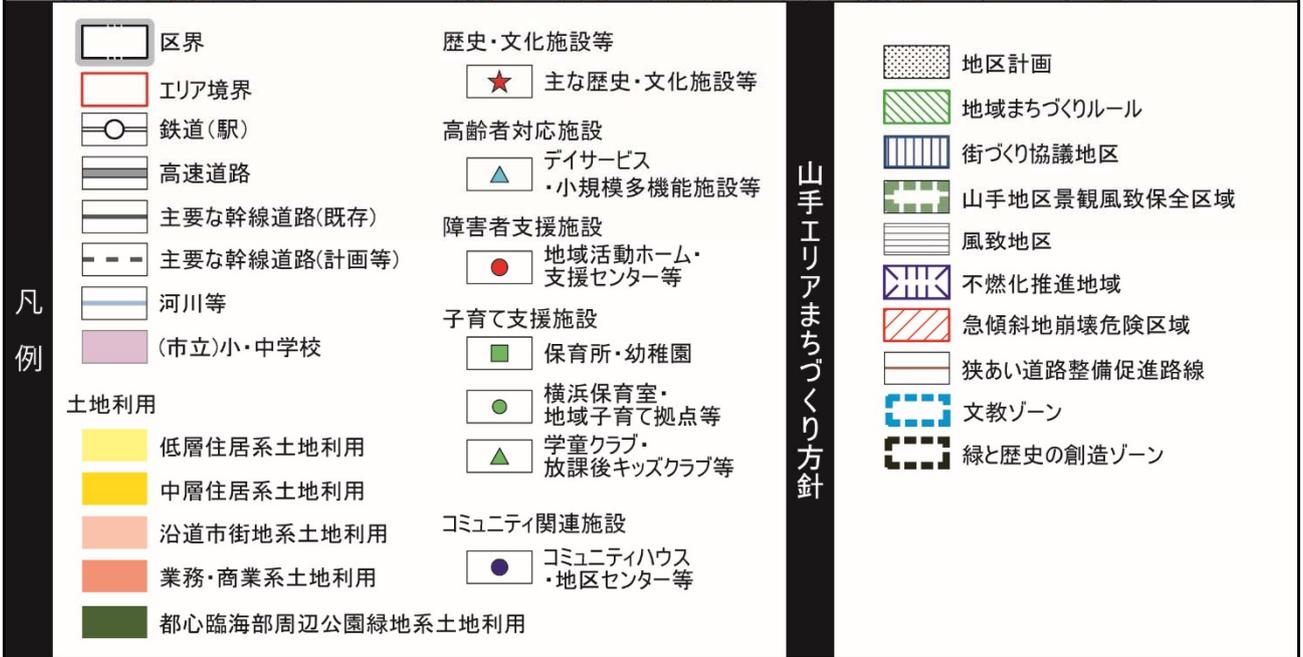
《方針 2》安全・安心で良好な居住環境の保全と歴史的資源の共存

- 山手らしい景観や風致の保全に向け、高さ制限や壁面後退、勾配のある屋根の誘導などによる周辺環境と調和した低層・低密のゆとりある住宅地の形成を図ります。
- 住宅地内は、豊かな緑と閑静な居住環境の街並み保全を促進します。
- 空き家及びその敷地内の植栽等については、所有者に適切な維持管理を促し、周辺の住環境への影響を最小限に抑えるよう働きかけます。
- 良好な居住環境を保全する住宅地と多くの観光客が訪れる公園、西洋館や博物館などの文化施設、学校などの文教施設の共存を進めます。
- 大佛次郎記念館などの文学館の活性化を支援し、市民の読書活動を促進します。
- 歴史的建造物を歴史・文化の発信を基本としつつ、地域活動の拠点等となるよう、事業者やNPO等の団体と連携し活用を図ります。
- 住民の移動手段である路線バスの維持及び充実を支援し、暮らしやすいまちづくりを目指します。
- 歴史的な設えや街並みを維持しつつ、案内サインや距離標の整備のほか、階段の改修や手すりの設置を進め、歩きやすい空間づくりを進めます。

《方針 3》回遊性の高いまちづくり

- 「第 33 回全国都市緑化よこはまフェア」(平成 29 (2017) 年) の成果を継承・発展させ、花と緑あふれる「ガーデンシティ横浜」を推進します。港の見える丘公園などの公共施設を中心に緑と花にあふれた潤いのある空間を形成し、豊かな自然に触れながら回遊しやすいまちづくりを進めます。
- 道路のバリアフリー化を進めるとともに、案内サインの多言語化やFree Wi-Fi 環境の整備を進めます。
- 横浜を代表する観光エリアの一つとして、来街者のアクセスを向上させるため、既存の周遊バス路線を維持及び充実するほか、コミュニティサイクルのサイクルポートの整備を進めます。

図 3-4 山手エリアまちづくり方針図



(4) 本牧・根岸エリアのまちづくり

《目標》

安心して暮らすことができ、また利便性の高い居住環境のあるまち

《背景》

- ◇住宅が多いエリアであり、図書館、地区センター、地域ケアプラザ、コミュニティハウスなどの公共施設が多く立地しています。
- ◇エリア内には丘陵地があり、一部は急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等に指定されています。
- ◇木造住宅が密集し、オープンスペースとしての公園緑地が不足しているうえ、狭あい道路が多く災害時の避難路の確保、緊急車両の通行が困難であるなど、防災上の課題があります。
- ◇エリア内の一部は、地震火災対策方針の対象地域となっています。
- ◇空き家に関する相談件数が増加傾向となっています。
- ◇本牧市民公園・三溪園を含む本牧風致地区と根岸森林公園を含む根岸風致地区が指定されており、多くの緑豊かな環境の保全・形成に向けた取組が行なわれているほか、新本牧地区とハイタウン豆口台団地の2地区に建築協定が定められています。
- ◇斜面が多い地形であり、鉄道駅から離れた住宅地もあることから、高齢者や障害者などにも便利な公共交通の充実や歩きやすい道路空間の整備が課題となっています。
- ◇高齢化が進行しており、移動や買物などの日常生活の維持のほか、単身高齢者世帯・高齢者のみの世帯に対する日頃の見守り、災害時の避難などが課題となっています。
- ◇山下本牧磯子線の沿道等では、商店街が形成されています。
- ◇開港以前からの歴史を有する本牧十二天、永禄9（1566）年から受け継がれている本牧神社の「お馬流し」、開港後に建設された一等馬見所や戦後の接収に伴い入ってきた音楽の文化など、様々な歴史や文化が根付いています。
- ◇区内唯一の特別緑地保全地区に指定されている本牧十二天特別緑地保全地区では、本牧十二天緑地として斜面緑地の魅力ある景観が保全されています。
- ◇根岸森林公園、三溪園、本牧山頂公園などは、エリアにおける緑の拠点であるとともに、歴史・文化的な地域資源となっています。三溪園は、10棟の重要文化財を含む貴重な歴史的建造物と、国の名勝指定を受けた広大な日本庭園を有しており、日本の歴史文化を示す施設として、また、国内外から要人を迎える際の迎賓施設としても活用されています。
- ◇本牧山頂公園では、キャンプのできる広場やドッグランがあります。また、本牧山頂公園、根岸森林公園及び本牧市民公園は、いずれも面積が10ヘクタールを超える総合公園であり、各種イベントの会場としても活用され、にぎわいや人々の交流が生まれています。
- ◇本牧市民公園及び本牧市民プールは、貴重なスポーツの場として地域の人々に親しまれています。本牧市民プールは、平成28（2016）年6月に営業を休止し、再整備に向けた検討を進めています。
- ◇山手駅があるほか、鉄道駅から1キロメートル圏の外にある地域ではバス路線が広範囲に整備さ

れています。

- ◇本牧通りでは、歩道や沿道の店舗の敷地に自転車が駐輪されています。
- ◇土地区画整理事業が行われた新本牧地区には、国が所有する土地があり、活用に向けた検討が進められています。
- ◇米軍根岸住宅地区は、平成 16（2004）年 10 月に日米合同委員会において返還の方針が合意されています。その後、平成 30（2018）年 11 月には日米合同委員会において、新たに根岸住宅地区の共同使用及び返還についての方針が承認されましたが、返還時期は未定です。また、地権者等の合意形成を図りながら返還後の土地利用の検討を行い地区全体の良好なまちづくりを推進することを目的に、米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会が活動しています。

《方針 1》安全・安心な生活環境の維持・向上

- エリア内の一部の住宅地では、住民と行政の協働により、建物の耐震化や不燃化、狭あい道路の拡幅整備を行うなど、地震による被害の拡大を防止し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 地震火災対策方針の対象地域では、建物の耐震化、不燃化、狭あい道路の拡幅整備に加え、避難経路の確保、小広場・公園等防災広場の設置、住宅への感震ブレイカーの設置など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止工事など、神奈川県と連携した崖崩れ対策を進めます。
- 空き家及びその敷地内の植栽等については、所有者に適切な維持管理を促し、周辺の住環境への影響を最小限に抑えるよう働きかけます。
- 空き家や空き店舗の適正管理や利活用など、地域のストックを活用した新たなサービスの提供や地域の人々の交流の場の創出を目指します。
- 商店街同士の連携など、区民の生活を支える商店街の活性化を図り、暮らしやすさの向上を目指します。また、三溪園をはじめとするエリア内の魅力的な歴史・文化資源周辺で来街者が楽しめるよう、商店街などを主体として、エリアでの取組を進めます。
- 放置自転車対策を進め、誰もが安全・快適に通行できる空間の確保に努めます。
- 地域の催事や防災訓練等の活動を通じた、誰もが暮らしやすいまちを目指す地域の取組を支援します。
- 単身高齢者世帯などの支援を要する世帯に対する見守りや訪問活動、散歩や買物の支援など、地域の中で高齢者や障害者を支え合う仕組みづくりに取り組みます。
- J R 根岸線山手駅周辺など主要駅周辺地区に規制誘導地区が指定されたことにより、機能集積等を中心に地区の特性に応じた土地利用の誘導等を図ります。
- 新たな土地利用や施設の再編整備に際しては、地域の活性化に資するまちづくりを誘導します。

《方針 2》魅力的な歴史・文化資源の保全・活用

- 歴史・文化資源である三溪園の整備・保全を行うとともに、テニスコートや運動広場のある本牧市民公園、自然環境が豊かな本牧山頂公園・根岸森林公園・本牧臨海公園などを緑の拠点として保全し、景観の保全を図ります。
- 本牧山頂公園、根岸森林公園、本牧市民公園等の大規模な公園を中心に、区民による公園の利活用などの活動を支援します。

- 本牧十二天、神奈川県無形民俗文化財の本牧神社の「お馬流し」、一等馬見所、外国人遊歩道などの魅力を発信します。また、本牧エリアでは、かつてエリア内の一部が米軍施設であったために広まったジャズ音楽をはじめとするアメリカ文化等を生かした地域活性化を目指すと同時に広く発信します。
- 三溪園をはじめとするエリア内の魅力的な歴史・文化資源周辺で来街者が楽しめるよう、商店街などを主体として取組を進めます。
- 三溪園は、日本の歴史文化を体験できる貴重な観光資源として、多言語対応の拡充や、訪日目的の最上位である日本の食文化体験の充実を図るなど、受入れ環境の更なる充実に取り組みます。
- 本牧十二天緑地など、特徴的に残る斜面緑地は魅力ある景観として引き続き保全します。

《方針3》 交通利便性の向上

- 鉄道ネットワークの充実を目指し、横浜環状鉄道の一部として計画がある、元町・中華街～根岸間について、国土交通省の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28（2016）年4月）を踏まえ、事業性の確保に向けた検討を進めます。
- 斜面の多い地形で、徒歩圏に鉄道駅がない住宅地もあることから、バス事業者と連携し、既存バス路線の維持・改善に努め、エリア内で行われている民間送迎バスとの連携を進めます。また、地域の実情を踏まえて、生活に密着した交通手段の導入に向けた取組を支援する地域交通サポート事業の活用など、様々な目的の方が乗りあって移動できる公共交通サービスの実現を住民や行政などが協働で目指します。
- コミュニティサイクルの導入を進め、本牧通りや本牧桜道、三溪園、本牧山頂公園など、都心部から本牧方面への利便性の向上を目指します。

《方針4》 米軍根岸住宅地区の跡地利用の検討

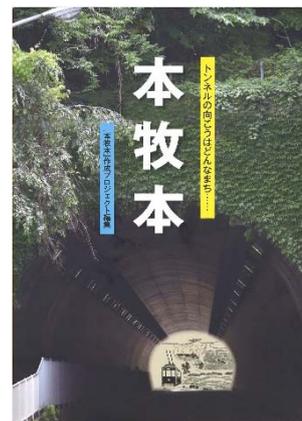
- 米軍根岸住宅地区は、「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め、跡地利用の検討を進めます。

《コラム1》 本牧の魅力の本牧の人々が伝える『本牧本』

『本牧本』は、中区第4地区南部を統括している連合町内会を中心に多くの地域活動組織が連携して結成されている「本牧4南元気なまち運営委員会」の中でプロジェクト化し、平成29（2017）年1月に発行されました。

『本牧本』では、開港以前から戦後の歴史を含め、住んでいてもあまり知られていない「本牧トリビア」、平成22（2010）年3月から行われている「商店街うんちくツアー」の紹介、本牧4南元気なまち運営委員会の取組など、多岐にわたる内容が小学校中学年以上であれば誰もが読みやすいように工夫してまとめられています。

『本牧本』は、本牧を愛する人々にそつと本牧の魅力を伝え、読めば本牧通^{つう}になり、結果として本牧を大好きな人が増えることを期待して作成されました。



本牧本の表紙

《コラム2》 米軍根岸住宅地区の返還への動き

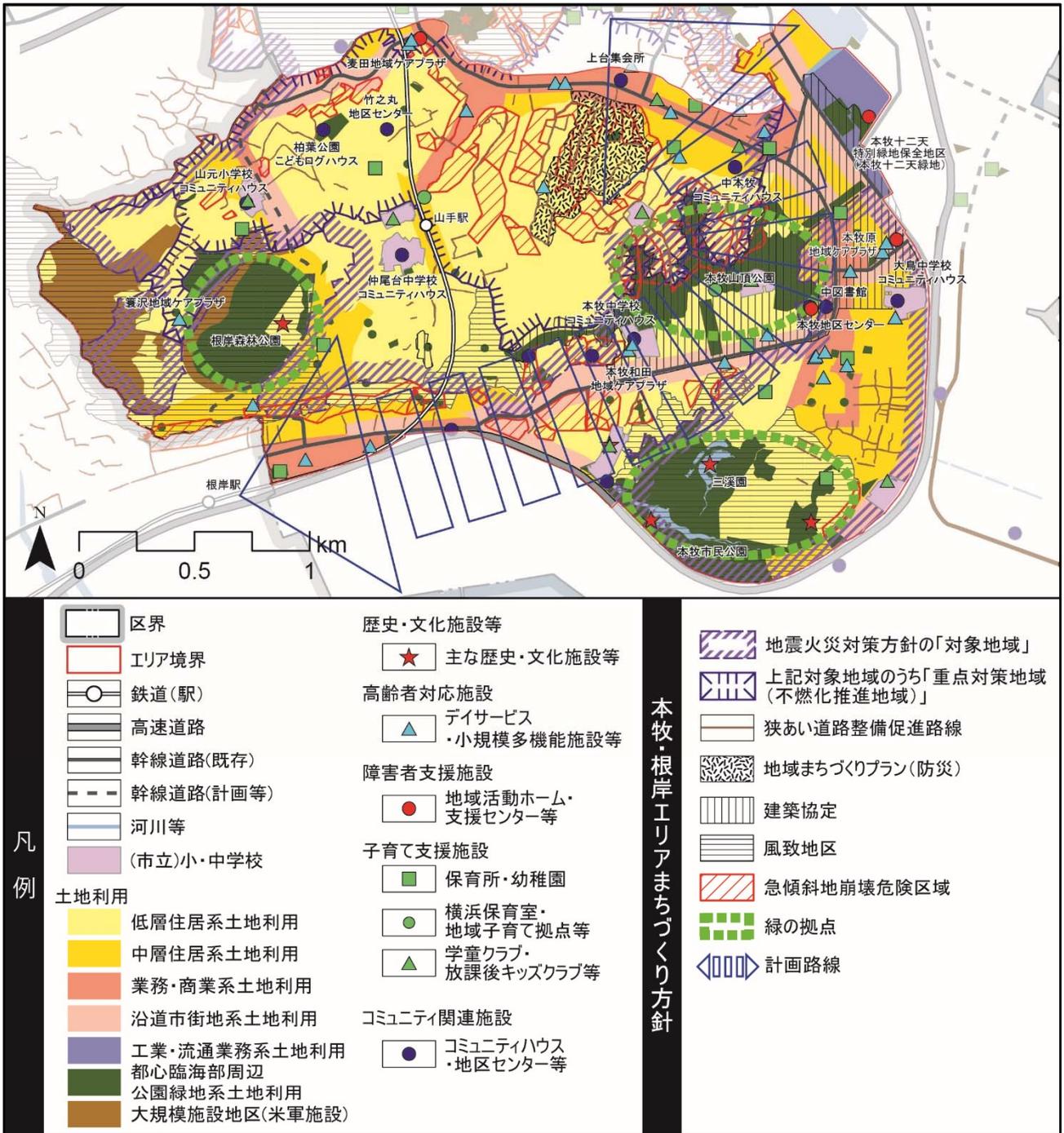
米軍根岸住宅地区は、昭和22（1947）年に米軍人、軍属及びその家族の居住地として米軍に接収されました。その後、平成16（2004）年10月に日米合同委員会において、返還の方針が示されました。さらに平成30（2018）年11月には日米合同委員会において、新たに米軍根岸住宅地区の共同使用及び返還についての方針が承認されました。市内米軍施設は、これまで横浜のまちづくりに大きな刺激を与えてきましたが、跡地はその広大さなどから、将来の横浜のまちづくりにおいて、非常に重要な資産であると言えます。

跡地利用にあたっては、「米軍施設返還跡地利用指針」の内容を基本とし、米軍施設の存在により戦後長きにわたり基地の影響を受けてきた民間土地所有者や周辺地域の皆さまをはじめ多くの方々から幅広く意見を伺いながら検討を進め、横浜の将来を見据えた戦略的な活用が図られるよう跡地利用基本計画を策定し、早期の具体化を目指していきます。



米軍根岸住宅地区の航空写真

図 3-5 本牧・根岸エリアまちづくり方針図



(5) 港湾・臨海エリアのまちづくり

《目標》

国際物流など臨海部の産業の発展に取り組みながら、活力を創出するまち

《背景》

- ◇本牧、根岸方面までの丘陵地周囲に広がり、横浜港の中心的な役割を担っているエリアです。
- ◇平成 28 (2016) 年の横浜港におけるコンテナ取扱貨物量は、平成 18 (2006) 年の 8 割程度になっています。
- ◇国際的な船舶の排出ガス規制強化が進展し、船舶用燃料が従来の重油から排出ガスのクリーンな LNG へ転換することで、LNG 燃料船の増加が見込まれています。
- ◇耐震強化岸壁や海岸保全施設の整備など、地震、津波等に対する臨海部における防災機能の強化が必要です。

《方針 1》 国際競争力のある港づくり

- コンテナ船の大型化やアジアを中心とした世界の貨物量の増加などの海運動向に対応し、コンテナふ頭の再編・強化や先進的な施設整備を進めます。
- 本牧沖に新たなふ頭を計画し、大水深・高規格コンテナターミナルやロジスティクス施設を一体的に配置します。
- 横浜港の物流機能を支えるため、港と背後地を結ぶ広域道路ネットワーク及び南本牧ふ頭連絡臨港道路などのふ頭間を結ぶ臨港道路を国など関係機関と協力しながら整備を進めます。
- 既存工場の操業環境を保全するとともに、助成制度等の活用により機能の更新・高度化を促進します。

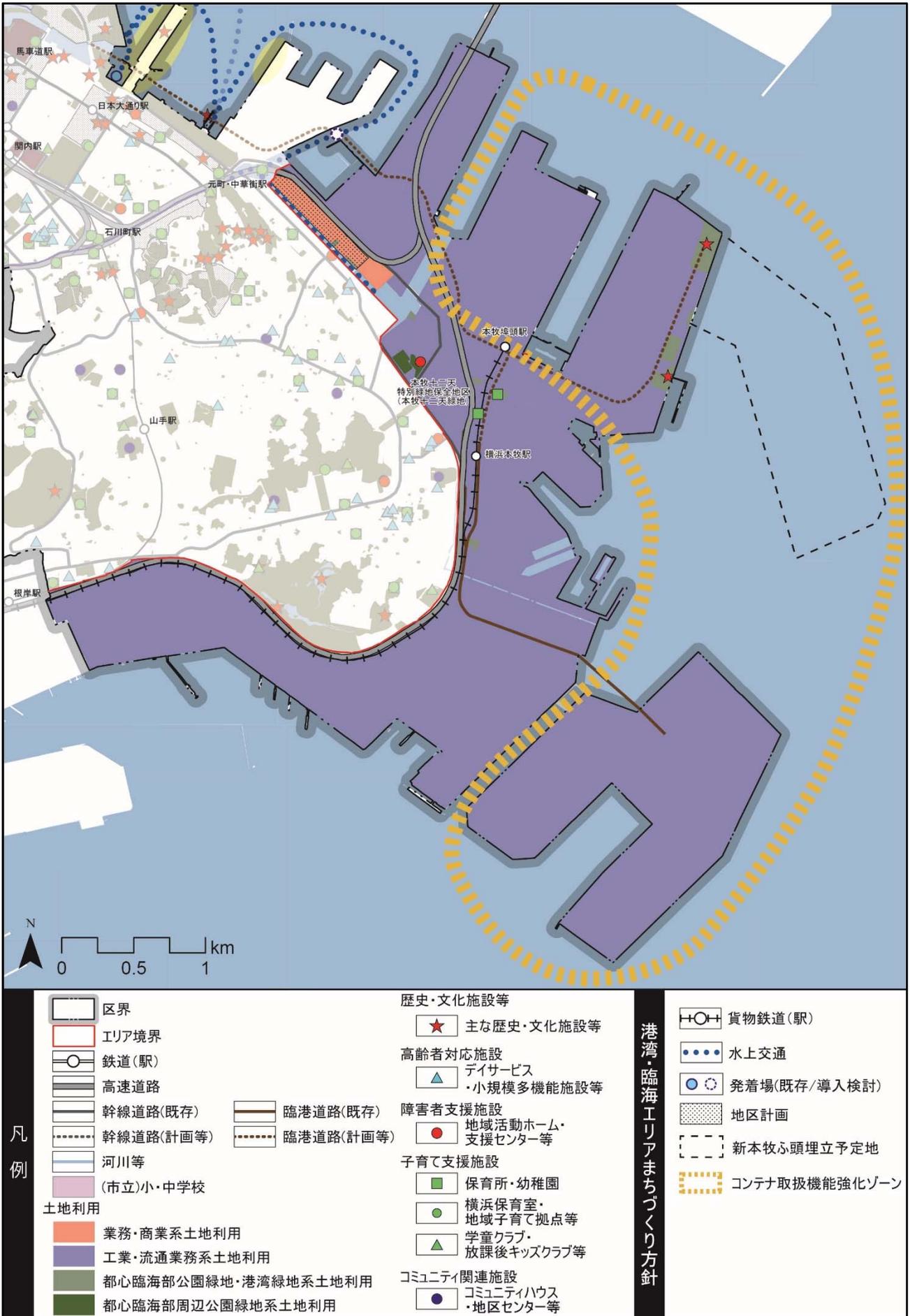
《方針 2》 区民に身近で親しみやすい港づくり

- 親しみやすく美しい横浜港を次世代へ引き継ぐため、緑地の確保、水質環境の改善に取り組めます。
- 水辺空間の整備や水域の環境改善活動などへの市民参加や協働を進め、区民、事業者、行政が連携した港づくりを進めます。

《方針 3》 安全・安心で環境にやさしい港づくり

- 耐震機能強化や海岸保全施設の整備など臨海部の防災機能強化や保安対策など、安全で安心な港づくりを進めるとともに、港湾施設の維持保全を進めます。
- エネルギー利用の効率化、脱炭素化、災害時における事業継続性の確保等の港のスマート化に取り組めます。
- 国、事業者等と連携し、横浜港における LNG バンカリング拠点の形成に向けた検討を進めます。

図 3-6 港湾・臨海エリアまちづくり方針図



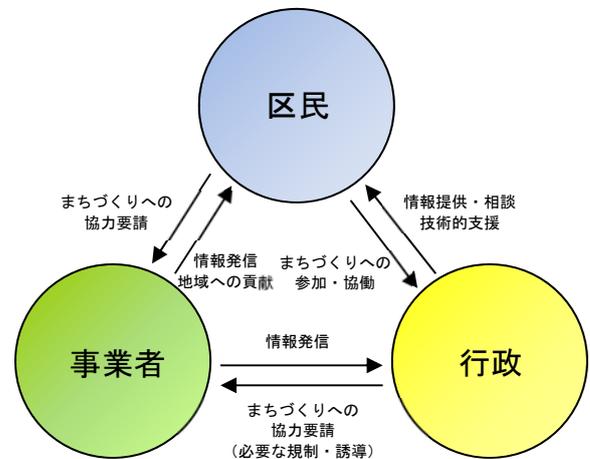
第4章 まちづくりの推進

4-1 まちづくりの推進に向けた区民、事業者、行政の取組

中区プランは、区民、事業者、行政がまちづくりを進めていく上での基本的な方針を示したものです。今後の中区のまちづくりは、中区プランに基づいて推進します。

まちづくりの推進にあたっては、区民（個人、まちづくり団体、区民団体等）、事業者、行政など様々なまちづくりの担い手が主体的に取り組むことが大切です。

また、まちづくりを進めていく上では、それぞれの主体が、互いの役割を理解してそれぞれの強みを生かし、協働で取り組むことが必要です。



(1) 区民の役割

身近な地域のまちづくりには、地域住民の発意と自主的な取組が大切です。地域を最もよく知る区民が、地域を改善したい、地域の魅力をより高めたいという問題意識を持つことがまちづくりの出発点です。

地域内外での交流や連携を深めるとともに、地域における様々な活動や行政などが実施するまちづくりに積極的に参加・提案を行うことが、地域の維持・発展には必要です。

住民同士が地域の課題について話し合い、合意した上で、解決に向けた自立的な取組にまちづくり活動を展開していくことが期待されます。

(2) 事業者の役割

中区では、企業・商店街・NPOなど多くの事業者や団体が、それぞれの活動を行いながらまちづくりに重要な役割を果たしています。事業者は、区民や行政とともにまちづくりの主体として重要な役割を担っており、地域の環境と調和を図りながら、事業活動を通じてまちの魅力を向上させることが期待されます。また、地域社会の一員として、まちづくり方針が示す目標や方針を理解し、これらに基づく施策や区民主体のまちづくり活動に協力・支援するとともに、事業者が持つ資金、技術、人材及び情報などを生かして中区のまちづくりに幅広く貢献することが期待されます。

また、開発事業者においては、法令への適合のみならず、中区プランを踏まえ、地域の持続可能な将来を見据えた開発事業計画を持って開発を進めることで、地域のまちづくりに貢献する役割を全うすることが期待されます。

(3) 行政の役割

行政は、中区プランや関連する計画等を踏まえ、都市計画等で定められた土地利用の推進、建築のルール等による規制・誘導や公共施設の維持・整備などのまちづくりを目指します。区民や事業者が主体的に進めるまちづくり活動の支援・関係組織等の総合調整などを行う役割を担っています。

また、区民のまちづくりへの多様な参加の機会を提供することにより、意欲や関心を高める仕組みをつくる役割があります。そのため、多様な手段により情報提供を行うとともに、所管部署の相談体制を強化し、必要に応じて専門家派遣を行うなど、区民が行うまちづくりを支援します。

さらに、国・県・市等の行政は、所管する資産について持続可能なまちづくりを進めるための適切な活用等を進め、地域の発展に寄与することが期待されます。

4-2 中区プランの充実

中区プランは、計画期間が長期にわたることから、社会経済情勢の変化や技術革新、区民意識の変化などが生じた際には、必要に応じて見直しを行うなど、まちづくり方針の充実を図っていきます。上位計画である全体構想等の改定が行われた際には、中区プランの記載内容や進捗状況を点検し、必要な修正や改定を行います。

用語集

あ行

アフターコンベンション

会議日程終了後、または会議時間終了後に引き続いて行われる各種の行事のこと。自由参加による周辺地域のショッピング、娯楽等の活動。「国際会議誘致ガイドブック（平成21(2009)年1月）」（観光庁）

あんしんカラーベルト事業

小学生の通学路等のうち、歩道など歩行者空間が確保されておらず今後も歩道整備が困難な路線において、警察署・地元町内会・学校と調整のうえセンターラインを消去するなど路側帯の拡幅を図り、路側帯をカラー化して歩行者空間を確保する事業のこと。

Eボート

10人乗りの大型インフレーターボート（空気の入った気密性チューブで作られたボート）。洪水などの非常時の防災目的のほか、川やダム湖、運河、海などの水辺での人々の交流やコミュニティ形成、環境学習などにも使用されている。

ウォーターフロント

water front。海・川・湖などの水際地帯又は大都市周辺部の水辺地区のこと。

雨水幹線

下水道の雨水管ネットワークのうち、幹となる主要な管きよのこと。

雨水浸透施設

都市化の進展による雨水流出量の増加、良好な水辺の喪失、局地的大雨の頻発といった水循環系の変化に対し、水循環系再生に向け、

雨水浸透機能強化を図るための施設のこと。雨水浸透施設として代表的なものに、浸透ます、浸透管（浸透トレンチ）のほか、浸透側溝、透水性舗装（浸透性平板も含む。）等がある。「雨水浸透施設設置基準（平成23(2011)年4月）」（横浜市環境創造局）

雨水貯留施設

地下空間等を利用し、市街地に降った雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設のこと。

液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象のこと。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。「横浜市住生活基本計画（平成24(2012)年3月）」（横浜市建築局）

エコモビリティ

鉄道、バス、水上交通などの公共交通を利用した移動手段。

エコリノベーション

省エネ改修。住宅の断熱性の確保に繋がる断熱改修や省エネルギー性能を向上させる設備改修など、省エネかつ健康な住まいに繋がる改修。

SDGs

Sustainable Development Goals の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中心となる、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題と具体的な目標として17のゴール、169のターゲットからなる持続可能な開発目標のこと。

日本での取組としては、内閣府が地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市である「S

D G s 未来都市(29 都市)」及び、特に先導的な取組である「自治体 S D G s モデル事業(10 都市)」に、横浜市の提案が選定された。

NPO

Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称で、民間非営利組織などと訳される。平成 10(1998) 年 3 月に成立した「特定非営利活動促進法(NPO 法)」により、まちづくりの推進等 20 分野に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」として法人格を取得できる。(「横浜市住生活基本計画(平成 30(2018)年 2 月)」(横浜市建築局))

LNG バンカリング

船舶へ LNG(液化天然ガス、Liquefied Natural Gas)を燃料として供給すること。

延焼遮断帯

市街地で火災の延焼を防ぐ機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間のこと。

オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりのこと。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。(三省堂 weblio「造園カタカナ用語辞典」(社団法人日本造園組合連合会))

温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、

現在、「二酸化炭素(CO₂)」「メタン(CH₄)」「一酸化二窒素(N₂O)」「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」「パーフルオロカーボン(PFC)」「六ふっ化硫黄(SF₆)」「三ふっ化窒素(NF₃)」の 7 物質が指定されている。おり、平成 27 年 4 月からは新たに「三ふっ化窒素(NF₃)」が追加された。

(「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局))

か行

環境配慮住宅

(本文では「環境配慮型施設」)

環境に配慮した住宅、環境共生住宅と同義。地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境のこと。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。(「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局))

幹線道路

高速道路を除く都市計画道路及び 4 車線以上の国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する。

帰宅困難者

地震等発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあるこ

と等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)のこと。

CASBEE

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiencyの略。建築環境総合性能評価システムのこと。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムで5段階(S・A・B+・B-・C)に格付けされる。

横浜市建築物環境配慮制度は、建築主がその建物の「建築物環境配慮計画」を作成することによって、建築物の省エネルギー対策や長寿命化対策、周辺のまちなみとの調和、緑化対策などを項目ごとに評価し、総合的な環境配慮の取組を進めるもの。届出制度と認証制度があり、市のホームページでその評価結果を公表している。

建築物環境配慮計画は、「CASBEE-建築(新築)」を基本として、横浜市の制度用に編集した「CASBEE横浜」を用いて作成。戸建住宅については、「CASBEE横浜[戸建]」を使用。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受ける恐れのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには許可が必要となり、一定要件を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

狭あい道路整備促進路線

幅員4メートル未満の狭あい道路のうち、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークを形成するものとして、横浜市が「狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定した路線のこと。

この路線では、狭あい道路拡幅整備事業により、後退した用地における門・塀の撤去費や移設費への助成と市による舗装工事を実施している。

協働

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと。「協働推進の基本指針(平成24(2012)年10月)」(横浜市市民局)

緊急輸送路(緊急輸送道路)

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。

クリエイター

creator。創造的な仕事をしている人。創造者。作家。「大辞泉第二版(平成24(2012)年11月)」(小学館)

グローバル

global。世界的な規模であるさま。また、全体を覆うさま。包括的。「大辞泉第二版(平成24(2012)年11月)」(小学館)

景観計画

景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観形成のための方針、建築物の建築等に対する基準(景観形成基準)等を定めることができる制度のこと。

減災

災害後の対応よりも事前の対応を重視し、できることから計画的に取り組んで、少しでも被害の軽減を図るようにすること。（「減災のてびき（平成 21(2009)年 3 月）」（内閣府）

建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が特定行政庁の許可を受け「約束（協定）」を互いに取り決め、一般的に地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。また、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力は引き継がれる。（「いちからつくる建築協定(平成 26(2014)年 5 月）」（横浜市都市整備局）参考）

公園愛護会

地域に身近な公園を安全で快適な場所として保っていくために、地域の主体的な活動として、美化活動や利用者へのマナー啓発などを行うボランティア団体。（「横浜市水と緑の基本計画（平成 28(2016)年 6 月）」（横浜市環境創造局）

閘門

水位の異なる 2 つの水面間を船舶が通航するための施設。

高齢化率

65 歳以上の人口（老年人口）の占める割合のこと。

高齢化率は、65 歳以上人口（老年人口）÷総人口（年齢不詳を除く）×100 で算出する。

5 歳階級別男女別人口

0～4 歳、5～9 歳、10～14 歳…という階級別の人口を更に男女別に分けた人口のこと。

国際交流拠点

横浜市では、横浜都心・臨海地域の国際競争力の向上を図るため、横浜みなとみらい地区

を、港横浜の特性を生かしつつ、業務機能を中心に、商業、文化、居住機能等の導入による多機能な国際交流拠点を形成するものとし、また、北仲通地区を、横浜みなとみらい地区と関内地区の結節点である立地特性を生かし、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進に向け、業務機能、魅力的な文化、商業等の機能や居住機能の導入による多機能な国際交流拠点を形成するものとしている。（「横浜市の都市再生の取組について」（横浜市都市整備局企画課）

コミュニティ

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行ってような集団のこと。（「地域コミュニティの現状と問題（平成 19(2007)年 2 月 7 日）」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料）

コミュニティサイクル

誰もが手軽に利用しやすい都市型の自転車のレンタルシステムのこと。IT 技術を活用したセルフ方式の貸出し返却システムを採用したレンタル拠点がきめ細かにあり、様々な人が手軽に低料金で利用できる仕組み。ヨーロッパでは大都市から中小に至る都市で展開されており、世界各地でその取組は注目されている。（「横浜都市交通計画（平成 20(2008)年 3 月）」（横浜市都市整備局）

コミュニティハウス

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

コンテナターミナル

Container Terminal。海上コンテナ輸送のための中核的港湾施設で、トレーラーで陸送

されたコンテナを船積みし、あるいは、陸送のために船から降ろされたコンテナをトレーラーに載せる施設のこと。コンテナ埠頭とも呼ばれている。

さ行

災害時要援護者

平常時から何らかのハンディをもっており、災害時に一般の人々と同じような危険回避行動や避難行動、避難生活、復旧・復興活動を行うことができず、他者による援護を必要とする人。

再生可能エネルギー

永続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。

SUP

Stand up Paddle surfing または Stand up Paddleboarding の名称を略して SUP と呼ばれている。サーフボードの上に乗ってパドルで漕ぐ水上スポーツ。海だけでなく、川や湖などでも行われる。

産業遺構

ある時代にその地域に根付いていた産業の姿を伝える遺物や遺跡のこと。横浜には、開港以来の近代建築や西洋館、土木遺産が残されている。また、郊外部には農村の風情を伝える古民家や社寺が残されている。これらの歴史的資産を再評価し、街づくりの資源として位置付け、その保全と活用を積極的に図っていくため、昭和 63(1988)年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行し、所有者の協力を得

て、主に建築物の外観を保全しながら活用を図っている。

市街化調整区域

都市計画法第 7 条に規定される区域。市街化を抑制すべき区域のこと。

持続可能な都市づくり（まちづくり）

「持続可能な開発（発展）」とは、環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台の上に成り立つもので、持続的な発展のためには、環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すもの。この概念に基づく都市づくり、まちづくりのこと。

自転車専用通行帯

道路交通法第 20 条第 2 項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定されたもの。

社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき、社会福祉の推進を図ることを目的に市区のそれぞれに組織されている。地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動することを特長とし、民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織。横浜市では市・区・地区ごとに組織され、それぞれが地域の状況に応じた様々な福祉保健活動を行っている。

重点対策地域（不燃化推進地域）

横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針の対象地域のうち、延焼の危険性が特に高い地域のこと。「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」に基づき、建築物の耐火性能強化を義務付ける地域として指定する。

循環型社会

雨水の地中かん養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会を指す。（「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局））

人口集中地区（DID）

国勢調査ごとに設定され、統計データに基づいて一定の基準により定められた「都市的地域」のこと。英語による“Densely Inhabited District”を略してDIDとも呼ばれる。

以下の3点を条件とする。

- (1) 国勢調査基本単位区を基礎単位地域とすること。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有すること。

浸水想定区域

水防法により、住民の人命を守るための避難計画等の目安となるハザードマップを作成するため、洪水、内水、高潮により浸水被害が想定される区域のこと。

スマートイルミネーション

横浜都心臨海部を中心に、環境技術とアートの融合による夜景演出を行うことで、横浜の新たな夜の魅力を開発し、にぎわいを創出するとともに、環境技術を持つ企業や地域との連携に取り組むことで、関連産業の振興・地域経済の活性化を図るアートイベントのこと。

スマート化

スマート化とは、情報システムや各種装置に高度な情報処理能力あるいは管理・制御能

力を持たせることである。

一般的には、スマート化は空調システムや送電網といったインフラ設備に情報処理能力、情報管理能力を搭載して高度な運用を可能にすることを指す場合が多い。社会インフラのスマート化はICT（情報通信技術）が実現を目指す目標の一つといえる。スマート化された送電網はスマートグリッド、地区全体においてスマート化が進んだ都市はスマートシティなどと呼ばれる。

3R

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字を取ったもの。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢（スリム）プラン～」（平成23（2011）年1月）（横浜市資源循環局））

精神障害者生活支援センター

（本文は生活支援センター）

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や日常生活に必要な情報の提供を行う施設のこと。

また、規則正しい生活維持のためのサービス（食事・入浴・洗濯等）の提供及び、自主事業や地域交流活動などを行う。

生物多様性

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。

全国都市緑化よこはまフェア

愛称は「ガーデンネックレス横浜2017」。全

国都市緑化フェアは、国民ひとり一人が緑の大切さを認識するとともに、花や緑を守り、楽しみながら知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがあるまちづくりを進めるための普及啓発事業として、国土交通省提唱のもと昭和58(1983)年から毎年、全国各地で開催されている花と緑の祭典であり、その第33回が平成29(2017)年3月から6月にかけて、「全国都市緑化よこはまフェア」として開催された。

創造界限拠点

横浜市では芸術家等が制作し、発表し、滞在する地域を創造界限としており、具体的には、アーティスト・クリエイターの集積が進んでいる関内・関外地区を中心とした地域を指している。そうした創造界限において、歴史的建造物や倉庫などを活用して、創造的な活動を発信する拠点施設を創造界限拠点と呼んでいる。

創造的産業

一般的には、芸術、映画、服飾デザイン、広告など、知的財産権を持った製品の製造・流通及びサービスの提供に関わる産業のこと。横浜市では、創造性の付加価値によって選択されるなど、建築設計やデザインなどの分野を中心とした、ライフスタイルに関連する創造性の高い産業としている。（「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的考え方（平成24(2012)年12月）」（横浜市文化観光局）

た行

耐震改修

耐震診断の結果、大地震時に倒壊又は崩壊する危険性がある又は高いと判定された建物において行われる、地震に対する安全性を向上させる工事のこと。

高潮警戒区域

高潮（台風や発達した低気圧によって、海岸付近で海面が異常に高くなる現象）により浸水する可能性がある区域のこと。

脱炭素型都市づくり・まちづくり

（脱炭素化に向けた都市づくり/まちづくり）

地球温暖化対策の観点から、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡（脱炭素化）の達成を目指す都市づくり（まちづくり）のこと。脱炭素化を実現するためには、現状の取組の延長線上では難しく、英知を結集し、技術・経済社会システム、ライフスタイルのイノベーションによる解決を最大限追及していくことが必要である。都市・地域においては、公共交通の利用促進によるコンパクトシティへの取組や、再生可能エネルギー由来等の電気や熱等の自立分散型エネルギーの面的利用、緑の保全や創造による水と緑のネットワークの形成等を実現していく。

脱炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やフロンなどの温暖化の原因の一つと言われる温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡を達成する社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然・再生可能エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

地域ケアプラザ

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設のこと。おおむね中学校区域に1か所を設置。

地域交通サポート事業

坂道が多い横浜では、既存バス路線がない

地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られる。このような地域の主体的な取組がスムーズに進むよう様々な支援を行うことにより、公共交通の実現を目指す事業のこと。

地域福祉保健計画

社会福祉法第 107 条に基づき、横浜市と横浜市社会福祉協議会で、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・推進する計画のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービス提供体制のこと。令和 7（2025）年を目途に、全国各地で構築が進められている。

地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

地球温暖化対策（緩和策・適応策）

地球温暖化対策には、「緩和策」と「適応策」の 2 種類がある。緩和策とは、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用などにより地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制したり、樹林地の保全を通じて温室効果ガスを吸収させる対策のこと。適応策とは、昨今の異常気象など既に起こりつつある地球温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整して避けられない影響を軽減する対策のことで、ハード面では、大雨による浸水対策の下水道整備など、ソフト対策では、猛暑による熱中症の予防情報の提供などがある。

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

地区センター

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

昼夜間人口比率

昼間人口の夜間人口に対する割合のこと。
昼夜間人口比率 = (昼間人口 ÷ 夜間人口) × 100 で算出。

昼間人口（従業地・通学地による人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、「昼間人口 = 夜間人口 - 流出人口 + 流入人口」により求めることができる。

夜間人口とは常住地による人口のことであ

り、国勢調査時に調査の地域に常住している人口のことをいう。

長寿命化

物理的な劣化や機能の陳腐化に対策することで、従来行ってきた建替え・更新の期間よりも長く施設を使えるようにすること。

特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地で、風致景観に優れるなど一定の要件を満たした区域について、都市計画に定める地区。（「横浜市水と緑の基本計画(平成 28(2016)年 6 月)」(横浜市環境創造局))

都市機能

都市(政治、経済、文化等の中心地で人の多いところ)としての機能のこと。業務、商業、文化、観光、交流などの機能(の一つ又は複数)を有する。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の規定に従い定められたもののこと。

都市内の限られた土地を有効に配分し、住宅や商業施設、工場などの建築敷地、道路や鉄道などの基盤施設用地、緑地・自然環境などを適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするもの。

都市計画基礎調査

都市計画法第 6 条第 1 項の規定により、都道府県が、都市計画区域について、おおむね 5 年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての行う調査のこと。

都市計画区域

都市計画法第 5 条に規定される区域のこと。市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域のことで、都道府県が定める。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域を対象として、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けて、都市計画の目標などの都市計画の基本的な方針を定めるもの。

横浜市は、市域全域が都市計画区域である。

なお、平成 26(2014)年 6 月の都市計画法の改正により、決定権限が神奈川県から横浜市へ移譲された。

都市計画道路

都市計画法第 11 条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。

都市景観協議地区

「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき、区域や魅力ある都市景観を創造するための方針、行為に関する設計の指針(行為指針)などを定めたもの。地区内においては、これらの方針や行為指針に基づき、事業者と横浜市が創造的な協議を行い、質の高い都市景観の創造を目指している。

都市施設

都市計画に定めることができる、都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる以下の施設のこと。

- 1 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ター

- ミナルその他の交通施設
- 2 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 3 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 4 河川、運河その他の水路
- 5 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 6 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 7 市場、と畜場又は火葬場
- 8 一団地の住宅施設
- 9 一団地の官公庁施設
- 10 流通業務団地
- 11 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 12 一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 13 一団地の復興拠点市街地形成施設
- 14 その他政令で定める施設

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて都道府県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。土砂災害警戒区域に指定されると、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域のこと。（神奈川県県土整備局砂防海岸課）

土砂災害特別警戒区域に指定されると、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

都心機能

高次の業務、商業、文化、観光、交流などの

機能のこと。

都心臨海部

横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、東神奈川臨海部周辺地区、山下埠頭周辺地区の5地区から形成されるエリア。

な行

内水

大雨などによって、降った雨が下水道管や水路等から河川等へ排水できずに、マンホールや雨水桝等から溢れ出ること。（「内水ハザードマップ・浸水想定区域図 Q&A（平成27(2015)年4月）」（横浜市環境創造局））

ノンステップバス

乗降口の段差（ステップ）がなく、車いす使用者をはじめ、だれもが乗降しやすい構造のバスのこと。乗降時に通常の走行状態の車高から5センチメートル程度車高を下げ、歩道縁石等との段差をなくすることができるニーリング・システム（車高調整装置）を装備している。

は行

ハザードマップ

hazard map。災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。（「大辞泉第二版（平成24(2012)年11月）」（小学館））

バスベイ

バス乗降客のため、本線車道から分離して設けたバスの停車帯のこと。本線車線から分離しているため、後続車の追越しが容易になる。

ハブポート

Hub Port。海運の拠点となる国際的な港で、自転車の車輪の軸（ハブ）からタイヤに向かってスポークが延びるように、世界各地へ航路が結ばれている港のこと。

バリアフリー／化

高齢者、障害者等が生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間をつくりあげること（歩道の段差解消など）をいう。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をする上で、精神的にも障壁がないことも意図する。

ヒートアイランド／現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象のこと。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。

風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることを目指し、都市の風致を維持するため定める地区のこと。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。（「風致地区の手引き（平成26(2014)年4月）」（横浜市建築局））

文化芸術創造都市

横浜市における、文化芸術の創造性を生かし、「文化芸術振興」や「経済振興」といったソフト施策と「まちづくり」などのハード施策を一体的に取り組む都市再生ビジョンのこと。（「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的考え方（平成24(2012)年12月）」（横浜市文化観光局））

防災備蓄倉庫

地域防災拠点である小中学校等の空き教室

及び校地を利用し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材（発電機、担架等）、食料、水、生活用品等を備蓄しているもの。

ま行

MICE

Meeting（企業等の会議）、Incentive Travel（企業等の行う報奨・研修旅行）、Convention（国際機関・学会等が主催する総会、学術会議等）、EventあるいはExhibition（イベント・展示会・見本市）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称のこと。（「国際観光・MICE都市の実現に向けたアクションプラン（平成23(2011)年1月）」（横浜市文化観光局））

街づくり協議地区

市街地開発事業等の推進、都市基盤の整備、都市機能の集積、土地利用の誘導、街並みの誘導、歩行者空間の整備などを推進するため、市長が協議が必要と認め指定した地区のこと。指定した地区において、指針を定め、市民の協力のもとに街づくりに関する協議を行うことにより、利便性が高く、安全で快適な、魅力ある市街地の形成を誘導している。

木造住宅密集市街地

（本文中は「木造住宅が密集した地域」等）老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園などの公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。

や行

谷戸

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域のこと。貴重な源流域とその地形を生かした水田、農業用のため池及び水路が作られてきた。横浜市は多摩丘陵の終端部に位置するため、多くの谷戸がある。

ユニークベニュー

歴史的建造物や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」という二つを組み合わせた言葉で、「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（障害者基本計画より）」のこと。

横浜環状鉄道

交通政策審議会答申第 198 号に「横浜環状鉄道の新設（日吉～鶴見、中山～二俣川～東戸塚～上大岡～根岸～元町・中華街）」として位置付けられている路線のこと。なお、中山～日吉間は市営地下鉄グリーンラインとして供用中である。

横浜市基本構想（長期ビジョン）

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市が人口減少時代に突入する 21 世紀最初の四半世紀（おおむね令和 7（2025）年頃、現在から約 20 年間）を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。横浜

市の行政計画は、すべてこの長期ビジョンの理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置付けられる。

横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。（「横浜市基本構想（長期ビジョン）（平成 18（2006）年 6 月）」（横浜市政策局））

横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針

平成 24（2012）年 10 月に見直しを行った「横浜市地震被害想定」における火災被害が大きいことから、地震による火災被害を軽減するため、平成 26（2014）年 3 月に策定した方針。これにより「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を進める。

横浜都心

（本文中は「都心」）

高次の業務、商業、文化、観光、交流など更なる機能集積を図るとともに、一定のルールのもと、業務機能等を中心に地域の実状に応じた機能強化と合わせ、都市型住宅の誘導等も図る、魅力と活気あふれる拠点地区のこと。横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、北仲通地区及び関内・関外地区が位置付けられている。

ら行

リノベーション

renovation。リフォームよりも大規模な改修工事のこと。既存の骨格（構造）だけを残し、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりする。具体的には、耐震性や防火安全性を確保し、耐久性を向上させたり、冷暖房費などのエネルギー節約のため、IT 化など変化する建築機能の対応・向上のために行われる。

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から 300 平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

臨港地区

臨港地区は、港湾機能の保持、活用を図るため指定するもので、水域たる港湾区域とともに、港湾行政上の基礎的地区。指定は都市計画法上の地域地区の一つとして、港湾管理者の申し出により都市計画決定される。

臨港地区は、①港湾管理者業務、港湾施設、環境整備負担金徴収についての地域的範囲を画するものであり、また②地域内構築物の規制や、行為の届出等の規制行政の対象範囲でもある。

令和元年6月発行

横浜市 中区 区政推進課

〒231-0021 横浜市中区日本大通 35 番地

Tel : 045-224-8128 FAX : 045-224-8214

E-mail : na-kusei@city.yokohama.jp

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

Tel : 045-671-2696 FAX : 045-663-8641

E-mail : tb-chiikimachika@city.yokohama.jp

